

④入植者の定着性、⑤経営費、⑥入植者の所得、⑦経営上の問題点——について概述する。事例として用いられているのは、パハン州Jengka 三角地帯と、ジョホール州Kulai 近郊のTaid Andak の入植農園である。

④ 経営方法

経営責任者としての FELDA の役割はオイルパームの樹令により異なる。林野局による森林伐採の跡地の整地、苗木の育成及び植付け、入植が行われるまでのパーム園の直接の管理はすべてコントラクターに委託し、FELDA は進捗状況を監督する。植付けは整地が始まってから約 14 カ月後に行われるが、植付ける苗木は 14 カ月の育成を必要とするので、FELDA が特定のオイルパーム園について係る期間は、植付けたオイルパームの樹令にはほぼ相当することになる。入植者による開発資金の返済は 19 年目に完了し、そこで農園の管理権は FELDA の手を離れる。それ以後の経営方法をどうするかについては、FELDA 自体もまだ方策を検討模索中である。

開発予定地の森林の伐採、材木の搬出が済むと、林野局は FELDA に対して整地作業を開始できることを通知する。FELDA は競争入札により、整地、カバークロップの植付け、苗木の植付け、入植までの農園の管理を担当するコントラクターを決定する。FELDA の職員はこれらの作業の進行を指導管理する。コントラクターは発芽した種子 (FELDA の入植農園はすべて DxP 種) を MARDI 研究所やエステートの試験場から購入し、苗木をポリ鉢で育成する。育成は 14 カ月間同じポリ鉢を使用する場合と、最初の 4 カ月間と後の 10 カ月間それぞれ別のポリ鉢を使用する場合とがある。苗木の育成中は、スプリンクラーによる灌漑が必要とされる。

14 カ月目の苗木は 29 フィート×29 フィート×29 フィートの正三角形の頂点にあたる位置に植付けられる。これはエーカー当たり 55～57 本 (ヘクタール当たり 136～141 本) に相当する。

入植者は入植当初は協同で圃場作業に従事する。除草、施肥、花蕾の摘み取りが主な作業で従事した作業日数により賃金の支払いを受ける。FELDA は入植農園ごとに、マネージャー、アシスタント・マネージャー、圃場監督等合わせて約 16 人のスタッフを派遣し、経営の指導管理にあたる。入植者は 10～14 人の代表委員からなる入植者委員会を結成し、月例会議 (議長はマネージャー) を通じて入植者の意見を経営に反映させることができる。

収穫が始まって 4 年目になると、新鮮果房 (FFB) の取量は最盛期の水準に近づく。この頃には圃場は約 20 戸の入植世帯を 1 単位とする区画 (ブロック) に分けられ、作業はこの区画毎に共同で行われる。区画毎にリーダーと副リーダーが選出され、リーダーは農作業日程を作成し、作業開始の 1 ヶ月前に区画内の入植世

帯に配布する。区画（ブロック）は更に3つの小区画（プロット）に分けられ、プロット内の収穫を同日に行うことによって作業の合理化を仕かっている。収穫された果房の搾油工場への運搬はコントラクターに委託する場合もあるが、FELDAは入植者による運搬共同組合を育成するのを目的として、車両購入のための融資を行っている。

ブロック形成がとられるようになると、入植農園ごとにブロックリーダーの中から選出された5～10人の入植者代表と、教師、警官、司祭等からなる村議会を組織する。この村議会はFELDA派遣のマネジャーを議長とし、入植農園の地域共同体としての発展に係る事項について討議し、意志決定を行う。

④ 入植者の定着性

入植者の選定は、一般的にはFELDAのパーム園開発の項で述べた基準に従って行われる。FELDAの土地開発は失業対策の一つでもあるので、選定にあたっては一定の年齢層、人種が特に考慮の対象になることがある。1974年から採用されている基準によれば、資格年齢の範囲についての規定があるだけであるが、それ以前に採用されている基準では23才から26才までの層が特別な配慮の対象となっていた。入植世帯はほとんどがマレーシア人でJengka 三角地帯では3,600世帯中僅かに5世帯が非マレーシア人にすぎない。入植者の入植前の職業は雑多で、パーム園作業の経験者は相対的に少いため、入植者は入植と同時にFELDA職員による農作業についての教育指導を受ける。

入植者の定着性は高く、Taid Andak の入植農園における落後者は408世帯中2世帯、Jengka 三角地帯は3,600世帯中数世帯にすぎない。定着失敗の理由は該当世帯の特殊な問題による場合が多い。入植を希望する世帯は多く、1974年6月現在1万8000人の入植有資格世帯が待機している。入植世帯の平均家族人数は6～7人で、労働集約的なオイルパーム園経営の労働力は十分に供給されている。

開発資金の返済が終り、入植者に占有権が移った後のパーム園の相続に関しては、分割相続は許されない。相続優先順位は、入植世帯の妻、息子（出生順）、娘（出生順）となっており、相続者が一括して受ける。農園の相続希望者がいない場合のパーム園の売買に際しては、州政府の許可が必要である。

⑤ 経営費

入植以後の農園経営に関する諸費用を、オイルパームの樹令別、農作業別に示したのが表N-66である。数値はFELDAの平均的な入植農園の1エーカー当たりの推計値である。表N-66に掲示した費用は農作業の費用で、入植者の政府に対する返済金、FELDA職員の給与、及び職員のための建造物、機械、研究等に掛

かる費用は含まれていない。

農園経営費を項目別にみると、収穫と施肥の費用が大部分を占めている。収穫費は収穫だけでなく搾油工場への運搬費も含むが、共に果房(FFB)ロングトン当たりの費用に収量を剰じて算出されている。算出に際して用いられた収量は表N-70の通りである。施肥量は5年目まで増加し、5年日以降は一定と仮定されている。5年日以降の施肥量、成分割合は葉の成分分析結果に基づき決定されることになっている。表N-69の推計に用いた額は肥料費70マレーシアドル、労賃6マレーシアドルである。病虫害防除の費用は農薬費が6ドル、労賃が2ドルと推計されている。肥料、農薬の費用、葉成分分析の費用の大部分は、人植者の労賃で占められており、人植者の収益計算にあたっては人植者の所得とわるものである。

⑤ 人植者の所得

人植は土地開発が開始されてから約2年後に行われる。人植農園は人植者全体の共有者全体の共有という形態を採るが、一世帯当たりの保有面積は10エーカーから14エーカーである。人植してから収穫が始まるまでの期間、除草、施肥、病虫害防除等の園場作業に従事した日数に応じて人植者に賃金が支給される。収穫に入ってから所得は、果房の収穫量とその単位当たり価格、及び必要経費各々の価格に左右される。果房の単位は、パーム油販売価格から流通費と搾油経費を差し引き、また搾油率に応じて決定される。粗収益から差し引かれる必要経費の項目は人植農園ごとに若干の差があるが、開発費の返済金、肥料、農薬施用及び分析調査に要した諸費用、作物災害保険金等である。

開発費の返済は人植して5年目頃に始まり、15年間で完了する。返済額はパーム油の価格水準に基づき毎日決定される。利率は市中金利より特別に低くするということはなく、例えばTaid Andak 農園では年率6.27%である。

PELDAの平均的な人植農園における人植世帯当たりのパーム園保有面積が14エーカーとして、人植者の52年間の収益の推移を、パーム油価格ロングトン当たり350マレーシアドル、500ドル、750ドル、1000ドルの4水準別に推計して示したのが表N-70である。ここで人植者の収益と述べたのは、人植者がパーム園経営に関して提供する労働力はすべて労賃として費用に含まれ、粗収益から差し引かれているからである。したがって人植者が受け取る所得は、推計の際に用いた条件が同一ならば、表N-70の額より多い。パーム核価格はロングトン当たり210マレーシアドルと仮定している。パーム油の輸出税はパーム油価格が350ドルの場合は7.5%、700ドルまでは50ドル増加するごとに2.5%を付加した率、700ドル以上1,000ドルまでは増加額に対して30%を減課すると仮定している。人植者が人植の際負う移転費等は費用として含まれていない。

表 N-69 半島マレーシア、オイルパーム園経営費¹⁾

(単位: マレーシアドル/エーカー)

費目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
除草			3600	5500	4000	1765	1160	1160	1160	1160	1160	1160
維持管理 (村道、収穫路、排水)		200	500	900	800	800	800	800	800	800	800	800
病虫害予防駆除		850	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
施肥		1700	3780	6810	7600	7600	7600	7600	7600	7600	7600	7600
人工授粉				600	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200
収穫費 ²⁾				3719	7185	9930	10212	11774	11344	11472	11650	11650
花蕾除去			700									
葉分析費					900	900	900	900	900	900	900	900
計		2750	938	18329	22485	22995	22672	24234	23804	23932	2411	241.1

(出所) FELDA提供の資料による。

(注) 1) パーム園開発費の農民による返済及び園全体の管理、研究に関する費用は含まない。

2) 果房(FPB)の収穫と搾油工場への運搬費からなる。13年目以降の費用は、FPB/トン当たりの収穫費4ドル、運搬費

6.55ドルであるが、果房産出量が低下するため減少する。

表B-70 半島マレーシア、パーム油価格別FELDA農園入植者の平均収益推計値

入植年次	収 量 推 定			パーム油価格水準			
	エーカー当たり果房(トン)	パーム果房(%)	パーム核果房(%)	350円	500円	750円	1,000円
1~2 ¹⁾	--	--	--	839	839	839	839
3~5	4.9	18	4.2	187	1,861	4,328	6,584
6~8	9.2	22	4.5	2,635	6,303	11,664	19,924
9~11	9.9	22	4.5	3,227	7,220	13,070	18,414
12~14	9.2	22	4.5	2,728	6,433	11,862	16,823
15~17	8.5	22	4.5	2,219	5,656	10,689	15,290
18~20	7.9	22	4.5	3,610	6,801	11,475	15,748
21~23	7.3	22	4.5	3,151	6,103	10,428	14,381
24~26	6.9	22	4.5	2,873	5,652	9,743	13,483
27~29	6.5	22	4.5	2,553	5,193	9,058	12,595
30~32	6.0	22	4.5	2,239	4,610	8,181	11,446
平均	7.6	22	4.5	2,387	5,152	9,212	13,230

(出所) Tan Bock Thiam, Returns to Investment in Land Development from Settler and Government, Working Paper, (1974), pp. 6~10より作成

(注)1) この期間の収入は農園作業に対する賃金からなる。

入植してから収穫が始まるまでの期間、入植者は除草、施肥、病虫害防除等の農作業に従事した日数に応じて賃金が支給される。この期間の所得は、生活費をまかなう程度水準である。収穫が始まってから2年間の所得は、入植者が収穫した果房の個数に応じて支払われる。3年目からの所得は、収穫した果房ロングトン当たりに対して支払われる。単価は、パーム油の販売価格に応じて決定される。

4年目から入植農園はブロックに区分されて、入植者の所得はその所屬するブロック内で収穫された果房の重量に応じて支給される。各ブロックの粗収益は、果房の収穫量にその単価を乗じて得られるが、単価はパーム油販売価格から澆灌費、搾油経費を差し引き、搾油率に基づき決定される。各ブロックの所得を算出するために粗収益から差し引かれる経費は、入植農園により若干の項目の差異があるが、開発費の返済金、肥料、農薬費用及び入植農園内での分析調査に要した諸費用、作物災害保険金等である。オイルパームの経済樹令は30年から35年といわれる。これは高令に従い収穫量が低下し、樹丈が高くなるため収穫費が増加するためである。

表B-70に示されている入植者の所得の推移をみると、入植初期の5年間は所得水準が著しく低いが、以後急速に増加し、9年から11年目にかけて第1のピークに達する。この時期はパーム油価格750ドルで月1,000ドル以上の所得になる。この期間がパームの収穫の最盛期にあたる。20年から22年目に再び所得のピークがあるのは、この期間に達するまでに開発費借款の返済が終わるためである。この第2のピーク以降の所得は、年率3%から4%で減少し、10年間で入植後6~8年目の所得より低い水準に下落する。表10-9の所得の推移を入植者の年齢に対応してみると、入植が20代の終わりに行われるならば、30代の中期までは著しく低い所得水準であるが、40代及び50代の初期に所得のピークを迎え、その後年々減少して最盛期のほぼ1/2の水準にさがる60代の初期には、オイルパームと共に停年ということになる。

入植農園の経理収支は中央本部のコンピューターで計算され、ブロックごとに租収益及び項目別差引額が明記されたコンピューターシートが地方本部に送られる。各ブロック内の入植世帯の所得は、各世帯が収穫した果房(FFB)の数量により若干格差がある。またブロック・リーダー及び副リーダーには、ブロックの所得の内から一定の手当が支給される。

Taid Andak 農園のオイルパームの樹令は10年前後であるが、最近の入植者の所得は下記の通りである。パーム油の輸出価格は、1973年第4半期にはロングトン当たり700マレーシアドルであったが、1974年4月には1,155ドル、5月には1,058ドル、6月には1,155ドルである。

1974年	FFB価格	世帯当たり所得
	(マレーシアドル / ロングトン)	(マレーシアドル / 月)
1月	113	647
2月	140	710
7月	179	1,209

FELDAのコントラクターが農業労働者に支払う賃金は、1日当たり成人男子3.5、成人女子3.1ドル、18才以下の未成年者2.4ドルである。この水準は夫婦で1か月に26日間働いても月額171.6ドルであるので、上記のFELDAの入植者の所得は、一般農業労働者の所得と比較して格段に高いといえる。

⑤ 経営上の問題点

FELDA入植農園におけるオイルパーム園経営はかなり効率的におこなわれている。これは、入植農園が小農の集約ではあるが、FELDAが総合経営を行い、

収量の増加と搾油工場に対する各入植者からの計画的な果房の供給とを指導、監督しているからである。しかし現在において問題がないわけではないし、また将来生起すると推定される問題もいくつか指摘されている。

FELDA入植農園の経営上の問題に、園場から搾油工場への果房運搬に関するものとされる。現在、コントラクター、及び入植者による協同組合が運搬作業に従事している。果房の収穫量は季節性があり、収穫のピーク期には車輛不足、労働力不足が目立ち、また雨季と重なるために、道路条件が悪化して大型車を農園内に乗り入れることが困難になるなどの理由で、収穫されてから搾油されるまでの時間が往々にして24時間を越えることがある。この問題の解決策の一つとして、FELDAは小型トラックあるいはトラクターを使用する入植者の運搬協同組合を育成している。資金供給面の問題は少ないが、車輛の維持修理に関してネックが生ずると推定されている。

入植期間を通じての所得の推移及び変動にも問題がある。現在の開発資金の返済方式によると、入植者の所得には入植12年目と18年目にピークがあり、最高水準の年と最低水準の年の所得の間にはかなりの格差がある。したがって、入植者は生活水準を所得の変動に合わせて調整しなければならない。また30代の後半に入植した場合、相続者は所得が下降傾向にある時に経営を引き継ぐことになる。入植者の所得はパーム油の価格により変動する。1974年中期における入植世帯当たりの所得は月1000ドル以上であるが、他の油料作物の供給に影響されて大きく変動する傾向のあるパーム油国際価格の今後の動勢が入植者の所得水準に直接反映されることになろう。

以上のような所得水準の推移と変動を是正するための対策は現在までのところ実施されていない。現在のようにオイルパームの樹令が比較的若く、パーム油価格が上昇傾向にある場合には入植者の所得も増加傾向にあるので支障はないが、今後所得水準が下降線をたどることになった時が問題であろう。

FELDA入植農園の入植世帯当たりの保有面積は近年14エーカーに引き上げられたが、それまでは10エーカーであった。10エーカーというのは、所得及び雇用等の観点から政治的に決定されたもので、入植世帯の労働力の完全利用を目途としたものではない。特に所得水準が下降を始める入植18年目以降には、入植農園内における雇用機会の創出が必要となろう。

入植者が開発費の返済を完了し、パーム園の所有権を受取した後の入植農園の経営のあり方について、現在討議が行われているが、結論はまだでていない。総合経営を入植者に全部まかせることに対して、FELDA及び一部の入植者は不安をもっている。これはエステートを小農経営に移すことによってパーム園そのものの崩

歳を経験したインドネシア及び西アフリカの記憶があるからである。

b. 東マレーシア(サバ州のみ)

① エステート

1979年の“Annual Bulletin of Statistics, Sabah”によれば1974年のサバ州におけるエステートのオイルパーム植付面積は前年比3.8%増の約3万7,752ヘクタールであり、うち80%が成園と推定されている。(但し、サバでは100エーカー以上の植付面積をもつものをエステートと定義しているが、この統計値には100エーカー未満のエステートの面積も含まれている。

いわゆる“エステート”のオイルパーム生産状況に関する公式情報は“Oilpalm, Coconut and Cocoa Estate Statistics”であるが現在入手し得る最新のものは1973年3月に刊行されたものであり以下それに基づいた報告である。

表N-71と表N-72は、エステートの作付面積規模と経営者別にみた作付面積、成園、未成園の構成を示したものである。マレーシア人所有のエステートについてみると、1970年にはエステート総数の86%を占めてはいるが、その90%が1000エーカー未満の相対的に小規模な経営規模であり、従って総作付面積に占める割合も34%にとどまっている。これに対して外国人所有のエステートは、エステート数では14%に過ぎないが総作付面積の79%を占めている。表N-70はEast Malaysia Planters' Associationの資料から作成したものであるが、1974年時点で加工施設をもつ7つの大規模エステートの作付面積は1970年には1万9,868ヘクタール(4万9,073エーカー)にのぼっている。搾油工場の建設によって1974年から本格的な生産に入ったJai Fook Kim エステートを除けば、すべてが英国などの

表N-71 サバ・経営規模別オイルパーム・エステート数(1968~70年)

作付面積規模	1968			1969			1970		
	計	マレーシア人所有	非マレーシア人所有	計	マレーシア人所有	非マレーシア人所有	計	マレーシア人所有	非マレーシア人所有
1,100エーカー未満	23	21	2	28	24	4	28	25	3
2,100 ~ 199	9	9	—	8	8	—	6	6	—
3,200 ~ 299	6	5	1	4	4	—	2	2	—
4,300 ~ 499	2	2	—	6	5	1	6	6	—
5,500 ~ 999				5	5	—	4	4	—
6,100エーカー以上	11	6	5	8	3	5	10	5	5
計	50	42	8	59	49	10	56	48	8

(出所) Dept. of Statistics, Oilpalm, Coconut and Cocoa Estate Statistics, Sabah 1970

表Ⅳ-72 サバ・経営規模別カイパルバーム作付面積(1969・1970年)

(単位:ヘクタール)

作付面積規模	1969年						1970年										
	合計		マレーシア人所有		非マレーシア人所有		合計		マレーシア人所有		非マレーシア人所有						
	計	完成	完成	未完成	計	完成	未完成	計	完成	完成	未完成	計	完成	未完成			
1. 100ヘーカ―未満			538	160	378			629	327	302		553	280	273	76	47	50
2. 100 ~ 199	2233	689	437	91	356	210	91	464	262	202		464	262	202			
3. 200 ~ 299			324	81	243		118										
4. 300 ~ 399			725	249	476			825	361	465		825	361	465			
5. 500 ~ 599	1403	577	1403	577	827	-	-	1013	741	272		1013	741	272			
6. 1000ヘーカ―未満	15748	9515	2752	1125	1627	12996	8390	17267	13186	4081		5998	1810	2188	13269	11376	1893
合計	19384	10781	6179	2273	3907	13206	8508	20198	14377	5322		6853	3454	3400	13345	11425	1922

(出所) 前掲書

外国資本によるものであり、少くとも4,000エーカーから1万5,000エーカー以上の経営面積をもっている。前記のオイルパーム統計とは数値が一致しないが、外国資本による大規模エステートと民族資本による中小エステートとの間の副次的な二重構造を明らかにする一助となる。

生産量と生産性について比較するに当たっては樹令を考慮しなければならないが、表N-72にみるように、一般にマレーシア人所有の中小規模のエステートでは、まだ未成園の割合が高く、1969年、1970年には外国人所有のエステートの35.6%、11.4%に対しての各々63.2%、49.6%となっている。植付時期が比較的新しいため樹令の点で生産性がピークに達していない事を考えに入れなければならないが、果房(FFB)の生産量をみると(表N-74)、1970年にはマレーシア人所有のエステートの生産量は、全体の僅かに2%を占めるに過ぎず、ヘクタール当たりの収量も外国人所有のエステートの12.87メートル・トンに対して10.06トンと低い。この生産性の差異は一つには施肥量にも当然関連している。表N-75にみるようにマレーシア人所有エステートに於けるヘクタール当たりの肥料の施用は成園で39.74マレーシアドル、未成園で、43.05マレーシアドルとなっており、外国人所有のエステートの113.29マレーシアドル、76.33マレーシアドルに比べて格段に低いし、作付面積に対する施肥面積の割合も成園で62.7%、未成園で78.5%で外国人経営のエステートの92.6%、93.3%より低い。

表N-73 サバ 大規模エステート¹⁾のオイルパーム作付面積と生産量

(単位：ヘクタール)

		Pamol	BAL	Mostyn	River	Sabah Plantations	Sabah Development	Lai Fook Kim 3)	計
実績	1970	6069	4051	2948	1,610	2219	1,700	1,271	19,868
	1971	6069	4245	2967	2069	2219	1,862	1,579	21,010
	1972	6069	4326	3065	2,604	2219	1,785	1,744	21,812
	1973	6069	4,377	3,210	2,927	2219	1,977	n. a.	
推定 ²⁾	1973	6069	4,402	3,190	3,480	2219	2,225	2,131	23,716
	1974~78	6,069	4,402	3,190	3,844	2,219	2,225	2,131	24,080

(出所) Sabah Planters' Association, Annual Reports, 1970~73より作成。

(注)1) 加工施設を所有するエステート

2) 推定値は1972年時点のもの

3) エステートとしては近接するSungei DusunとSungai Manjangの2つがあるがここでは両者をまとめた。

前節でも述べたように、プランテーション部門の拡大のボトルネックの一つは従来園場労働者を中心とする労働力の供給不足であった。従って、1960年代後半から拡大し、1973年にはプランテーション部門の被雇用者の5割を占めるに至ったオイルパームのエステートで手労働に従事するものについてもかなりの部分がサバ州以外からの移住者によって占められている。表Ⅱ-76は1969年、1970年のオイルパーム・エステート労働者の構成を示すものである(1968年以前の統計は州政府のオイルパーム入植計画と土地開発協同組合も一緒に含めているためここでは省くこととした。)1967年のマレーシア移住基金局(Malaysian Migration Fund Board)の設置に伴い西マレーシアからの移住労働者のシェアが1970年には40%近くになっているが、インドネシア、フィリピン、等からの外国人労働者が46%と高い比率を占め、合わせて86%がサバ州外からの労働者からなっている。そしてこの州外からの労働者の93%は1,000エーカー以上の10のエステートで雇用されている。総数4,704人のうちの366人(8%)搾油工場の労働者であるが、これはもちろん搾油施設をもつ大規模エステートに属するものである。これらの園場・工場の手労働に従事する者に加えて一般管理事務、技術系の従業員数は、1969年、1970年には各々402人、389人であり、その80%強が1,000エーカー以上のエステートに雇用されている。

具体的に労働力の不足を把握することは言うまでもなく困難であるが、下記のように1970年時点では求人特に園場関係の仕事についているものである。

作業内容	既存の被雇用者数	求人数
園場労働・除草	3,021	218
収 穫	983	310
加工工場	366	-
その他	334	-
計	4,704	528

East Malaysia Planters' Associationの1970年から1973年までの年次報告によると、労働力の需給事情は林業部門の不振によって失業者がエステート部門に流入したこともあって、従前より緩和されている様子が窺える。しかしながら、安定的な労働力の確保についての政策的助成を連邦及び州政府に要請する姿勢が継続的にみられることから推して、需要は依然として供給を上回っている模様で、特に未成園の割合がまだ高い最近開発されたエステートで強い需要があると考えられる。

エステートの労働者の賃金は、エステートの所在地、作業内容や福祉厚生施設(宿舍、学校、モスク、診療所等)

表N-74 サバ・経営規模別オイルパームF・D・B生産量と収量(1970年)

(単位:メートルトン、ヘクタール)

	計			マレーシア人所有			非マレーシア人所有		
	F・D・B 当り収量	生産面積	ヘクタール 当り収量	F・D・B 生産量	生産面積	ヘクタール 当り収量	F・D・B 当り収量	生産面積	ヘクタール 当り収量
1. 100 エーカー未満	2073	25	830	2032	15	1355	41	11	037
2. 100 ~ 199	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 200 ~ 299	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 300 ~ 499	6828	40	1707	6828	40	1707	—	—	—
5. 500 ~ 999	1920	16	1200	1920	16	1200	—	—	—
6. 1,000 エーカー以上	129,0249	10,086	1279	1,5636	191	819	127,4613	9,895	1288
合計	130,1069	10,167	1280	2,6416	262	5081	127,4654	9,906	1325

(出所) 前掲書

統計は現在までのところまとめて公表されていない。国際開発センターによる「未開発地域農林資源開発統合基礎調査」によればタワオ郡のセンボルナ半島先端部で2,000エーカー程度の作付面積を持ち今後5,000エーカーにまで拡大する計画のある比較的新しいSabah Agricultural Development社のエステートでは、園地作業の労賃は男で1日5マレーシア・ドル、女で1日4マレーシア・ドルである。同郡のタワオ市の近くにあり、宿舍、学校、診療所が整備されているBALエステートでは、男子労賃は1日4.5マレーシア・ドルである。また1974年から搾油工場が操業を始めたサンダカンのUlu Dusunの近くのLai Pook Kim社のエステートでは男で1日4.5マレーシア・ドル(工場では1日6マレーシアドル プラス超過勤務手当)女で3.8マレーシア・ドル(工場勤務も同率)である。いずれも西マレーシアの労賃より幾分高目であることがわかる。

② S L D B (Sabah Land Development Board) 入植農園と土地開発協同組合

政府の指導による農民の入植計画は1960年代の中頃に、州政府農務局によって開始された。当初は、ゴム、ココナツ、オイルパームを中心とする永年作物と米の栽培を目的とする主要入植計画(Major Settlement Schemes)と米及びココナツを中心とする小規模入植計画(Minor Settlement Schemes)とからなり、人口の集中しているウェストコースト、インテリアの2郡の零細農を東海岸の農業遠境に移住させ、農家所得の向上と資源の効率的な利用を図るとというのが主眼であった。

1969年のサバ土地開発局(Sabah Land Development Board)の発足と同時に主要入植計画はこのS L D Bの管轄下に入った。更に1970年にサバ稲作局(Sabah Padi Board)が設置され、4つの稲作を中心とする主要入植計画がここに移管され

表Ⅳ-75 サバ・経営規模別エヌダートの施肥量(1970年)

	マレーシア人所有				非マレーシア人所有				
	成 園		未 成 園		成 園		未 成 園		
	施肥面積 (ヘクタール)	施肥量 (kg/ha)	施肥面積 (ヘクタール)	施肥量 (kg/ha)	施肥面積 (ヘクタール)	施肥量 (kg/ha)	施肥面積 (ヘクタール)	施肥量 (kg/ha)	
1. 100エーカー未満	111	4,823	138	2,285	16,56	-	11	300	2,727
2. 100 ~ 199	81	1,820	-	-	-	-	-	-	-
3. 200 ~ 299	104	2,818	166	18,687	11,227	-	-	-	-
4. 300 ~ 499	263	1,170	210	2,415	11,50	-	-	-	-
5. 500 ~ 999	1,608	68,481	2,155	91,573	42,49	11,329	1,785	13,663	7,663
6. 1,000エーカー以上	2,167	86,112	2,669	114,910	43,05	11,376	1,794	13,693	7,663
合 計									

(出所) 前掲表

るに反んで、オイルパーム、ゴム、ココナッツにココアを加えた4つの永年作物に關する15の主要入植計画だけがSLDBの管理下に残り、以後6つの計画を更に加えて現在に至っている。

SLDBの入植計画に対する応募資格は、次の7項であり、半島マレーシアのFELDAの方式と同様に担当官による面接とポイント評価によって決定される。

- ① サバ生れのマレーシア国籍を持つ者、及びマレーシア移住基金局を通じてサバに移住し、一定期間の在住を経て永久住居権を取得したもの

表N-76 サバ・エステート労働者数とその構成

	1969年			1970年		
	1,000エーカー未満のエステート	1,000エーカー以上のエステート	計	1,000エーカー未満のエステート	1,000エーカー以上のエステート	計
原 住 民	139	569	708 (158)	122	502	624 (133)
華 僑	34	58	92 (21)	32	29	61 (01)
西マレーシアからの移民	8	1,317	1,325 (226)	4	1,855	1,859 (395)
インドネシア人	141	936	1,077 (241)	201	1,012	1,213 (258)
フィリピン人	112	942	1,054 (236)	40	754	794 (169)
そ の 他	18	195	213 (48)	33	120	153 (33)
計	452	4,017	4,469 (1000)	432	4,272	4,704 (1000)

(出所) 前掲書

(注) ()内は多

表N-77 サバ・SLDB入植計画による4作物の作付面積(1967~73年)

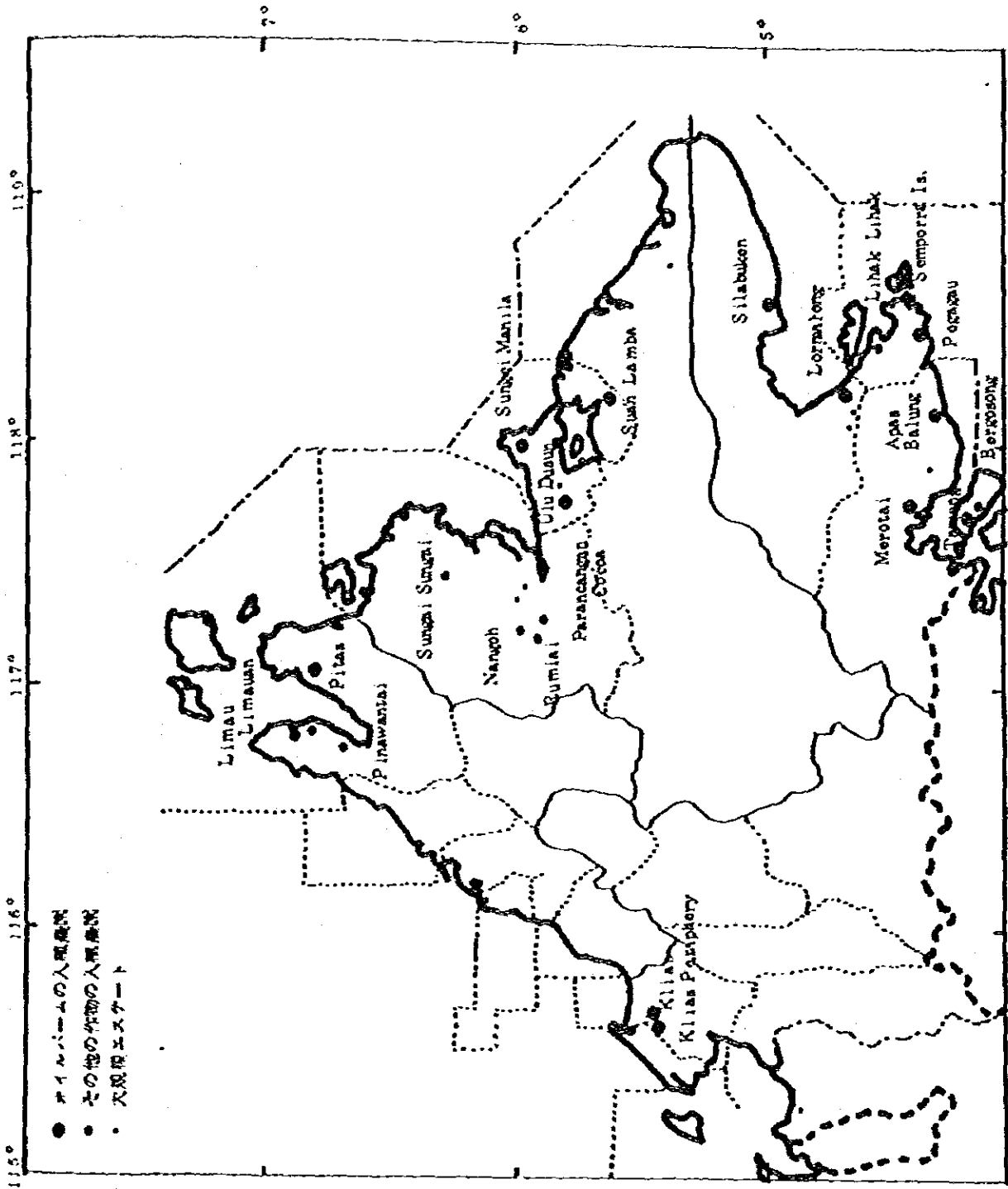
(単位:ヘクタール)

	計 画 数	計画面積	作付面積	オイルパーム	ゴ ム	ココナッツ	ココア	住 宅	入植家数
1967	16	18,608	4,647	2,331	1,318	998	-	n.a.	n.a.
68	13	22,594	7,044	4,768	1,199	1,078	-	n.a.	n.a.
69	16	22,511	9,256	6,965	1,349	941	12	751	705
70	15	30,534	10,232	8,852	877	504	-	n.a.	n.a.
71	19	22,764	11,303	10,003	1,075	225	(264)	944	823
72	21	31,788	15,099	12,844	944	754	602	968	790
73	21	31,788	18,104	15,487	944	872	801	968	832

(出所) 1967~1970はOilpalm, Coconut and Cocoa Estate Statistics, 1970
1971~1972はSLDB, Annual Reports, 1971, 1972
1973はAnnual Bulletin of Statistics, Sabah 1973

(注) カッコ内はAnnual Bulletin of Statistics, Sabah, 1971によるもの

図IV-14 サバ州のSLDB入植地図、大規模エスケート



- ② 身体、精神とも健康であるもの
- ③ 年齢は18才から40才まで(但し兵役に服したものは45才まで)
- ④ 既婚者
- ⑤ 土地を所有しないもの
- ⑥ 農業経験者
- ⑦ 前科のないもの

表Ⅱ-77は1967年から1973年までのSLDB入植計画の進捗状況を示したものである(図Ⅱ-15参照)。入植開始時よりオイルパームが大宗を占めており、特に1970年代に入ってから作付面積の9割近くにのぼっている。これは一つには、作付面積の経年変化にみられるように、ゴム、ココナッツを中心とする入植計画が一部SLDBの管轄を離れて独立したことにもよる。

表Ⅱ-78は1973年現在の入植計画の進捗状況を示すものである。21の入植計画のうち13がオイルパームを対象とし、残りはゴム、ココナッツ、ココアの各々を中心とするものである。督見して明らかのように開発と入植の間にタイムラグがあり、オイルパームについてだけ考えても計画面積の60%近くが作付されているのに対して、入植者は計画の26%弱、住宅の入居率は84%となっている。植付け後1年間はSLDBの直接管理下に置く事になっている事を考えても、1970年以來年間平均5,000エーカー程度が作付されているところからみて、西海岸側からの入植者応募数が所期の予想をかなり下回っていると考えられる。

SLDBの1972年の年次報告によれば、森林伐採から植付けまでの開発作業が順調に進展している理由は林業部門の不振によって増加した失業者と西マレーシア、インドネシアからの移住者が雇用されていることにある。

入植農園によるオイルパームの生産量は1970年のオイルパーム統計で初めて集計されているが、それによると農園の面積は2,278ヘクタール(5,628エーカー)でその約57%の1,297ヘクタール(3,206エーカー)が収穫されている。果房(PFB)の生産量はエステート部門の130,107トンに対して7,630メートンであり、収量はヘクタール当たり3.35トンで、エステート部門の12.80トンに未だ遠く及ばない。SLDBの年次報告によれば、前年のApas Balungに次いでSungei Manilaの搾油工場が操業し始めた1972年には、入植農園からの果房は3万2,772トンに達している。

土地開発協同組合の内容については詳しい情報が無いが、通常森林の一定区域を政府から下げ渡され、その区域から伐採された材木からの収益を資金にして政府の許可を受けた計画に従い農業開発を進める。表Ⅱ-79は1967年から1973年までの協同組合による永年作物の作付状況を示すものである。1973年には払い下げ

表IV-78 マラッカ、S.L.D. 主要華人植民地の農業状況 (1973年)

(単位: ユーロ)

入植計画名	所在地区	対象作物	計画面積	入植家族		住宅戸数	作物			計
				計画	実		オイルパーム	ゴム	ココナツ	
1. Apas Balung	Tawau	オイルパーム	10,000	1,000	242	290	7,661			7,661
2. Merotai	"	"	2,000	200	200	200	2,040			2,040
3. Semporna Island	Semporna	"	6,000	600	264	314	2,643			2,643
4. Pegagau	"	"	6,000	600	59	72	2,713			2,713
5. Lormalong	Lahad Datu	"	1,000	100	62	79	739			739
6. Silabukan	"	"	6,000	600	72	161	4,470			4,470
7. Sungai Manila	Sandakan	"	10,000	1,000	399	403	6,992			6,992
8. Ulu Dusun	"	"	2,000	200	143	166	2,033			2,033
9. Suan Lamba	"	"	7,000	700	104	110	4,117			4,117
10. Nangoh	Labuk	"	5,000	500	21	57	800			800
11. Klias	Benyfort	"	2,400	240	75	100	2,545			2,545
12. Klias Periphery	"	"	1,000	100	-	-	792			792
13. Pitas	Kudat	"	6,000	600	-	-	725		87	812
計			64,400	6,440	1,641	1,952	38,270		87	38,357
(ベトナム)			(26,061)				(15,497)		(35)	(15,522)
14. Tamang	Tawau	ゴム	1,200	120	111	112	1,156			1,156
15. Beragosong	"	"	1,500	150	108	132	991			991
16. Lihak Lihak	Semporna	ココナツ / ココア	1,450	153	155	155	186	410	186	782
17. Paranoangan	Labuk	ココナツ	3,000	300	-	-	-		740	740
18. Sungai Sungai	Sandakan	"	2,000	200	-	-	-		-	-
19. Bumidi	"	"	1,500	-	-	-	-		615	615
20. Limau - Limauan	Kudat	ココナツ / ココア	1,500	100	41	41	1,438			1,438
21. Pinawantai	"	ココナツ / ココア	2,000	200	-	-	306		352	658
計			14,150	1,223	415	440	2,333	2,154	1,893	6,380
(ベトナム)			(5,726)				(944)	(872)	(766)	(2,579)

(出所) Annual Bulletin of Statistics, Sabah, 1973

られた区域の約30%が既に作付されており、その内の50%がオイルパームとなっている。組合員数は平均88人で、組合当たりの払い下げ面積は平均493ヘクタール(1,218エーカー)である。数から言うと、その67%に当たる46組合がサンダカン郡に所在するが、ここでは作付面積約4,500ヘクタールのうちの18%がオイルパームで、主流を占めるのはゴム(32%)とココナツ(50%)である。これに対してタワオ郡内の9組合はオイルパームが中心で、稲作面積5,000ヘクタール余りのうち85%がオイルパームであり、組合員1人当たりの作付面積も2.5ヘクタールとサンダカンの1.4ヘクタールの約2倍である。

表N-79 サバ、土地開発協同組合の4作物の作付面積(1967~73年)

(単位:ヘクタール)

	組合数	計画面積	作 付 面 積				
			計	オイルパーム	ゴ ム	ココナツ	ココア
1967	29	10,341	3,529	1,456	1,758	315	-
68	28	12,243	5,203	1,913	2,844	446	-
69	39	18,600	6,705	2,225	3,234	1,246	-
70	41	20,810	7,665	3,004	2,838	1,661	162
71	73	36,395	8,935	4,276	2,033	2,423	202
72	71	33,137	10,021	4,804	2,351	2,663	202
73	70	34,509	10,334	5,088	2,299	2,663	283

(出所) 1967-70はOilpalm Coconut and Cocoa Estate Statistics, 1970

1971-73はAnnual' Bulletins of Statistics, 1971-1973

③ 加工、貯蔵及び輸送施設

1974年時点のパーム油搾油施設の数はいくつかの工場であり、このうち3工場がSLDB、1工場が農務局に属する。SLDBのKliasのパイロット工場(インテリア郡 Beaufort)と Apas Balung 入植計画地の大規模工場(タワオ郡)が1971年に操業を開始するまで、入植計画及び共同組合等の農民の収穫したオイルパームは近接のBAL Mostym等のエステートの工場や農務局オイルパーム研究所附設の小規模施設で処理されていた。翌1972年にSungei Manila 入植計画地の大規模工場(サンダカン郡)も始動するに及んで、1973年には約1万4,000メートル・トンのパーム油がSLDB所属の施設で搾油されるに至っている。SLDBでは更に1976年までにSuan LambaとSilabukanの入植計画地の各々に工場を建設し、Kliasのパイロット工場を拡張する予定である。エステート部門では従来の大規模エステートの搾油施設に加

表Ⅳ-80 サバ、檳榔工場別パーム油生産量(1970-73年)

(単位:メートル・トン)

	生産実績					生産予測 ¹⁾				
	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	
農務局附設工場	373	526	470	276	305	366	437	559	782	894
Apas Balung 工場	-	1,596	5,792	5,880	-	-	-	-	-	-
Klias Pilot 工場	-	111	390	351	7,828	13,310	19,812	27,432	35,560	67,056
Sungei Manila 工場	-	-	264	7,436	-	-	-	-	-	-
小計	373	2,233	6,916	13,943	8,133	13,676	20,249	27,991	36,342	67,950
Pamol	7,371	11,396	18,538	18,417	22,352	25,400	27,432	27,432	27,432	27,432
BAL	7,309	12,356	15,759	14,467	19,233	22,139	23,571	24,100	24,557	24,790
Mostyn	9,544	11,482	10,707	10,616	11,176	11,430	11,430	11,176	10,668	10,668
River	430	933	2,267	3,240	3,735	6,082	9,464	13,428	14,732	16,764
Sabah Pl.	6,856	7,659	7,753	5,096	8,412	8,412	8,412	8,230	8,230	8,230
Sabah Dev.	74	2,754	5,034	5,016	6,139	7,586	7,741	8,455	9,144	10,160
Lai Fook Kim	-	-	-	-	2,245	3,200	4,572	6,502	7,366	8,057
小計	31,584	46,580	60,058	57,016	71,047	81,049	88,507	99,323	102,149	106,101
合計	31,957	48,813	66,974	70,959	79,180	94,725	108,756	127,314	138,491	174,051

(出所) East Malaysia Planters' Association, Annual Reports, 1970-73 より作成

(注) 1) 予測値については1972年時点のもの

えて、サンダカンのLai Fook Kim エステートの工場（日産FDB、処理量150
ロングトン、建設費、約400万マレーシアドル）が1974年央から操業を開始し
たほか、センボルナ半島に所在するSabah Agricultural Development Co. のエス
テートが1977年までに工場を建設する計画を持っている。

表N-80は、エステート別、処理工場別のパーム油生産を示したものである。
各々の工場は周辺の農家から買い取ったオイルパームも処理するため、生産量は必ず
しもエステート別、入植計画別の数値ではない点に留意すべきであるが、1973年
時点では、エステート工場の生産量が全体の80%を占めている。このEast Malaysia
Planters Associationによる予測に従えば、この比率は1976年までほとんど変
化がないが、エステートの部門の生産の増加率が低下する1977年以降に入植計画
を代表とする農民農業のシェアが高くなる推定である。

大規模貯蔵施設としては、SLDBによって総工費150万マレーシアドルで1971
年にサンダカンのKaramuntingに完成された貯蔵能力9,500ロング・トン（650
トン・タンク7基、990トン・タンク5基）の施設があり、1972年には約2万
4,000トンのパーム油を取り扱っている。更に、タクオに9万5,000ロング・トン
の施設（500トン・タンク3基、1,000トン・タンク4基、2,000トン・タン
ク2基）が1974年央に完成されている。この2施設に加えてLahad Datu の
Sikuban入植計画地に搾油工場の完成時期に合わせて貯蔵施設を設けるほか、サン
ダカンの既存施設を拡張し、コタキナバルの港頭にも貯蔵タンクを整備する計画があ
る。エステート部門の大規模施設としては、Lahad Datu地区のKunakにHarrison
and Crosfield社の約6,000トンの貯蔵タンクがある。この他に搾油工場の貯蔵
施設の能力が合計して約15,700ロング・トンあるのでサバ全体としては1974
年時点で約4万ロング・トンの貯蔵施設があることになる。

サバの輸送施設は一体に未発達であるが、特に最近開発された地域で主要港へのア
クセス、搾油工場へのアクセスが悪い。サンダカンでは貯蔵施設のある港頭までパー
ジ等による河川輸送、沿岸輸送が主体で、タワオではタンクローリーによる陸送であ
る。

(4) 輸出・流通事情

① 輸 出

77年度では全世界の輸出量の70%、79年度には80%を越えた輸出シェアを持ち完全な輸出市場支配力を確立した。しかし、世界の油脂全体からみれば15%を越えて第2位になったと言っても大豆油のシェア(35~40%)と比較すれば較差が大きく未だプライス・リーダーとは言えない。

半島マレーシアから輸出されるパーム油は工業化の進展と共に加工パーム油輸出量が急速に伸長し、現在東マレーシアでも工場建設の動きあり、順次パーム原油から加工パーム油に移行するものと思われる。

(4) 国別輸出量

シンガポールへの輸出量は30%を越えるが、これは殆んど再輸出される。1980年でインド/パキスタン22.8%、西ドイツ、オランダ、イギリス3ヶ国が16.1%、日本14万2,800トン(6.3%)、USA 5.3%、4/5万トン/年台のイラク、ソ連、中国、オーストラリアが続く。西欧3ヶ国は東マレーシアからのパーム原油買付が多い。他の国々は殆んど加工パーム油を買付けている。

(単位：千トン)

	1979			1980		
	パーム原油	加工パーム油	合計	パーム原油	加工パーム油	合計
シンガポール	85	5183	5268	44	6264	6308
インド	122	2705	2827	20	3959	3979
オランダ	890	793	1683	802	1057	1859
日本	88	1206	1294	10	1418	1428
イギリス	1237	359	1596	731	589	1320
アメリカ	78	1028	1106	0	1204	1204
パキスタン	56	623	679	40	1134	1179
イラク	55	665	720	29	562	591
ソ連	0	550	550	0	559	559
中国	0	450	450	0	498	498
西ドイツ	441	190	631	213	246	459
オーストラリア	0	325	325	0	429	429
その他	532	1341	1873	87	2698	2785
合計	3584	15418	19002	1976	20617	22593

(四) 加工パーム油製品別輸出量

加工パーム油輸出につきマレーシアでは精製油を含む輸出統計4区分がなされている。年々精製油比率が下がり(1977年55.9%→1979年32.5%)、パーム・ステアリンの比率が急増している。(11.8%→29.6%)

(注) マレーシアの加工パーム油輸出量 (単位 1000トン)

	1977	1978	1979
Refined Oil	406.0	401.3	500.8
Palm Olein	192.3	305.4	496.9
Palm Stearin	85.8	173.9	454.6
Palm Oil Acid	41.9	54.8	90.9
TOTAL	726.0	935.5	1,543.2

なお、加工パーム油については、PPO (processed palm oil)が通常加工パーム油と邦訳されているが、抽出されたCPO (crude palm oil、原油)を精製(refining)したものの総称である。

加工パーム油の製造工程は脱酸(Neutralization)、脱色(Bleaching)、脱臭(Deodorization)と分別(Fractionation)の4工程に区分され、この4つの工程の組み合わせの中から別表の“General Specification”にある様な多数の製品が生産されるのである。

通常の精製、分別工程については初脱酸の後、脱色、脱臭を行なういわゆる refined oil と向まず脱酸を行ない次に分別をした後、脱色、脱臭をするいわゆる fully refined oil の二つに大別して考えた方がよい。

脱酸はパーム原油に含まれている遊離脂肪酸(FFA: Free Fatty Acid)を除去する工程であり、後に続く脱色、脱臭工程はセットとして連続している事が多い。

脱酸工程には大様二通りあり、(1)アルカリ精製法(Alkali-Refining Process)または(2)水蒸気蒸留脱酸法(Physical or Steam Refining Process)とがある。FFAについてはパーム原油の取引の際にも当然重視され価格に反映されるが精製する際に更にこれを除去する訳である。

分別工程については大様三通りの方法がある。(1)精製油を冷却、連続濾過して物理的に fraction を分離する Batch Neutralization Process (Dry fractionation) (2)精製油を冷却し、界面活性剤(Surfactant)を添付し、遠心分離器によって fraction を分離する Centrifugal Neutralization Process、(3)濾膜の中で連続 drum filter を通して fraction を分離する Solvent Fractionation の三

りがある。

② 品質規格

マレーシアに於いてはパーム原油、加工パーム油何れについても統一品質規格はない。

(i) パーム原油

MPOPA(マレーシアパーム油生産者協会)では、Standard QualityにFFA 6%±1としてあるが通常3~5%のものが多い。又Special Qualityでは1.8±0.2であるが、これも2%以下でSpecial Prime Bleached Oilとも言う。

(ii) 加工パーム油

日本で通常取引されている加工パーム油は次のものがある。

(i) NBD(or RBD)-Neutralised(or Refined) Bleached & Deodorised Palm oil)

(ii) NBD Olein(or RBD Olein)-Neutralised(or Refined) Bleached & Deodorised Palm olein

(iii) CP Stearin (Crude Palm Stearin) 工業用

(iv) Degummed Palm Stearin 工業用

(v) NBP Stearin(or RBD Stearin) などがある。

欧州ではPalm Acid Oil、Crude Fatty Acidも買付けている。

将来はFlaked Stearic Acid (Ruffer Grade)も注目される。

③ 流 通

(i) パーム原油工場

1981年現在、PORLA(Palm Oil Registration and Licensing Authority)認可工場数は148であり、FFB処理能力は4,100トン/時に達する。

LOCATION	工場数	輸 積 港
Johore 州	34	Pasir Gudang / Singapore
Pahang 州	28	Kuantan
Perak 州	24	Butter Worth
Selangor 州	23	Port Klang
西マレーシアその他	24	Kuala Trengganu 等
Sabah	13	Sandakan, Tawau, Sipitang 等
Sarawak	2	Kuching
合 計	148	

(A) マレーシア、パーム原油の品質規格

QUALITY CHARACTERISTICS OF MALAYSIAN PALM OIL AT TIME OF SHIPMENT

Property	Standard Quality		Special Quality	
	Typical value	Range	Typical value	Range
F.F.A. (%)	3	± 1	1.8	± 0.2
P.V. (m. equiv./kg)	4.5	± 2	3	± 1
100 (a.235 + a.270)	15	± 3	10	± 2
Heat bleach*	0.7	± 0.3	0.5	± 0.3
Mixed bleach	1.2	± 0.6	1.1	± 0.2
Moisture (%)	0.1	± 0.03	0.1	± 0.03
Impurities (%)	<0.01	-	<0.01	-
Iron (p.p.m.)	3.5	± 1	3.5	± 1
Copper (p.p.m.)	<0.2	-	<0.2	-

* Residual colour in Lovibondred units measured in a 1-inch cell after bleaching under CO₂ at 300°C for 30 minutes.

Residual colour in Lovibondred units measured in a 5 1/4 -inch cell after a heat bleach under CO₂ at 240°C for 2 hours followed by a 20-minute bleach at 110°C with 1% tonsil earth. In general, it is found that Special Quality oils give consistently better colours with most bleaching methods.

MPOPA: Malaysia Palm Oil Producers Association

(B) マレーシア、加工パーム油の品質規格

CHARACTERISTICS OF PALM OIL AND FRACTIONATED PRODUCTS PRODUCED BY 16 MAJOR REFINER *

Fatty Acid (%)	Symbol	Range		
		Palm Oil	Palm Olein	Palm Stearin
SATURATED				
Lauric	12:0	0.1 - 0.4	0.1 - 0.6	0.1 - 0.4
Myristic	14:0	0.9 - 1.4	0.9 - 1.4	1.1 - 1.8
Palmitic	16:0	41.9 - 46.7	37.9 - 41.8	46.6 - 73.8
Stearic	18:0	4.3 - 5.1	4.0 - 4.8	4.4 - 5.6
Arachidic	20:0	0.3 - 0.7	0.3 - 0.8	0.3 - 0.7
MONOUNSATURATED				
Palmitoleic	16:1	0.1 - 0.3	0.1 - 0.3	<0.05- 0.2
Oleic	18:1	37.3 - 40.5	41.2 - 43.6	15.6 - 37.0
POLYUNSATURATED				
Linoleic	18:2	9.1 - 10.6	10.4 - 13.4	3.2 - 9.0
Linolenic	18:3	<0.05- 0.6	0.1 - 0.6	0.1 - 0.6
Iodine Value (Wij's)		51.0 - 55.3	56.1 - 60.3	21.6 - 49.1
Slip point, °C		33.2 - 38.9	N.M.	44.6 - 56.2
Cloud point, °C		N.M.	6.1 - 14.3	N.M.

* - Source: Tentative results from current PORIM (PALM OIL RESEARCH INSTITUTE OF MALAYSIA) SURVEY.

N.N. - Not measured.

GENERAL SPECIFICATIONS FOR PALM OIL PRODUCTS

1. Neutralised Palm Oil	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) Colour	0.25% max. 0.1% max. 51 - 56 33 - 39 Natural Palm Oil	8. Crude Palm Stearin	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25)	5.0% max. 0.25% max. 48 max. 44 min.
2. Neutralised, Bleached Palm Oil	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) Lovibond Colour (5 1/4" cell)	0.25% max. 0.1% max. 51 - 56 max. 33 - 39 Red = 20 max.	9. Degummed Palm Stearin	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25)	5.0% max. 0.25% max. 48 max. 44 min.
3. Neutralised, Bleached & Deodorised Palm Oil or Physical (Steam) Refined Palm Oil	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) Colour (5 1/4" cell) Taste	0.10% max. 0.1% max. 51 - 56 33 - 39 3R, 30Y max. Bland	10. Neutralised Palm Stearin	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25)	0.25% max. 0.15% max. 48 max. 44 min. 20 Red max.
4. Crude Palm Olein	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) **Colour	5.0% max. 0.25% max. 55 min. 24 max. Natural palm oil	11. Neutralised, Bleached Palm Stearin	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) Lovibond Colour (5 1/4" cell)	0.2% max. 0.15% max. 48 max. 44 min. 3 Red max. Bland
5. Neutralised Palm Olein	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) **Colour	0.25% max. 0.1% max. 55 min. 24 max. Natural palm oil	12. Neutralised, Bleached & Deodorised Palm Stearin or Physical (Steam) Refined Palm Stearin	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) Lovibond Colour (5 1/4" cell) Taste	0.2% max. 0.15% max. 48 max. 44 min. 3 Red max. Bland
6. Neutralised, Bleached Palm Olein	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) **Lovibond Colour (5 1/4" cell)	0.25% max. 0.1% max. 55 min. 24 max. 20 Red max.	13. Palm Acid Oil	Total Fatty Matter M & I WFA (As Palmitic)	95% min. (basis 97%) 3% max. 50% min.
7. Neutralised, Bleached & Deodorised Palm Olein or Physical (Steam) Refined Palm Olein	WFA (As Palmitic) M & I I.V. (Wt%) S. Pt. °C (AOCs Cc 3-25) **Colour (5 1/4" cell) Taste	0.10% max. 0.1% max. 55 min. 24 max. 3R, 30Y max. Bland.	14. Crude Fatty Acids	Saponifiable Master M & I WFA (As Palmitic)	95% min. 0.5% max. 80% min.
			15. Plaked Stearic Acid (Rubber Grade)	Acid Value Sap. Value I.V. (Wt%) Titer °C Colour (5 1/4" cell) U.S.M. Neutral Fat	200 - 208 202 - 210 8 max. 53 min. 4R, 30Y max. 3% max. 3% max.

* Molecular Weight of Palmitic Acid is taken as 256. ** Colour tailored to fit.

PORAM Oil Refinery

GANDA EDIBLE OILS BHD., Perak
 GENERAL OIL REFINING SDN. BHD., Perak
 GOLDEN AGRICULTURAL OILS BHD., Penang
 PALMEX INDUSTRIES SDN. BHD., Penang
 TAMPOI OIL PRODUCTS SDN. BHD., Penang
 BALLARPUR PALM OIL SDN. BHD.,
 Petaling Jaya, Selangor
 BESTEX OIL REFINERY SDN. BHD., Klang, Selangor
 JOMALINA SDN. BHD., Selangor
 LAM SOON OIL AND SOAP MANUFACTURING SDN. BHD.,
 Malaysia, Petaling Jaya, Selangor
 MALAYSIA INTERNATIONAL PALM OIL INDUSTRIES
 SDN. BHD., Selangor
 SOUTHERN EDIBLE OIL INDS. (M) SDN. BHD., Selangor
 FELDA OIL PRODUCTS SDN. BHD., Kuala Lumpur
 LEVER BROTHERS (M) SDN. BHD., Kuala Lumpur
 MALAYSIA VEGETABLE OIL REFINERY SDN. BHD.,
 Kuala Lumpur
 NALIN INDUSTRIES SDN. BHD., Kuala Lumpur
 PALM OIL PRODUCTS (M) BHD., Kuala Lumpur
 PAN-CENTURY EDIBLE OILS SDN. BHD., Kuala Lumpur
 PENANG EDIBLE OIL SDN. BHD., Kuala Lumpur
 SAWIT OIL INDUSTRIES SDN. BHD., Kuala Lumpur
 SENAWANG EDIBLE OIL SDN. BHD., Kuala Lumpur
 SHAMELIN OIL PROCESSING SDN. BHD., Kuala Lumpur
 SOCOIL CORPORATION BHD., Kuala Lumpur
 UNITATA SDN. BHD., Kuala Lumpur
 EDIBLE OIL PRODUCTS (M) BHD., Johor Bahru
 KEMPAS EDIBLE OIL SDN. BHD., Johor
 PACIFIC EDIBLE OIL INDUSTRIES SDN. BHD., Johor
 SOCTEK SDN. BHD., Johor
 SAUDI-SABAH PALM OIL CORP. SDN. BHD., Sabah

Sabah Planters Association 加盟

主要 Estates Holders

	E S T A T E	
<p>(2) Sabah</p> <p>Dept. of Agriculture, Oil Palm Research Station, Ulu Dusun, Sandakan</p> <p>Sabah Land Development Board, Kota Kinabalu (SLDB)</p> <p>Oil Palm 30,567 AC</p> <p>Rubber 2,333 AC</p> <p>Coconut 1,861 AC</p> <p>Cocoa 817 AC</p>	<p>Sungei Manilas E., Sandakan</p> <p>Lomalong E., Darvel Bay</p> <p>Silabukan E., Darvel Bay</p> <p>Apas Balung E., Tawau</p> <p>Klias, E., West Coast</p> <p>Pitas, E., West Coast</p>	<p>Ulu Dusun E., Sandakan</p> <p>Suan Lamba E.</p> <p>Mangoh E.</p> <p>Morofai E., Tawau</p> <p>Pegagau E., Semporna</p> <p>Semporna E., Semporna</p>
<p>Foh Lof Company</p> <p>Lai Fook Kim Bros. Sdn. Bhd.</p>	<p>Sungei Dusun E., Sandakan</p> <p>Sungei Manjang E., Sandakan</p>	
<p>Parol (Sabah) Ltd.</p> <p>River Estates Sdn. Bhd.</p> <p>Sabah Development Co., Sdn. Bhd.</p> <p>Mostyn Estates Sdn. Bhd.</p> <p>Teck Guan Development Co., Lahadatu</p> <p>Sabah Plantations Ltd.</p> <p>Sasco Sdn. Bhd., Tawau</p> <p>Hap Seng Plantation Sdn. Bhd., Tawau</p> <p>Sabah Agricultural Development Co., Sdn. Bhd.</p> <p>Pai Estates Sdn. Bhd.</p> <p>Oil Palm 10,900 AC</p> <p>Rubber 7,600 AC</p> <p>Cocoa 3,000 AC</p>	<p>Tungud E., Sandakan</p> <p>Tomanggong E., Sandakan</p> <p>Sabah Palm Estate, Sandakan</p> <p>Mostyn E., Lahad Datu</p> <p>Giran E., Kunak</p> <p>Merotal Estate, Tawau</p> <p>Table Estate, Tawau</p> <p>Tiger Estate, Tawau</p> <p>Iran Estate, Tawau</p> <p>Burut Estate, Tawau</p>	<p>(Unilever Ltd.)</p> <p>(Common Wealth Development Crop.)</p> <p>(Harrisons & Crosfield Ltd.)</p> <p>(Common Wealth Development Crop.)</p>
<p>(3) Sarawak</p> <p>Dept. of Agriculture, Batu Danau</p> <p>Sarawak Land Development Board, Kuching, Sarawak (SLDB)</p> <p>Sarawak Oil Palm Sdn. Bhd., Miri, Sarawak</p>		<p>(Common Wealth Development Crop.)</p>

(e) パーム油精油加工工場

PORLA 認可工場数は 58 社で、うち稼動 53 社。

Port Klang, Pasir Gudang, Butter Worth 周辺が中心。

加工パーム油処理能力 (単位 1,000 トン)

	1980	1982(計画)
パーム原油生産能力	2,630	2,950
加工パーム油生産能力	2,580	3,270

(f) 貯蔵および港頭施設

タンク容量 (単位 1,000 トン)

	1976	1980
農園所有	225	360
精製工場所有	75	250
合計	300	610

これに港頭タンク、マレーシア 26 万 3,000 トン、およびシンガポール 5 万 9,000 トンを加えれば約 93 万 2,000 トンの処理能力がある。

輸出給積港

(i) Port Klang : Socfin Barlow Boustead, Harrison & Crosfield, Sime Darby 等民間 5 社の所有する港頭タンク 8 万 2,500 トンと FELDA 所有の 3 万 1,000 トンのタンクがある。外船用バース (2 万 8,000 トン級 3ヶ所) あり、タンクヤードよりバースまでのパイプライン (300~600 m) 各能力 150~200 トン/時

(ii) Butter worth : United Plantation の近代的施設に加え、Palmex 2 万 3,100 トン、Unilate 2 万 1,000 トン、Barlow Boustead 6,000 トン等、合計 5 万 6,000 トンのタンクがある。外船用バースあり、タンクヤードからバースまでパイプライン (200 m) の能力 4 社各 200 トン/時。

(iii) Pasir Gudang : FELDA Johore Bulkiers 所有のタンク 33,000 トンは加工パーム油専用、外船用バースあり、荷役能力 150~300 トン/時。運営は Guthrie。同港が出来るまで FELDA は Guthrie group の Singapore Palm Oil Bulking 社 (タンク 1 万 2,000 トン、荷役能力 250 トン/時) を利用し、Singapore より給積していた。

㊦ 輸出税

マレーシアでは“more value added”の立場からパーム原油の輸出には高い輸出税をかけ、一方加工パーム油に対してはその加工度（４段階）に応じて税率を下げ、第４段階（fully refined oil）ではゼロとなっている。この結果加工パーム油の輸出が急速に伸びた訳である。

此の輸出税制度は５３年１月１日より実施され、毎月月初め１日（例えば８１年６月１日）にその月の（６月分の）輸出公示価格（Gazette price）が発表される。輸出公示価格は当該、船積月の前々月の１６日（４月１６日）から前月の１５日（５月１５日）までに輸出されたFOB価格の加重平均であり、此の公示価格をもとに所定の計算式によって輸出税が算出されることになる。

(例) ８１年６月分の輸出税 （単位 metric Ton 当り）

	81年6月	80年6月
Crude Palm	MS 33138	(MS40031)
Processed oil 1st stage	1552258	(2273864)
Processed oil 2st stage	1153484	(1724744)
Red Palm oil (Red-3max)	1020558	(1541704)
Red Palm olein	Nil	
Stearine	5% on FOB	

なお、東マレーシアの輸出はまだパーム原油中心であり、このため民間エステート、小規模生産者に対し、輸出税を30%減免するなど特典を与えている。

㊧ 輸出課徴金 (Cess levied)

PORLAはExport Registration等の運営管理として工場に対し、パーム原油ベースでMS1/tonを課している。

又、PORIMもその研究活動経費として、MS4/ton（パーム原油ベース）の課徴金を附加している。

㊨ 貿易障壁 (Trade Barrier)

㊦ EEC 精製パーム油およびパーム核油に対し、それぞれの用途および加工度に従って最恵国では4～15%、一般特恵では2.5～8%の関税がかけられる。これはアフリカの産品との調整のためとされている。この結果約10%の関税の差のあるCPOの輸入が多い。

㊦ 日 本 最恵国：パーム原油も加工パーム油も一律に7%

- ③ インド 輸入税：加工パーム油に対し5%
- ④ アメリカ 最恵国：パーム原油も加工パーム油も一律に $1/2 \text{ C}/16$ (1976年までは $34/16$)

(f) クアラルンプール商品取引所

営業日・時間

営業日は毎週月曜から金曜までで祝祭日、運営委員会が決定するまで休日は除かれる。営業時間は午前11時30分～12時30分、午後3時～6時の4時間。

取引概要

- (i) 単位：1ロット25トン(シカゴは1ロット30ショートトン)
- (ii) 商品：マレーシア・パーム原油、良質で手直ししていない原油。
- (iii) 品質：FFA 4%以下(タンク入庫時) FFA 5%以下(出庫時) 水分と夾雑物0.25%以下。
- (iv) 受渡し場所：マレーシアの主要港にある承認されたタンクで具体的には次の4港が指定されている。(Johore, Port Klang, Kuantan, Butter Worth)。また、これ以外にも取引所が随時定めることができる。
- (v) 建値：トン当りMalaysian Dollar
- (vi) 限月：1、3、5、7、9、11月と当月、翌月、翌々月。また先物は18ヶ月先まで。
- (vii) 制限値：リミット・アップ、ダウン、そして全限月について1日B50ドル。(ただし、当月は含まれない。また制限は1日目の前日の最終値比)
- | (viii) 手数料： | 精算会社非会員の場合 | 精算会社会員の場合 |
|-------------|------------|-----------|
| 正会員 | MS 12/1ロット | MS 8/1ロット |
| 準取引会員 | 27 | 20 |
| 非会員 | 62 | 48 |
- 登録、使用料：8ドル/1ロット
- (ix) 取引所：精算会社の会員でないものが売買を行なう場合、1ロットにつき62ドルプラス8ドル 計70ドルを支払わなければならない。これは売り買いとも同様。取引所の正会員になるには、保証金5万ドル、保険金3万ドル、年会費1200ドルが必要。
- 精算会社会員の入会金は2,500ドル、年会費1,000ドル、また取引所の準会員は入会金1万ドル、年会費600ドル。

取引所が開設されたのは80年10月23日。Interdealers、Speculatorsの仲間取引が中心で、refinersがボツボツ利用始めた程度。取引ロット数も少ない。現物の受渡し、保管料、その他実務上の不安が残されている上に相場はパーム原油で輸出シェアの90%を占める精製、漂白、脱臭油との精が落着かない。従ってヘッジ機能を期待する迄に育っていない。

更に外国企業にとって現物の受渡しの当事者になるためには現地法人statusを満たさねばならず、現地通貨への為替リスクもあり、単に定期の手数料が高いといった問題だけでない。

2. インドネシア

(1) 発展の経緯

a. 第二次大戦以前

アフリカ原産のオイルパームが、初めてインドネシアに導入されたのは1848年に、4本の苗が、当時の領東印度のジャワ島のポイテンゾルク植物園（現在のポゴール植物園）に植えられたものである。その4本のうちの2本はオランダのアムステルダム植物園から、他の2本はブルボン島（現在のレユニオン）から来たものであり、何れもアフリカからもたらされたものの系統であった。

これらの苗は4年後に開花し、1853年頃には、その種子が領東印度の各地へ配布され、庭木や街路樹として植えられた。

オランダの東印度植民政府は、オイルパームが油料作物として有望であるから、その植栽を行うよう指示を受け、1854年からジャワのバンジョマス（Banjomas）、スマトラのパレンバン、ブレアンガ州に、夫々、数ヘクタールずつの植栽を開始した。然し、植民政府の予算上の理由から1864年には事業を中止した。

然し、その後も、ポイテンゾルク植物園の園長テイスマン（Teysmann）はオイルパームが経済作物として有利であることを強調し、また、同植物園は、人工授粉によって結実を高めることを実証して発表するなど、政府および民間のオイルパームへの関心を高めることに努力していた。

1911年に至って、ベルギーの農企業会社リシェテ・フィナンシェ社は、領東印度は西アフリカ以上にパームの植栽に有利であるとの確信のもとに、大面積のオイルパーム植栽事業を開始し、その4年後にはフランス系のSungei Ripoh、ドイツ系のTanah Hitam Uluなどのエステートが、いずれもスマトラ東海岸（現在のアチエ州及び北スマトラ州）で、オイルパーム植栽を行うようになった。

第一次大戦後になると、スマトラ東海岸州のオイルパーム事業は急速に発展し、1918年には、オランダ系大企業RCMAおよびHVA（Handels Vereniging Amsterdam）

は、同じくスマトラ東海岸州で約5,000haのプランテーションを開設した。また、上記ドイツ系のTanah Hitam Ulu 農園は、ドイツが第一次欧州大戦の痛手から立直った1920年には、その規模を8,000ha、更に1927年には1万3,000haに拡大した。

この期間には、日本企業が、上記のオランダ、ベルギー等の諸国に伍して、東海岸州のゴム、オイルパーム、その他の農産事業に進出した。すなわち、1918年には、スマトラ興業（後に明治製糖に合併、現在、昭和ゴム）がメダン郊外のキサランにオランダ人所有のシラトワ農園を買収してゴムのプランテーションを始めたのを皮切りに、スマトラ拓植、南洋ゴム等の諸会社がゴム事業に進出した。

オイルパームへの日本企業の進出は、ゴムより数年遅れて、1923年、カランイス農園、1924年の野村東印度植産、1928年の東山農事がそれぞれ、パーム栽培を開始した。

このようにして、スマトラ東海岸州のオイルパーム企業は、オランダはじめ欧州諸国および日本の資本と技術によって急速に発展し、ゴムと並んで世界最大のパーム油の供給地となった。なお、第二次大戦の直前における東海岸のプランテーション（ゴム、パーム、その他の作物）事業の資本の国別割合は下記の通りであった。

オランダ系	45%
イギリス系	18%
ベルギー系	15%
ドイツ系	10%
米国系	8%
日本系	3%

第二次大戦開始期（1941年）における東海岸州のオイルパームエステート（農園）の数は21、ほかに、オイルパームと他の作物とを兼営しているエステートが6あり、その総面積は13万4,194ha（うち植付面積87,000ha）であった。

第二次大戦により、英領東印度は日本の占領地となり、エステートはすべて日本軍の管理下に置かれた（上記、開発期のエステート数、エステート面積は、軍政部東海岸政府農園管理局の支配下に置かれたものの数字である）。軍政部は、若干の農園は、その直接管理下に置いたが、大部分は、戦前から英印のエステート事業に進出していた日本企業に管理を委託した。オイルパーム園の委託を受けた企業は、表N-78の如く、東山農事、野村植産等の4社であった。

表N-81 インドネシア、オイルパーム、委託業者別農園、戦前標準生産量

委託業者名	園名	工場の有無	戦前標準生産量	委託業者名	園名	工場の有無	戦前標準生産量		
東山農事	ネグリシラマ園	有	6,100トン	野村殖産大倉	タナ・ガムホス園	有	10,000トン		
	トーラン園	無	4,270		バカル・ジャワ園	無	4,807		
	ブル・ラビアン園	無	6,000		タナ・イタム・ウル園	有	3,000		
	アチャム園	無	5,000		マリハット園	無	3,020		
	パニゴラン園	無	3,200		マタ・パオ園	無	4,400		
	ブラッセル園	無	11,000		ラムボンシアラン園	無	530		
	パダンハラバン園	有	10,700		アドリナ・イリル園	無			
	アエク・ロバ園	無	3,600		サウィットスプラン園	有	13,200		
	パダン・プロ園	無	15,518		スマ拓	ババトウ園	無	5,122	
	プロ・ラヂヤ園	無	13,372			バンクンバンダル園	無	4,800	
	殖野産村	ヘンダロー園	無		23,178	直轄農園管理局	グノンマラユ園	無	3,900
		チンジュワン園	無		22,000		ネガガ園	無	2,100
殖野産村	ナイタルク園	無	13,498		ドロックシノンバ園	有	33,063		
	マヤング園	無	10,000						

戦前の各種商品作物のプランテーション事業は、ジャワ島（砂糖、ゴム、茶、コーヒー等）とスマトラ東海岸州に集中し、他の諸島にも散在していた。ところが、オイルパームは、その殆ど全部がスマトラ東海岸州であり、それ以外には、南スマトラ州（現在のランボン州）に1カ所あっただけである。これは、スマトラ東海岸州の自然条件が、年平均気温の最高30℃、最低22℃、年降雨量は2,000～3,000mmと豊富で且つ降雨が周年平均的で乾季がなく、また、多雨ではあるが、降雨はスコール型で、1日最低5時間以上の日照があること、などパーム栽培に理想的なためである。

b. 戦後の復興

第二次大戦中は、前述のように、日本軍によってプランテーションの管理が行われたのであるが、オランダ軍が撤退の際に工場の機械や貯蔵タンクなどを破壊したこと、日本の管理中も、資材の不足、食糧作物栽培との競合による労働者の不足などから、生産力はかなり減退したようである。終戦と共に、オランダその他の外国系会社が復帰して来た。然し、日本系資本のエステートは、すべて、オランダ政府が「敵国財産」として没収し、オランダの国有財産となった。

一方、終戦と共に独立を宣言したインドネシア人は、数年（1945-1949年）

にわたる対オランダ独立戦争により、1950年、スカルノ大統領の下に完全な独立を勝ちとった。

独立新政府は、国内のすべてのオランダ人エステートを没収して、これを国有化した。なお、オランダ以外の外資系プランテーションも、一旦は接収したが、その後、それぞれの所有者に返還した。その際、日本は、日系プランテーションを田所有者に返還するように交渉したが、インドネシア側は、日系プランテーションは、既に、オランダの国有財産になっていたものであるとの理由で、これに応じなかった。

このようにして、プランテーションの大部分は、国营企業(PNP)が経営することになったのであるが、独立戦争の混乱、無政府状態の期間を通じ、プランテーションの管理は殆ど放任状態であったため、著しく荒廃していた。また、オランダ人に代って経営に当たることになったインドネシア人には、経営や技術の経験・能力がなく、政府の農業政策も、国民の死活問題である食糧の確保、増産に迫られて、プランテーションの復興についての施策は殆ど行われなかった。

1965年のクーデターにより、スカルノ政権に代わったスハルト政権は、破綻寸前にあったインドネシア経済の立て直しを行うため、先進諸国および国際機関からの援助を積極的に取り入れ、先ず、スカルノ政権末期の超インフレを収束し、1969年を初年度とする第1次開発5ヶ年計画を立てて、経済の復興、開発に努めた。

オイルパームプランテーションの復興については、世銀および第二世銀融資による、国营(PNP)プランテーション(ゴム、パーム)の復旧、老廃ゴム園のパームへの転換、オランダ援助によるPNP茶園の復興が行われ、更に、外債開発の一環として、主として世銀融資によるオイルパーム、その他の商品作物の核エステートの開設などが行われた。世銀融資の主なもの、次のようなものである。

① 北スマトラ国营エステート強化(IDA)

第1次 \$ 1,760万(1969-76)

第2次 \$ 1,750万(1970-77)

② 南スマトラエステート開発(IDA)

ランボン州の国营ゴム、オイルパームエステートの改植及び加工施設。

\$ 1,100万(1971-78)

③ スマトラ核エステート開発(IBRD)

スマトラ各地で、合計5,700戸の農家によるゴム(2万500㌧)、ココナツ(4,200㌧)、オイルパーム(5,000㌧)の植栽、一戸当たり平均2㌧。融資は、入植地開発、核となる加工施設、および技術普及事業を対象。

\$ 6,500万

このようなプランテーション復興計画の結果、パーム油の生産は表N-82にみられるように急速に拡大した。

表N-82 インドネシア、オイルパーム栽培面積、パーム油生産量および輸出量

	栽培面積 (1000ha)	生産量 (1000トン)	輸出量 (1000トン)
1959	102.9	137	103
60	104.3	141	106
61	104.9	145	117
62	105.0	141	100
63	105.9	148	109
64	107.7	160	133
65	107.8	156	125
66	110.8	174	177
67	109.7	174	133
68	113.6	188	152
69	121.1	200	179
70	123.0	207	159
71	126.0	210	209
72		270	236
73		289	262
74		334	281
75	150.0	397	386
76		434	405
77		497	404
78		505	412
79		653	351
80	218.1 (うち172.8収穫中)	690	426

(2) オイルパーム、プランテーションの現状

オイルパームのプランテーションの総面積は18万haで、エステートの数は52である(1977年)。

エステートには、国営(PNP)と民営があり、前者の比重が圧倒的に高い。

PNPのオイルパームプランテーションは、ランボンの1ヶ所(PNP, No. 10)以外はすべてアチエ州および北スマトラ州(両州を合わせたのが旧東部海岸州)に在る。

PNPは各エステート毎に番号をつけ、それぞれをひとつの経営単位としている。番号は北からはじまり、59までが北部スマトラに在り、そのうち、51~5がゴム、56~7がオイルパームである。南部スマトラ(ランボン州)に在る510はゴムとパームの兼営である。

PNPは、農業省農園局所管の事業体であるが、逐次大蔵省所管の独立採算の公共企業体(PTP)に移行させている。各PTPは、農業省、大蔵省および、もう一人の政府代表(実際は軍人が選ばれるようである)の3名がKomisaris (commissioner) としてはいり、実際の運営はこの3人の下で、Board of Directors が行う。

民間エステートについては、前述のように、独立後オランダ系エステート以外の外資エ

ステートを旧所有者に返還したので、現在の民間エステートの大部分は、当時からの外資エステートである。第1次5ヶ年計画（1969-73）の期間に、政府は、旧オランダエステートの一部をインドネシア民間人に払い下げたが、コーヒー、茶など、小規模単位でも経営できるエステートと異なり、オイルパームは大規模でないと採算が取れないため、殆ど払い下げはなく、全体で僅か200haにすぎなかった。

現在、民間のオイルパームエステートには、大手4社があり、その合計面積は6万4,187haである。それ以外の小エステートの生産量は、総生産量に比し、殆どネグリジブルである。大手4社の規模及びその合計生産量をPNPの生産量と対比したものが表N-80および表N-84である。

表N-83 インドネシア、外資系オイルパームエステート

P. T. Lonsum	9,685ha
(Harrison & Crosfield, 英国系)	
P. T. Socfind (ベルギー系)	3,576ha
P. T. Sipef	9,606ha
(Societe International de Plantation et Finance, オランダ系)	

注) PNP: Perusahaan Negara Perkebunan (Government Plantation Enterprise)
PTP: Persepan Teratas Perkebunan (Plantation Company)

P. T. Sadang Mas	9,127ha
(P. T. Plantagen Agri. の関連会社 スイス系)	

表N-84 インドネシア、PNP/PTPと民間エステートの年別パーム油生産量(1973-1979)
(単位: 1000 mt)

	PNP/PTP	4大民間エステート
1973	207	80
1974	242	104
1975	263	132
1976	273	146
1977	314	148
1978	347	156
1979	447	190

インドネシアのオイルパームは、戦前は、殆どすべて、Deli type Dura と呼ばれる品種（普通のDura種より収量が高い）であったが、1967年以降は、Tenera種（Deli Dura × Pisifera）がマレーシアから導入され、生産性が向上した。

以上述べたように、インドネシアのオイルパーム産業は、専ら大規模エステート方式によって行われて来たのであるが、戦後マレーシアで急速に発展した核エステート方式（ニュークレアス・エステート）は、インドネシアではまだ緒についたばかりである。インドネシア政府は、この方式を、外領において新たに開発する地域に取り入れる計画であり、世銀によるF/S調査が行われ、また、世銀融資プロジェクトであるスマトラ縦貫ハイウェイ沿道地区（ジャンビー州）の開発にも、この方式を組入れている。

この方式は、マレーシアの項で記述しているように人種農民にオイルパームの苗を供給し、その栽培技術を指導し収穫したパーム果を、その地区の中心に設けた核工場で処理するというものである。

Indonesian PNP/PTP Oil Palm Estate in Northern Sumatra Area

No.	Name of Estate (Location)	Total Area (Ha)	Matured Area (Ha)	Immatured Area (Ha)
PNP-1	KAPANG INOE	2099	1891	208
	KEBUN BARU	2395	925	1470
	KEBUN LAMA	2782	2299	483
	PULAU TIGA	1696	308	1388
	* SUB TOTAL	8972	5423	3549
PTP-2	BATANG SERANGAN	159	-	159
	BEKALA	405	-	405
	SAWIT HULU	7026	6206	820
	GOHOR LAMA	1038	427	611
	TANJ. GARBUS	440	368	72
	MEIATI	627	465	162
	SAWIT SEBERANG	11289	10902	387
* SUB TOTAL	20984	18368	2616	
PTP-3	AEK NABARA	624	274	350
	SISUMUT	4934	1994	2940
	* SUB TOTAL	5558	2268	3290
PTP-4	TOR GAMBA	1700	-	1700
	* SUB TOTAL	1700	-	1700
PTP-5	TANAH RAJA	1264	1264	-
	RAMBUTAN	1695	1475	220
	SEI MANKEY	1565	1027	538
	SEI DADAP	1655	1465	190
	SEI SILAU	1475	569	906
	ANBALUTU/SEI KOPAS	1397	962	435
	PULAU MANDI	1228	1132	96
	HESSA	200	-	200
* SUB TOTAL	10479	7894	2585	

- continued on next page -

Indonesian PNP.PTP Oil Palm Estate in Northern Sumatra Area (cont'd)

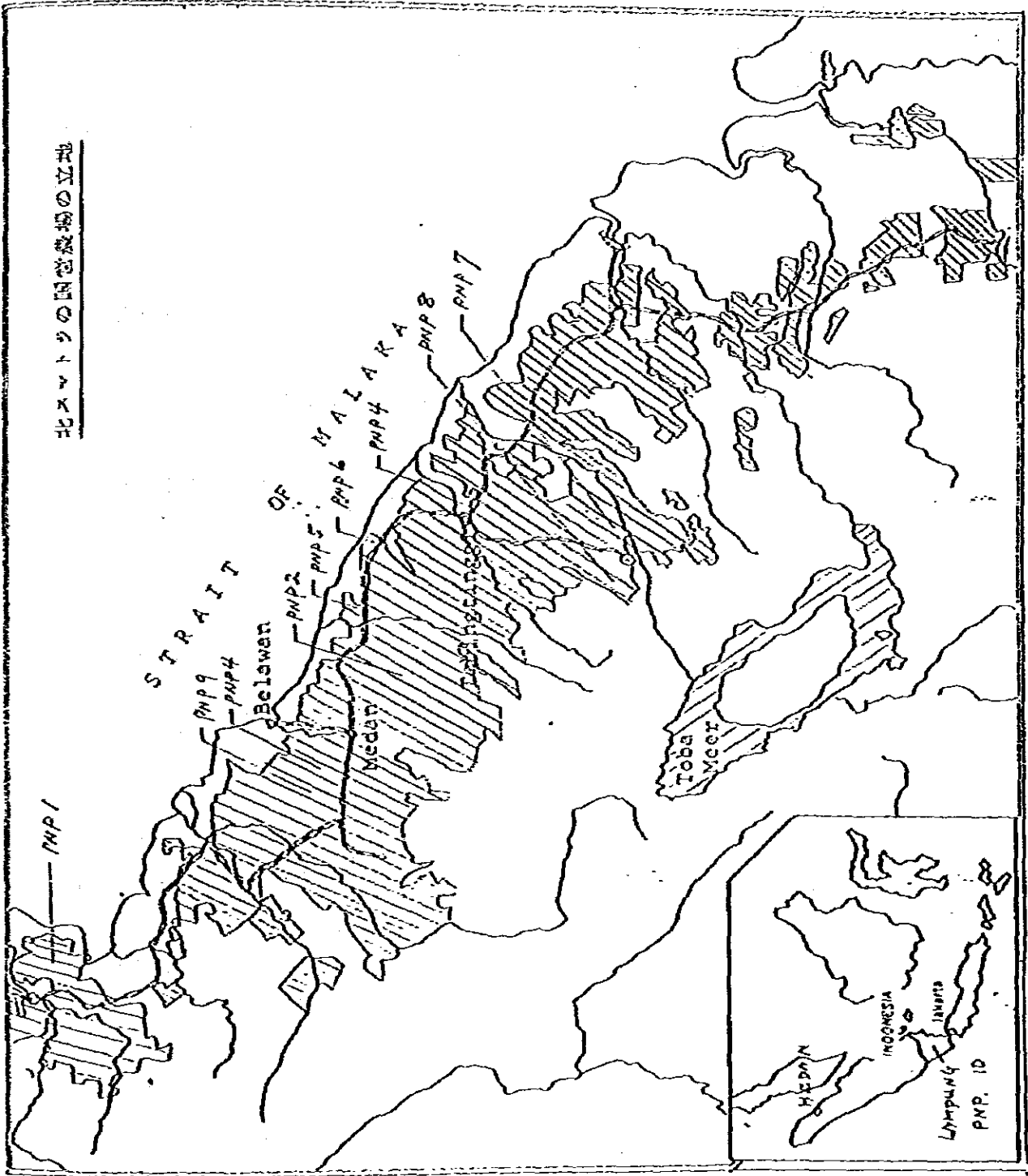
No.	Name of Estate (Location)	Total Area (Ha)	Matured Area (Ha)	Immatured Area (Ha)
PIP-6	ADOLINA	6382	6159	223
	PABATU	5084	5056	28
	T. I. HULU	2441	2386	55
	TINJOWAN	6876	6876	-
	PROYEK TINJOWAN	2820	1664	1156
	T. DALAM/S. RAJA	4003	3549	454
	AIR BATU	5169	5124	45
	PULO RAJA	4482	4482	-
	AJAHU	3392	2979	413
	BERANGIR	2648	1200	1448
	B. KUALA/B. PURBA	734	677	57
* SUB TOTAL	44031	40152	3879	
PIP-7	BAH JAMBI	9191	8333	858
	DOLOK HILIR	10919	10542	377
	DOLOK SINUNBAH	8121	6865	1256
	GUNUNG BAYU	7919	6740	1179
	MABEK	8565	7551	1014
	PASIR MANDOGGE	3500	-	3500
	* SUB TOTAL	48215	40031	8184
PIP-9	PAGAR MERBAU	1842	1842	-
	KWALA NAMU	1605	1605	-
	TG. MORAWA	3435	2053	1382
	* SUB TOTAL	6882	5500	1382
SUB TOTAL STATE OWNED		146821	119636	27185

Source: C. Itoh, Medan Office

PRIVATE OIL PALM ESTATE IN INDONESIA

CO. NAME	ESTATE (LOCATION)	TOTAL AREA (ha)	MATURED AREA (ha)	IMMATURED AREA (ha)
1) PT. PP. LONSUM	GUNUNG MELAYU	4335	4335	-
	BAGERPANG	887	858	29
	RAMBUNG SIALANG	2274	1772	502
	SEI BEJANGKAR	1379	1090	289
	DOLOK	810	439	371
	* SUB TOTAL	9685	8494	1191
2) PT. SOCFINDO	BANGUN BANDAR	3231	2963	268
	MATA PAO	5543	1992	320
	AEK LOBA	9358	8770	588
	TANAH GAMBUS	3768	3482	286
	NEGERI LAMA	2021	1801	220
	SEI LIPUT/M. ARA	3762	3449	313
	SEUNANGAN	2047	1776	271
	SEUMAYAN/TRIPA	3042	2811	231
	LAI BUTAR/SILABUHAN	2997	2658	339
	* SUB TOTAL	35769	29702	2836
3) PT. SIPEF	PARLABEAN	7291	6644	647
	BUKIT MARAJA	1882	1325	557
	PANGKATAN	433	350	83
	* SUB TOTAL	9606	8319	1287
4) PT. SADANG MAS	PADANG HALASAN	7112	6014	1098
	PANIGORAN	2015	2015	-
	* SUB TOTAL	9127	8029	1098
TOTAL FOREIGN PRIVATE		64187	54544	6412

北マヤットの国産炭場の立地



(3) 流通事情

a. 輸出事情

80年度の輸出は全世界輸出量の14%弱。78年12月よりコブラ減産、価格上昇に伴うパーム油の内需への振り向け措置により今後も大増は期待出来ない。本年もパーム油生産量の90%を食品石鹸業界の国内原料用に廻らし輸出を抑える方針であるとの政府筋の発言もある。

現在輸出はすべてケースバイケースで農業省および商務省(対外貿易総局)の許可が必要条件である。

輸 出 量 (単位 1,000トン)

	1977	1978	1979	1980
インドネシア	406	405	412	389
世界正味輸出量	1,924	1,979	2,058	2,817

インドネシアパーム油の需給バランス (単位 1,000トン)

	79年度	80年度
期首在庫	58	60
生産量	653	690
輸出	410	390
国内需要	243	310
期末在庫	60	50

主要輸出先はオランダを筆頭にインド、パキスタン、イラク(80年24.6%)その他、米、日本、西独、ソ連など。原油・精製油の区別は不明、まだ精製油の輸出は量的には少ないと思われる。(単位 1,000トン)

	1979	1980
イ ラ ク	34.3	101.3
オ ラ ン ダ	96.8	76.5
印 度	13.0	40.0
西 独	29.5	36.7
ケ ニ ア	28.1	32.8
カ ナ ダ	14.0	22.0
パキスタン	26.1	21.9
米 国	16.7	15.6
ソ 連	10.2	15.0
日 本	5.0	8.3
そ の 他	77.1	42.1
合 計	350.8	442.2

b. 品質規格

パーム原油の輸出規格としては積造最終条件でFFA 5.0% max (Bonus Penalty 条件なし)。FFA基準としてはRegular Oil (2.5 ~ 5.0%)、Special Quality (2.0 ~ 2.5)、SPB Oil (2.0% 以下)、FFAの他に水分、不純物、酸化化合物等の基準あり、精製油については不詳。

c. 流通事情

(i) パーム原油工場

立地はプランテーションの立地に関する表、図にあるとおり。

(ii) パーム油精製工場

国営ではPTP6 (ADOLINA) 精製能力100トン/時 分別能力150トン/時およびPTP7 (Belawan) 精製、分別能力それぞれ200トン/時ほかに計画中のものもPTP2 (操業開始予定1984年)。生産されたPalm Olein, Palm Stearinは全量国内消費に向けられる。

民間は北スマトラに8社、ランボンに2社、西部ジャワ及びジャカルタに16社、中部ジャワに3社、東部ジャワに6社、計35社ある。此等はすべてPNP/PTPよりパーム原油を買い精製し市場に廻す。Private Estateのパーム原油は全量PNP/PTPへ納入する。

地域毎の精製企業を次ページに示した。

1) NORTH SUMATRA (8社)

P. T. SAWIT MALINDA/P. T. SUMATRA OIL/P. T.
MUSIM MAS/P. T. BINTANG TENERA/P. T. BENDUNGAN
JAYA/P. T. PUTRI NAGA SAKTI/C. V. USAHA
PEMBANGUNAN/P. T. SARI NASAT

2) LAMPUNG (2社)

C. V. SINAR LAUT/P. T. BUDI SARI BUMI

3) WEST JAWA & JAKARTA (16社)

P. T. UNILEVER INDONESIA/P. T. UVOCRINE/P. T.
FRAKSINDO AUMIR/P. T. HASIL KESATUAN/P. T.
SINAR ANCOL/C. V. CHAYA KALBAR/P. T. SUMBER
DERAS/P. T. MADJUAN/P. T. TRI GOLD INDAH/P. T.
MANGA DUA/P. T. BAMBU MAS INDAH/P. T. SAYANG
HEULANG/P. T. UNIFRAKTUM/P. T. PRISCOLIN
BEKASI/P. T. PERWIRA MUDA/P. T. INDOSCO UTAMA

4) CENTRAL JAWA (3社)

P. T. BONANZA MEGA/P. T. KF KIMIA FARMA/P. T.
ORBO MEGAR

5) EAST JAWA (6社)

P. T. FIRMA/P. T. PRISCOLIN/P. T. MULYORESO
TRAD COY/P. T. KUSUM PRODUCT/CV. PALMA/P. T.
KUNCI MAS WIJAYA

(*) 貯蔵および港頭施設 (Belawan Deli 港)

(i) 港頭タンク

1. PNP/PTP	500M/T	× 26基	13,500M/T
	1,500M/T	× 5基	7,500M/T
	2,750M/T	× 2基	5,500M/T
		33基	27,250M/T

2. PRIVATE

ESTATE用: 500M/T × 13基 6,500M/T

(注) Socfin, Harrison & Crosfield, Sipel が所有

3. カーネル油用 500M/T × 4基 2,000M/T

4. 計 画 中

パーム精製油 1,500M/T × 3基 4,500M/T

パーム原油	2,750	× 2基	5,500M/T
		5基	10,000M/T

(ii) 荷役能力

専用バースなし Pipe (64インチパイプ 150トン/時) Line系列

2船積可能

ポンプ	パーム原油	100MT/時	× 4基	400MT/時
	パーム精製油	100MT/時	× 1基	100MT/時
			5基	500MT/時

(iii) 輸出税等 (1981年6月現在)

(i) Export check price : US \$570-/TON

(ii) Export Tax 5% on check price

(iii) P.E.T (additional Export Tax) 15.9% on check price

(iv) MPO : RP10 on RP15 per US Dollar

(v) Bank charge

◎MPO : Menghitung Pajak Orang Lain の略 (一定の間接税)

(iv) 今後の生産、輸出の見通し

インドネシア政府は、伝統的な輸出産品であるパームオイルの生産増大による外貨収入を増やすことを目的として、上述のようなオイルパーム増産計画を進めて来たのであるが、近年に至っては、国内の油脂需要の増大により、内需と輸出とを担ったパームオイルの一層の増産を図らねばならぬことになっている。

インドネシアでは、国内の油脂としては、ヤシ油(ココナツ油)が最大のウェイトを占めていたのであるが、国民生活の向上に伴う食用および石鹸等の工業原料の内需を賄うため、1977年からは、ヤシ油を輸入するに至った。そこで、政府は、1980年に至って、従来は輸出に向けられていたパーム油の一部を内需に振向けることを決定し、1980年上半期の内需向けは24万トンに達した。更に、1981年2月には、今後、パーム油生産の90%を内需を向けることを決定したとのことである。

オイルパーム増産のひとつの方策としては、エステートの集中している北部スマトラ以外の遠地に、新たにエステートを開発することで、西スマトラ、南スマトラが有望視される。また、開発方式としては、外資導入によるエステートの新設のみならず、国内移住と組合わせた外資開発に、オイルパームの核エステート方式を組込むことによって、マレーシアの成功例に見られるような栽培地の拡大が可能であろう。

表B-85 インドネシアのパームオイルの国別輸出量(1978-1980年)

(単位: 1000トン)

国名	1978年 (%)		1979年 (%)		1980年 (%)	
日本	8.3	2.0	5.0	1.4	9.5	1.9
オランダ	76.5	18.6	97.4	27.7	148.7	29.6
イギリス	17.6	4.2	46.0	13.1	78.4	15.6
ケニア	37.8	9.2	28.1	8.0	63.4	12.6
西ドイツ	36.7	9.0	29.5	8.4	45.0	8.9
イラク	101.3	24.6	34.3	9.8	44.8	8.9
インド	40.0	9.7			38.8	7.7
イタリア	8.1	2.0	15.8	4.5	22.6	4.5
シンガポール					10.0	2.0
パキスタン	21.9	5.3	26.1	7.4		
アメリカ	15.6	3.8	16.7	4.8		
カナダ	22.2	5.4	14.0	4.0		
その他						
合計	412.2		351.3		502.9	

出所) : Statistical Year Book of Indonesia '77~'78 およびインドネシア輸出統計1981

3. パプア・ニューギニア

(1) 発展の経緯

1920年代よりPNGにはオイルパームが試験的に導入され生育に達することはわかってきた。1964年には世銀がココナッツ、コーヒー、カカオの3作物中心の農業生産から栽培作物の多角化をねらいとし、オイルパーム栽培を推奨した。一方、スマトラなどでオイルパーム・プランテーションを経営してきたイギリスの Harrisons and Crossfield 社がインドネシアのプランテーション国有化などからスマトラに代わる事業対象地としてPNGに着目。現地調査、PNG政府との交渉の結果、直営農園、人植農民によりオイルパームを栽培、直営工場で搾油する事業構想がまとまった。

1967年に、Harrisons and Crossfield 社とPNG政府の合併で、核エステート方式による New Britain Oil Palm Development Pty Ltd. が設立された。

1971年には同社の搾油工場が完成し操業を開始している。現在、約4,000ヘクタールの直営農場で栽培するほか、人植農家が小規模栽培を実施。両者を合わせると1万ヘクタール余りとなる。

PNGには、この他に2つのオイルパームプロジェクトがある。1つは1972年に東海レベラーとPNG政府の合併で設けられた核エステート方式によるプロジェクトである。このプロジェクトは、設立後間もなく東海レベラーとPNG政府の折り合いがつかず、1976年に政府に買収されている。政府はその後、ベルギーのSipef社および、英国のWarrens社の三者の合併(政府:Sipef社:Warrens社=50:25:25)でプロジェクトを建て直し、Hargy Oil Palm Pty Ltd. を設立している。1977年には予定の2,000ヘクタールにオイルパームの植え付けを終えている。

もう一つのプロジェクトは、1976年にPNG政府と英国のCommonwealth Development社の合併で、ボボンデッタに設立されたHigeturu Oil Palm Pty Ltd. とその搾油工場がある。1977~78年には、600ヘクタールにオイルパームの植え付けを終えており、近隣の小規模農園も同年300ヘクタールに植え付けを終っている。

(2) New Britain Oil Palm Development社の事業内容

New Britain Oil Palm Development社(NBOPD)は、1967年にPNG政府と英国企業Harrisons and Crossfield社の50対50の出資で設立された企業である。NBOPDの設立に先立って、1964年Harrisons and Crossfield社は、種子生産の為の試験場を開設準備を始め、これと並行して森林伐採地の開墾に着手している。Harrisons and Crossfield社は、オイルパーム栽培に関しては古い歴史を持ち、マレーシア、インドネシアを中心に大規模なプランテーションを経営している。彼らのPNG進出とタイミングを合わせるかのように、1972年、マレーシアで高収量品種(Tenera)の種子輸出が禁止されたが、種子自社生産が行われたため支障はなかった。

NBOPDは、Mosa Plantation, Mosa Oil Mill, Mosa Transportation, Mosa Constructionの4企業とDumi Oil Palm Research Stationから成っており、一環した生産体制を整えている。現在1,800人の労働者を直接雇用している他、3,500戸による小規模農園がある。核となる直営農園は3,860ヘクタール、小規模農園の合計面積は6,270ヘクタール、合計1万130ヘクタールでオイルパームが栽培されている。生産量については表に示したが昨年は1,600万キナを売り上げ500万キナの利益を出したという。

搾油工場は、1時間当たりPDB40トンの処理能力を持つものが有る他、今年9月には30トン規模のものができ、当初1時間当たり20トン処理で操業する予定であるという。

NBONDの運営は主に外国人によって行われており、技術導入も外国人による所が大きい。労働者はほとんど現地人であるが、地方から特にハイランドからの出身者が多い。地元住民はもとも少ない上、定着率は高くない。

製品の主な輸出先は、パーム油はヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、カーネルは搾油されないまま日本に輸出されている。

(3) 核エステート方式 (ニュークレアス・エステート) によるオイルパームの生産

核エステート方式による農業生産は、第二次大戦後、小農参加によるプランテーション作物の生産拡大と効率化を目的として発達してきたもので東南アジアを中心にサトウキビ、オイルパームなどで成功をおさめている。PNGでは核エステート方式によるオイルパームの生産は、今の所、きわめて顕調であるように思われる。

核となる直営農園の周辺に入植した農民には最低6ヘクタールの土地が、99年間の信託地として与えられ、入植後2年以内に4ヘクタールにオイルパームを植えることが義務付けられている。入植の条件としては、年齢が25~40才で、既婚で子供がおり農業経験があることなどである。入植希望者は、PNG開発銀行から1ブロックにつき約2,000キナの融資が受けられる。融資の返済は、生産が始まるまでは月8キナであり、生産が始まってからは、返済金と利子を含めて収入の50%となる。ただし、買上げ価格が低い場合には、返済の率を25%に引き下げるといった考慮がなされる。

入植者の生活は今の所良いようであるが収入の大部分が酒類(主にビール)の購入費に消えることは気がかりな所である。しかし中には財をたくわえ、トラックを買い運送業を兼ねるものもいると聞く。今後、有効な収入の使い方が問題となってくると思われる。

4. ソロモン諸島

ソロモン諸島国におけるオイルパームの栽培と販売は、SIPL社(ソロモン諸島農園社)1社のみで行われている。従ってパーム油及びパームカーネルの生産、加工、流通状況についてはSIPL社の概況の説明をもってかえる。

SIPL社(Solomon Islands Plantation, Ltd.)の概要

a. 会社の形態:

英国のCDC社(Commonwealth Development Corporation)とソロモン諸島政府及び地元土地所有者の合弁会社

b. 資本金:

660万ソロモンドル

c. 資金構成:

CDC社	54%
ソロモン政府	38%
地元土地所有者	8%

d. 農園の位置：

ガダルカナル島ホニアラ市より約60km南東、ヘンダーソン飛行場より数km東に位置する。

e. 資産概況（1977年末現在）：

農園（植樹済）	S I \$	407万
工場施設	"	318万
バラ積施設	"	73万
その他の固定資産 （病院、学校、その他）	"	143万
流動資産 （半製品、製品、現金等）	"	106万
合 計	"	1,047万

f. 栽培面積、品種、その他：

1963年ソロモン政府の働きかけによって、CDC社はガダルカナル島ホニアラ市の南東部の米作地と平原部で、オイルパームを栽培し企業化することにした。64年にはオイルパームの苗圃を設置し、65年には本圃へ移植している。現在栽培面積は3,335haであり、うち3,286haが収穫可能となっている。また87年までに更に700haの拡張が計画されている。

栽培されているオイルパームの品種は、最も経済的といわれているマレーシア産の育成種であり、現在約40万本（ha当たり120～130本）とのことである。

g. パーム油及びカーネルの生産

1979年のパーム油の収率は果実1房当たり23.5%、同カーネル収率3.5%、計27%と世界最高値にあり、生産量はパーム油1万3,010トン、カーネル2,258トンとなっている。なおパーム油の平均収量3.5トン/haは、樹令の若いものも含むため、世界的な水準5～6トン/haより大分低くなっているが、ここ数年後には、この程度以上になるものと期待されている。また85年にはパーム油とカーネルで約2万トンと見込んでいる。

表2-27に1970年以後の栽培面積、生産量、輸出額を掲げておいた。

遠期のオイルパームは果房ごとに収穫され、病虫害防除のため、そのまま一週蒸されてから搾油工程に入る。この工程はマレーシアで行われている方式と全く同じである。搾油されたパーム油は、最終的にはホニアラ港岸壁に建つ油タンクに貯蔵される。カーネルは油分と分離後乾燥されて袋詰めで出荷される。搾油全工程は果房が工場に運び込まれてから2～3時間内には終了している。果房残滓や核皮はボイラーの燃料とし、燃焼後の灰は肥料として圃場で使われている。この工場はパーム果実24トン/時の処理能力があり、果房の供給不足のため1日8時間の稼働しかしていない。

なお、この工場にはパーム原油の精製設備はなく、また今後建設する計画もないとされる。

h. 労働力

労働者の大部分はマライタ島出身で、1,200人が常備されていて、賃金として1日最低SIS 2.10が支払われている。会社は、住宅、病院、売店、スポーツ及び娯楽施設等を設置している。

i. 貯蔵施設

パーム油の貯蔵タンクは、工場内に1,000トン、ホニアラ港に4,000トン容量の計5,000トンの貯蔵能力をもつものが設置されている。

j. パーム油、カーネルの輸出

生産されたパーム油、及びカーネルは、極めて少量が地元石けん業者に売られる他は、全量が英国及びヨーロッパに輸出されている。

輸出取引はCDC社が欧州特約店デルニコフと直接取引を行っていて、取引価格は厳選された委員会メンバーにより、英国及び欧州のパーム油並びにカーネルの相場を基準として決定されている。

なお、輸出に係る損益計算は、表N-86に掲げる通りで、即ち投下資本金の約78%を回収している。

表N-86 ソロモン諸島、パーム油及びカーネルの輸出収支

(SIPLE社 単位：S\$)

	1978	1979
販売額 (FOB)	5,580,165	7,760,670
輸出税 (支払済)	283,593	757,092
利益 (国内税以前)	2,758,367	4,016,658
国内税	—	800,682

k. パーム油、カーネルの用途

輸出されたパーム油は英国、欧州で、マーガリン、フライ用油、パン菓子等の製造用、工業用脂肪酸原料として使用され、カーネルは搾油されてオイルパームに類似しているのと同様な用途に用いられている。

l. 将来計画

工場の処理能力一ぱいに稼働させるために、900haの新地を求めている。また新しい余分の土地が入手できた場合、カカオの栽培も興味あることとしている。

5. タ イ

(1) 現 況

タイ南部には15万ライ(約2万4,000ha、1ライは約0.16ha)のオイルパーム栽培がみられるが、オイルパーム産業進展のテンポは遅くマレーシア、シンガポールなどからの輸入によって内需を補っている。

(2) 栽 培

オイルパーム栽培は1965年、同国南部のクラビ県を対象に農業・協同組合省が栽培振興策をとったことに始まる。同県での栽培は厚生局の協力もあり、入植協同組合の組合員農家の間で行われ、栽培に成功したことで隣接県の入植組合にも導入された。当初オイルパームを栽培した入植組合はクラビ県1件、チョイボン県2件、サタン県1件、スラタニ県1件である。

Bank of Thailand の79年年報によると全国で、15万8,335ライの栽培があり、うち9,850は南部。県別栽培面積は表N-87の通り。

表N-87 タイ、オイルパームの県別栽培面積(1979年)

ク ラ ビ	8 1,0 8 4 ライ	チ ュ イ ボ ン	4 9,3 2 3 ライ
サ タ ン	2 3,8 5 2	ス ラ タ ニ	7,3 7 6
ト ラ ン	3,0 0 0	チ ョ ン プ リ	2,4 0 0
ブ ケ ッ ト	2 1 2	ヤ ラ	5 5
ソ ン ク ラ	1 8	ラ ノ ン	1 5

農業・協同組合省によると、これらのオイルパーム栽培は組織的に開発されたものが少ないため、60%の栽培面積では満足な収量をできていない。

農業・協同組合省によると、オイルパームはココナッツ、米、甘蔗、パイナップルに比べ、わずかながら栽培収益が高い。

同省資料から類似作物のココナッツとの比較をしてみると、

	オイルパーム	ココナッツ(在来種)
植付後収穫までの期間	3~4年	6~7年
ライ当たり果実生産量	3,250kg(果房)	560個
79年の平均価格	1~2バーツ/kg	3~4バーツ/個
ライ当たり粗収入	3,250~6,500バーツ	1,680~2,240バーツ
ライ当たり生産費	2,000バーツ	700バーツ
ライ当たり純収入	1,250~4,500バーツ	980~1,540バーツ

(3) 榨 油

現在、投資委員会の認可搾油工場5件が操業している。これらはいずれも小規模工場で5件の合計資本は2億バーツ、パーム粗油生産実績は全体で年2,000トンにすぎない。搾油以降の加工施設はない。

タイ最初の工場は、Thai Oil Palm Industry & Estate Co., Ltd.のもので72年、クラビ県に設置された。同社は年産5,000~6,000トンのパーム油生産能力をもつ同国最大の搾油業者であるが、搾油原料の供給不足からパーム油生産実績はわずか1,000トン程度。原料不足解決のためクラビ県アオルークで2万ライの農園開発事業を進めている。

搾油原料供給の不確実なことがオイルパーム産業発展の最大の障害要因であり、投資に関心を寄せる企業は極めて少い。原料不足から閉鎖を余儀なくされた搾油工場もある。

78年9月に操業開始したThai Palm Development Co., Ltd. は、原料不足から8ヵ月後に操業を停止した。同社の原料所要量は時間当たり10トンであったが、実際に確保できた量は1日当たりわずか8~10トンだった。

(4) 輸 出 入

国内のパーム油生産だけでは内需を賄い得ず、パーム精製油を輸入している。その輸入は表N-85に示すように近年急速に増大している。

表N-88 タイ、パーム精製油輸入量(1978-1980年)

	単位：容量吨(1吨=1,000ℓ)
1978年	6,446
1979年	14,305
1980年上半期	22,000

パーム精油の輸入先は、量の順で列記すると、マレーシア、シンガポール、オランダ、フィリピンである。

なお、このような精油輸入の増大は、国内のパーム産業の育成を阻害するとして、パーム油業者からの強い反対があり、政府(商業省)は1981年に、輸入税を従来は1リットル当たり0.25バーツであったのをリットル当たり1バーツ又はCIF価格の15%の何れか高い方で課税することに改訂し、更にその後、一時的な輸入禁止の措置を取ろうとしたが、輸入業者はこれに対して強い政治的圧力を加えている。

(5) 栽培拡大努力と将来展望

パーム油製造業は発展しつつあるが、国内の5工場への原料供給は不足している。この状況を改善するため農業・協同組合省は南部での栽培振興計画をもち、現在、生産性増大のための栽培技術の普及に取り組んでいる。

南部には自然条件から栽培に適する開発余地が多いものの、社会・経済的背景を考慮すると開発余地は限定されてくる。例えばファンガ県のタクアビは土壌、気候ともにクラビ県の適地と同一のものであるが、多くの住民は鉱産労、働かゴム栽培でかなりの収入を得ているため、オイルパーム栽培を始めようとする者はみあたらない。ゴム栽培は最近の天然ゴムの市況がよいため、タイの現状ではオイルパームより収益性が高い。

従って栽培振興の対象はクラビ、チョイボン、サタンなどの主要栽培県が中心となる。オイルパーム産業の動向は、搾油工場への原料供給を確実なものにするための体系的な開発にかかっている。

V 投資環境

A. マレーシア

1. 外貨政策

(1) 概 要

マレーシアの外資受入れは、第1次5ヶ年計画の最終年(1970年)に策定された新経済政策(New Economic Policy, NEP)に沿って行なわれている。

NEPは、90年までの経済基本政策で①全国民の所得水準の向上②雇用機会増大による貧困の追放③経済上の人種差別の廃止、人種間の経済格差是正などを目標に掲げ、第2次5ヶ年計画以降の5ヶ年計画において具体的公共投資を進めてきた。NEPのねらいは、イギリスの植民地時代に形成された経済的体質を改善しつつ、経済規模を拡大していくとともに、同国の先住人種とされるマレー人(ブミブトラ)の経済的地位を向上させることにあり、NEPはブミブトラ政策ともいわれている。

90年までのブミブトラ政策の具体指標は、

- ① すべての経済分野およびそれぞれの段階での人種別就業構成を同国の人口構成比に準ずるように再構成すること。
- ② 民間部門の資本構成を総体としてブミブトラ30%、非ブミブトラ・マレー人40%、外国資本30%となるように再構成する。

外資導入は概して積極的とされるものの、ブミブトラ政策を基幹とした外資の選択がなされ、同国の経済開発への貢献度を吟味しながら導入されている。

(2) 外資に対する法制度

外資受入れ窓口であるマレーシア工業開発庁(MIDA)によると、農業の場合は、以下に述べる投資奨励法による奨励措置が一応のガイドラインで、事業対象州の事業に対する関心度、土地潜在性などから受入れの可否、条件等が決まることになる。

主な外資法として次の2法が施行されている。

① 投資奨励法

Investment Incentive Act 1968, Revised 1978

外資による商行為を位置づける基本法、本法は1958年制定のパイオニア産業法(Pioneer Industries Ordinance)を改訂したもので、創始産業、雇用促進産業、輸出指向産業や既存製造業者による設備近代化、拡大、指定農水産物の栽培、飼育、開発指定地域での投資などに対する税の減免を主とする奨励措置が規定されている。

② 工業調整法

Industrial Coordination Act 1975, Amended 1977, 1979

全製造業の事業活動を認可する権限を政府（貿易産業省）に与えたもの。製造分野での投資は同法に基づく認可が不可欠であり、申請案件は、同国の経済・社会的な目標および製造活動の秩序ある発展との関連について吟味される。認可に伴ない条件が付与され、遵守しない企業は認可取消しもありうる。

(3) 業種による優先度

外資受入れを好ましいとする分野は、外国人投資家に対する案内書（MIDA発行, Malaysia-your profit center in Asia）によると①輸出指向産業、②労働集約産業、③農産物加工産業、④資源加工産業があげられ、⑤技術集約産業、⑥既存産業の統合化に役立つ産業も歓迎するとしている。

これらの奨励業種は創始産業（Pioneer industry）と優先産業（Priority industry）とに区分され、各種の奨励措置が講じられている。

創始産業はマレーシアに先行事業のないものが該当するが、投資奨励法（1980年、MIDA発行）には、電機製品、医学機器、光学機器、時計類、音響機器などの製造業がリストアップされている。リスト品目以外の製造業も投資家の申請に基づきケース、バイ、ケースの対応が考慮されることとしている。

優先産業としては、前出案内書によると、約200の品目や作物が製造と栽培、加工にリストアップされているが、創始産業同様にリストにない製品、作物についても適当なものに対しては然るべき優遇措置が講じられることになる。

規制業種の法的定めはないとされるが、鉄道、電力、水道、電気通信、放送などの公共性の強い分野への外資進出は基本的に困難と考えられる。

優先産業リストにある農業関連業種は次のとおり。

- ココナツ加工（下記製品の一貫生産を目的とするもの）

Coir Products, Hard board, Dessicated coconut, Coconut shell floor, Coconut cream, Activated carbon, その他認可された製品

- 作物栽培・加工

Maize, Cashew Nuts, Cocoa, Sorghum, Soybean, Coffee, Groundnut, Ginger, Tomatoes, Chillies, Spices & Condiments, Sugarcane, Vanill, Mushrooms, Sago, Vegetables, Patchouli, Citroenella, Fruits（除く, Pineapple）

- 牧畜、と殺（副産物処理を含む）

- 酪農、国産原料を用いた酪農製品の生産

- 養蚕、絹の生産

- 農業廃棄物、副産物の加工

- 食品製造 パーム油加工食品、野菜缶詰、肉缶詰

(4) 投資地域の優先度

MIDA 発行の All about Investment Incentive (1980 年刊) によると産業の地方分散促進策として、開発の遅れている地域への投資は免税措置の対象となる。同措置の対象地域と事業内容に応じた免税期間は次のとおり。

対象地域 (83 年末まで有効)

Kedah 州 (Kuala Muda 地区を除く), Pahang 州 (Kuantan 地区を除く), Kelantan 州, Trengganu 州, Perlis 州, Sabah 州, Sarawak 州, Johore Tenggara 地域

免税期間 (最長 10 年)

- 設備投資額 25 万ドル未満あるいは従業員数 100 人以下 — 5 年
- 設備投資額 25 万ドル以上あるいは従業員数 101 人以上 — 6 年
- 設備投資額 50 万ドル以上あるいは従業員数 201 人以上 — 7 年
- 設備投資額 100 万ドル以上あるいは従業員数 351 人以上 — 8 年
- 優先指定製品生産 — 1 年
- マレーシア産品使用 — 1 年

(5) 投資優遇措置

マレーシア政府は色々な形の税の減免による投資優遇措置を講じている。以下にココナツ産業に関連する優遇措置について MIDA 資料等をもとに概述する。

① 農業 (指定業種) に対する特別奨励措置・農地の活用促進を企図するもので、投下資本の 50% 相当額が税額控除の対象となる。同奨励措置の対象業種は以下にあげるものだが、貿易産業大臣により随時追加されるようになっている。

- 食料作物, 果樹, 野菜の栽培
- 肉牛, 酪農用家畜の飼育
- 魚類の養殖

奨励措置の期間は、事業内容により事業開始年度のみものから 5 年次以内までの幅がある。控除対象は次のとおり。

- 土地開発 (clearing of land)
- 作物の植付 (planting of crops)
- プラント, 機械その他施設の設置
- 養殖池, 畜舎, ケージ, 道路の建設あるいは購入
- 建物 (労働者の住居, 福祉目的のものを含む) の建設あるいは購入, 土地の構造改善。

② プランテーション事業に対する優遇措置・所得税法 (Income Tax Act, 1967) による

と政府が指定した作目の栽培事業は減税措置がとられる。

指定作目は、カシューナッツ、カカオ、ココナツ、ドリアン、コーヒー、マンゴスチン、マニラ麻、オイルパーム、コショウ、ランブータン、ラミー、ゴム、甘蔗、紅茶および植林樹。

減税の対象と内容は以下のとおり。

- 土地開発、植付、道路建設などに用する資金の50%相当額は当初2年間、控除対象となる。
- 労働者用の建物に用する資金は、5年間にわたり毎年20%相当額が控除対象となる。
- プランテーション内の他の建物に用する資金は、10年間にわたり10%相当額が控除対象となる。

(①の農業に対する優遇措置はプランテーション優遇措置の対象事業にはとられない)

③ 創始産業に対する優遇措置

ココナツ関連産業の場合、投資奨励法による創始産業には該当しないが、ココナツ油の高度加工などは先行事業が存在せず、工業開発に貢献するなどの観点から創始産業として取り上げられる可能性は高い。

創始産業の指定を受けた事業は資本投下額の規模に応じた期間、法人税(40%)と開発税(5%)および超過利益税(税率は税制度の項)が免除される。また対象期間中の配当による出資者の配当金収入は非課税となる。対象期間は次のとおり。

(条 件)	(免税期間)
資本投下額25万ドル未満	2年
同 25万～50万ドル	3年
同 50万～100万ドル	4年
同 100万ドル以上	5年
開発指定地域に立地(※)	上記期間に1年加わる
優先業種に該当	同1年
国産原料を50%以上使用	同1年
(最 高)	(8年)

※開発指定地域はKedah, Perlis, Pahang, Kelantan, Trengganu, Malacca, Sabah, Saravakの各州のSenawang, Kamunting, Sungei Way, Bayan Lepas, Ulu Klang, Tanjung Agas, Senaiの各工業団地

なお創始産業への奨励措置は上述のもの以外に、免税期間に生ずる損分の期間後繰り

越しや雇用規模に応じた優遇措置などの対象になりうる。

④ 雇用規模に応じた優遇措置

雇用増大をねらいとした優遇措置で、51人以上の常備従業員を雇用する事業に対する法人税の免除。免除期間は次のとおり。

(条 件)	(免除期間)
雇用従業員数 51～100人	2年
同 101～200人	3年
同 201～350人	4年
同 351人以上	5年
開発指定地域に立地	上記期間に1年加える。
優先業種に該当	同1年
国産原料を50%以上使用	同1年
(最 高)	(8年)

⑤ 輸出優遇措置

マレーシアで製造した製品を輸出する企業に対する優遇措置で次の3種類がある。

○ 輸出控除

課税控除額は、既存輸出事業では当年度輸出取引きの工場渡し価格の2%、工場渡し価格と輸出価格の差額の10%などが対象となる。新規の輸出事業に対しては当年度の輸出取引きの工場渡し価格の12%

○ 加速減価償却

全生産額の20%以上を輸出する在マレーシア企業で、近代工場の建設や生産工程の近代化を行なう場合は、年率20%という通常の償却率に加えて年率40%の償却率を適用できる。

○ 海外での販売促進費用の控除

海外広告、海外へのサンプル送付、海外市場調査、輸出促進のための海外事務所運営などに必要な経費は課税控除対象となりうる。

上述の優遇措置以外にもココナツ関連事業に適用されうる税の減免措置がある。

MI DA 資料から主なものを拾ってみると、

○ 投資額控除 — 創始産業の非対象事業の特定期間における減税。

○ 加速減価償却 — 77～82年までの期間に建設、近代化対象となる工場増設、機械は通常の償却率(年20%)に加え年率80%の償却率を適用可能となり初年度で全額償却できる。

○ 資本構成、労働構成、再編企業の減税 — プミプトラ政策に沿う出資構成(プミプ

トラ30%, 非ブミブトラ・マレー人40%, 外国人30%)や従業員構成(人口比に依り採用)などを実践する企業に対する減税, 79~81年の期間のみ。

なお以上の優遇措置は投資奨励法で定めたものである。これら以外にも税制面での優遇措置があり, 税制度・海外送金の項で述べる。

⑥ 歓迎される投資形態

MIDA発行の投資案内書によれば外資による事業は, マレーシア, 外資両者の長期間にわたる利益を実現する最善の方法として合弁形態が望ましいとしている。

農業(加工を除く)の場合, 外資による出資比率は原則として30%以内に限定されている。

製造業の場合, 外資に許される出資率は事業の規模, 立地, 製品の種類, 導入技術レベル, 先行事業の状況などによる。貿易産業省は一応の目安としてのガイドラインを次のように定めている。

- 主として国内市場に依存する事業はマレーシア割が50%以上をもつ。
- 再生不可能な国内資源の産出および一次加工は少くとも70%がマレーシア資本, うち30%をブミブトラ資本とする。
- 輸出向け製造業は外資がマジョリティをとりうる。外資の出資率は事業のマレーシアへの貢献度によって決められる。正当な理由があれば, 100%外資出資も考慮される。

なお, マレーシアで外資企業(Non-Resident Company)というのは, 払い込み資本の51%以上が外国資本であるか取締役の過半数が外国人で占められるもの, または海外に本拠地をもつ外国企業の支店をさす。

2. 土 地

(1) 農業開発余地

半島マレーシアの77年における農地面積は343万7000ha(統計局資料)で全体面積の26.2%を占める。農地以外の土地は大半が森林であり, Trengganu州, Pahang州などに存在する湿地を合わせ開発に当てれば600万ha近くの農地拡大余地はある。

開発余地は広大とはいえ, 半畑地は既に開発され主として農業に利用されており, ほとんどの森林は内陸部の傾斜地にあるため開発が容易でない場所および土壌条件以外の要素から導入作業が限定されるところが多い。また湿地開発は排水工事などのインフラ整備に費用がかさみ, 湿地の状況にもよるが, 民間事業地として不向きと思われる。

従って, 商業的大規模農業開発の適地は限定される。連邦政府や州政府の関連機関等によるオイルパームやゴムの開発も最近ではかなり内陸部の傾斜地にまで進んでいる。半島海岸3州における開発余地の存在事情については, 「各州におけるココナツ関連事業に

対する感懐」の項でもふれるが、1ヶ所で1000 ha以上の農業適地を確保することは、Trengganu州 Besut 地区(1万5,000 haの余地があり、開発には灌漑施設が必要)を除き概して困難なようである。

(2) 外資による土地利用

半島マレーシアでの外資による農業開発を規制する主要土地関連法規は次のものがある。

○ 国家土地法(National Land Code, 1965)

63年のマレーシア連邦の成立、65年のシンガポール分離独立を契機に施行。それまでの英連邦直轄植民地、アレー連邦州、非連邦州はそれぞれ土地に関する法律をもっていたが、本法律で西マレーシア全州を統一した。移譲、貸借、登記などを規定した土地の基本法で、州政府に土地に関する権限の付与を明確にしてある。サルタンの領地やイスラム法および慣習法には影響しないことになっている。

○ 各州の土地規定(Land Rules)

国家土地法を施行する際の細目を定めたもの。移譲対象地の権利金、地代、保護地の管理・貸借などについて各州が制定している。

○ マレー人保留地令(Malay Reservation Enactment)

1913年、連邦州を対象に制定。非連邦州でも同類法令をもつ。先住人種であるマレー人の特権を守るため、イギリス人駐在官がサルタンの同意により保留地を定めることができることを規定。マレー人保留地は、今日でも憲法、国家土地法で確保されている。

マレーシアでは歴史的に土地に関する権限は州政府がもっており、連邦憲法には連邦政府による土地開発政策は全て州政府の承認を必要とすることを明記してある。外資による土地利用も全て州政府の認可が必要。

国家土地法には土地私有の規模制限は明らかでないが、Development Authority of Trengganu Tenggara (Trengganu州中部を対象とする連邦政府機関)でのヒアリングによると、市街地(town area)での私有は10エーカー以内に限り外国人でも可能。郊外(country area)での私有は10エーカーを超えるものはブミプトラ(マレー人)にのみ可能。私有地の制約はTrengganu州以外の州でも同様のものがあると考えられる。従ってココナツ関連事業用地は私有地が州有地を借りる形に限定される。私有地の借用による農業開発は①既に何らかの形での利用があり、借地料は安くはないと予想される。②広い面積の借用は所有者が多くなり困難—などの点から適当ではない。

州有地の借用条件は、各州の土地規定によるが、Trengganu州のTrengganu Land Rules, 1966によると次のとおり(参考までに永久保有権の移譲=grantの場合も記した)。

期 間

農 業 用 66年間

非農業用 (town area) 30年間

権利金 (Premium, エーカー当り)

Country land

rubber, oil palm	grant	25ドル以上1000ドル以内
	lease	25セント以上10ドル以内×借用期間
padi, kercut, pandang, mengkuang	grant	5ドル以上1000ドル以内
	lease	5セント以上70セント以内×借用期間
nippa, sago	grant	15ドル以上100ドル以内
	lease	15セント以上75セント以内×借用期間
その他の作物	grant	15ドル以上300ドル以内
	lease	15セント以上3ドル以内×借用期間
住宅用地	grant	100ドル以上
	lease	50ドル以上
商業用地	grant	300ドル以上
	lease	150ドル以上

年間借地料 (エーカー当り, annual rent per acre)

Country land (in town area)

rubber	最初の6年間	4ドル	7年目以後	6ドル
oilpalm	" 4 "	7ドル	5 "	10ドル
coconut	" 6 "	2ドル	7 "	4ドル
cultivation crops (orchard or fruit plantation)				2ドル
padi		1ドル		
mengkuang, kercut, pandan, nipah		2ドル		
その他の作物		2ドル		

Country land

rubber	最初の6年間	4ドル	7年目以後	6ドル
oilpalm	" 4 "	7ドル	5 "	10ドル
coconut	" 6 "	2ドル	7 "	4ドル
cultivation crops		2ドル		
padi		1ドル		
cocoa		4ドル		

その他の作物	2ドル
住宅用地	4.4ドル
商業用地	2.5ドル(1000㎡当り)

権利金と借地料の他に測量、登記(永久保有権移譲の場合)等に用する費用は前出 Development Authority によると次のとおり。

survey fee & boundry fee	実 賃
plan fee , final title fee	1件につき50ドル程度
registration fee	1件につき25ドル程度
land office title fee	1件につき20ドル程度

(3) 工業用地

工業開発促進のため全国各地で工業団地の建設を進めている。同団地は政府系法人 Malaysian Industrial Estate Sdn. Bhd. が中心となり土地造成から電力、水道、通信施設、道路などのインフラ整備をすすめ企業を誘致している。

3. インフラ事情

半島東海岸のインフラ整備状況は西海岸に比べ遅れている。東海岸3州に的を絞り、インフラ事情を概述する。

(I) 陸海運輸

① 道 路

半島マレーシア東海岸の道路網は経済発展とともに整備されつつあるが、主要地を結ぶ道路以外はこれからの状態といえよう。特に半島を横断し西海岸とつなぐものは Kuantan ~ Kuala Lumpur 間を結ぶ道路(新・旧道2線)が存在するのみである。Kota Bharu ~ Butter worth (全長233マイル)を結ぶ East-West Highway が現在建設中であり半島北部の開発を促進するものと期待される。その他、各州内の道路の新設、改善など多くの事業が着手あるいは予定されている。

各主要都市間の距離は次のとおり。

Kota Bharu

単位：マイル

103	Kuala Trengganu				
239	134	Kuantan			
410	306	172	Kuala Lumpur		
436	333	197	24	Port Kelang	
625	524	390	247	270	Penang

トラック輸送は、東海岸3州の主にそれぞれ10社以上の民間会社が営業している。現行運賃は不明だがKelantan SEDCの出版物(80年の出版と思われる)による運賃(バラ積みでトン当り)は次のとおり。

Kota Bharu ~ Singapore	70ドル
~ Johore Bharu	60ドル
~ Kuala Lumpur	60ドル
~ Port Kelang	60ドル
~ Penang	70ドル

コンテナ輸送やタンクローリーによる輸送は復路が空輸送になる。この場合の運賃は一般に片道の1.5倍とされている。

② 鉄 道

図V-1に鉄道路線を示した。半島東海岸ではトレンガス州を除く2州での利用が可能だが、ココナツ油の輸送ができるかどうかは不明(石油は可能)。Kota Bharuで訪問した榨油工場では輸送荷姿がドラム缶ということもあってかKuala LumpurやPenang向けにトラックを用いていた。

参考までに前出のKelantan SEDC出版物による鉄道輸送運賃を次に示した。

Kota Bharu ~ Port Kelang (Selangor州)間往復

20立方メートルのワゴンで300~400ドル

Wakaf Bharu ~ Port Kelang間往復

Wakaf Bharu ~ Singapore間往復

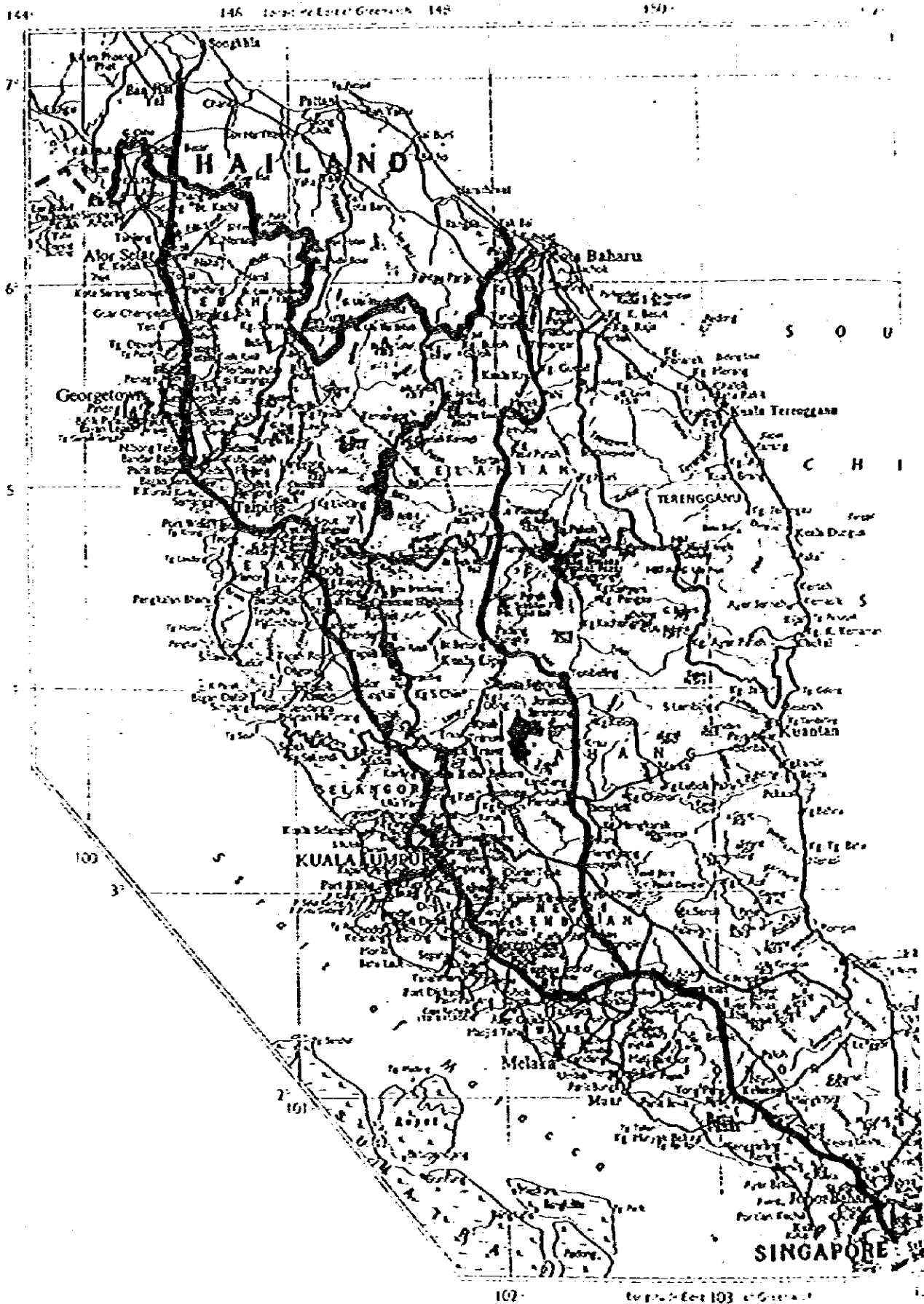
20フィートのコンテナで 500ドル

40 " 1000ドル

③ 海 運

東海岸でパーム油をバケツで積み込みできる港務施設は、現在のところKuantan北方16kmのTanjong Gerangに立地するKuantan港(1万5,000トン級の出入可能、将来の拡張工事により3万5,000トン級も可能になる。)しかない。東海岸でのココナツ油輸

図V-1 半島マレーシア、鉄道路線図



送は、主として Kuala Lumpur か Penang 向けにトラックが用いられており、バルクで給積みできる港湾施設は Kuantan 港にもない。東海岸での港湾施設の問題は砂防である。Kota Bharu 近辺では1年たらずに海浜が10mも侵食された例があり、流砂の沖積により浅くなるため Kota Bharu, Kuala Trengganu 付近の港は機能が低下している。

なお Kemaman (Trengganu 州) では 6,800 万ドルを投じ国際港を建設中。82年未完成予定、13フィート程度の給の出入が可能になるという。また、Kota Bharu 近辺でも港湾建設の動きがあり、日本の技術協力により可能性調査が実施されている。

(2) 電 力

半島マレーシアの電力は国際電力委員会により供給されている。80年時点で水力発電(10カ所)、火力発電(6カ所)の施設は全て西海岸にあり、東海岸への電力供給は西海岸よりの送電力かディーゼル機関利用の発電によるもの。東海岸では工業用電力は主要地や工業団地では確保可能なものの地域により供給のないところもあるので、事前のチェックは必要。

電圧は240ボルトと415ボルトが標準。サイクルは50、周波数はマレーシアの資料によると安定度が高いという。停電は地域によっては発生回数の多いところもあるので、予告なしの停電で支障をきたす業種の場合は、自家発電施設も検討すべきであろう。

MI DA 資料による電気料金を下に示す。半島部では料金は統一されている。

半島マレーシアの電気料金

(区 分)	(月間使用量など)	(料 金)
Tarrif A 家庭用	～ 30ユニット	0.25 ドル/ユニット
	31～120 "	0.12 "
	121～ "	0.13 "
	燃料代変動チャージ(121ユニット以上のみ)	0.026 "
	最低料金	2.50ドル
Tarrif B 中低圧商業用	～400ユニット	0.18ドル/ユニット
	401～50,000ユニット	0.15 "
	50,000～ "	0.14 "
	燃料代変動チャージ(全ユニット)	0.026 "
	最低料金	600ドル
Tarrif C 高圧商業用	最大使用量	12.00ドル/KW
	全てのユニット	0.10ドル/ユニット
	燃料代変動チャージ(全ユニット)	0.026 "

	最低料金	3600ドル
Tarrif D 中低圧工業用	～400ユニット	0.18ドル/ユニット
	401～50,000ユニット	0.14 "
	50,001～ "	0.11 "
	燃料代変動チャージ(全ユニット)	0.026 "
	最低料金	600ドル
	最大使用量	12.00ドル/KW
Tarrif E 高圧工業用	～100,000ユニット	0.08ドル/ユニット
	100,000～ "	0.07 "
	燃料代変動チャージ(全ユニット)	0.026 "
	最低料金	3800ドル

※ この他に鉄鋼、公共用料金が定められている。

1ユニットは1KW/時

出所：MIDA, Power Rates (1980)

(3) 水

上水道網はかなり発達しているが、半島東海岸では、農村部に入ると地下水利用のところが多。エステートでは独自に地下水を用いた苗圃、宿舍等への給水施設をもっている。上水道供給は工業用と家庭用の区別なく、都市近郊の工業団地では水不足を生じる場所もあるようだ。

水道料金は州により異なる。東海岸3州の工業用料金は次のとおり。

Kelantan 州	150ドル/1000ガロン
Trengganu 州	2.00 "
Pahang 州	2.00 "

4. 労働力事情

(I) 潜在性

大蔵省発行のEconomic Report(80/81)によると80年の人口は1360万人、うち潜在労働者数538万人、労働者数509万4,000人で失業率は5.3%。

一般労働者の業種別賃金較差(農業は低い)があるため、労働力は豊富とはいえ農林労働者の確保は年々難しくなっている。この状況は半島西海岸のような雇用機会の多い地域だけでなく東海岸でも同じことがいえる。工場労働者や事務員クラスの労働力供給はどこでも余り問題はないようだが、技術職や管理職には概して人材が不足している。大学卒業

者には公衆や有名有力企業が人気があり、中小の民間企業では優秀な人材を募るのは難しいようだ。

(2) プミブトラ政策

一般的に純マレー人よりも中国系やインド系マレーシア人の方が業務遂行能力においてすぐれると評価されており、賃金（給与）を人種別に差別する企業もあるほどだ。技術、管理職レベルでは純マレー人の人材が少ないこともあり、非マレー人を採用する傾向が強い。また政府系企業で純マレー人以外の新規雇用が減少していることから、純マレー人以外の人材が民間を指向するのは当然のなりゆきである。

しかし、プミブトラ政策により人口構成比率に見合った雇用比率達成という行政指導がなされているため50～60名の純マレー人を各職位ごとに採用しなければならない。ただ、逸材がないため純マレー人の雇用が困難という場合、募集努力が認められれば、極端に純マレー人が少ないものを除き問題にはならないようである。

(3) 賃 金

最低賃金法はなく、企業によって賃金は異なる。日本のように終身雇用という労使関係はみられず、給料の額や福利厚生制度が人材集めのポイントとなっている。また賃金は業種地域によって差異があり、農業よりも工業、農業地域よりも商工業の発達したところの方が高い。

農園労働者の労賃は労働者の利益団体として半島マレーシアをカバーするNational Union of Plantation Workersが存在（各州に支部もある）し、農園主の団体Malaysia Agricultural Producers' Associationと労賃や他の労働条件についての協議が行なわれている。両者協議による最低賃金は6ドル/日であるが、立地、作物により賃金幅はあるようだ。

以下は若干の調査事例である。

Kelantan SEDC のゴム農園

一般労働者	7.5ドル/日	（住宅つき）
	精勤手当 2.4ドル/月	（20日以上の勤続）
ゴムタッパー	8.5ドル/日	（住宅つき）
	精勤手当 4.5ドル/月	
	歩合手当（ラテックス収獲量による、1日のノルマは20～30Kg、よくやる者は手当を含め20ドル/日になる）	

Kota Bharu 郊外の農業者ココナツ苗圃

一般労働者	7ドル/日
-------	-------

農場長補佐 300ドル/月

Trengganu SEDCの農園

一般労働者(16才以上) 2.75ドル/日 (住宅つき)

(16才以下) 6.60ドル/日 (")

ゴムタッパー 2.25ドル/日 (")

歩合手当(高収園21ポンド以上のものに対し

15セント/ポンド

低収園15ポンド以上のものに対し

17セント/ポンド)

オイル・パーム収穫 250~500ドル/月

カカオ収穫 2.9ドル/日

歩合手当(150ポンド以上のものに対し3セント/ポンド)

Johoreの日系農園

一般労働者 8ドル/日

中国人労働者 10ドル/日

Kota Bharuのココナツク油工場(従業員6人)

女子事務員(20才) 180ドル/月

工 員 8ドル/日

Johoreの日系オイルパーム精製工場

一般労働者(機械操作しない) 6ドル/日以上

Train Operator }
Operator } 約300ドル/月

Foreman(3~5人を管理) 500~700ドル/月

Engineer 1200~1500ドル/月

Chief Engineer 2500ドル/月

工場長 4500ドル/月

G. Manager 5000ドル/月

日本貿易振興会 Kuala Lumpur 事務所の調査(79年)による日系企業での給与体系は次のとおり。

A社(製造業)

工 員(未熟練) 190~220ドル/月

・ (熟練) 350ドル/月

・ (相長、班長) 500ドル/月

工場監督	800ドル/月
課長クラス	1000~1500ドル/月
部長クラス	2000~3000ドル/月
B社(製造業)	
工員(未熟練)	170~200ドル/月
(熟練)	280~550ドル/月
エンジニア	1600~2000ドル/月
部・課長クラス	3000ドル/月
C社(商社)	
運転手	400ドル/月
一般事務員	450~700ドル/月
秘書	650~750ドル/月
高級事務員	1500ドル/月
部・課長クラス	2000ドル/月

(4) 労働基準

日本の労働基準法に該当する雇用法 (Employment Ordinance, 1955) により労働条件等を規定している。

雇用法による労働基準は次のとおり。

- 労働時間

1日8時間、1週48時間以内、休憩なしの連続労働は6時間まで。

- 超過勤務

1月32時間まで、労賃は通常の1.5倍。

- 休日、有給休暇

週1日は休日とする。公休日のうち年7日は有給休日、有給年次休暇は、勤続5年で7日、5年以上が14日。病気入院による有給休暇は60日まで。

- 出産休暇

産前、産後各30日間、出産手当は最低4ドル/日(子供3人まで)。

(5) 外国人雇用制度

マレーシアでの外国人就業は自由ではないが、外資による事業はいくつかのポストで外国人雇用が認められている。外国人雇用の枠は事業内容によりケースバイケースで検討されるが、新規事業、規模拡大などの正当な理由が必要。ポストの数などは申請により Malaysianization Committee で検討される。

外国人雇用枠の条件等は次のとおり

○ Key Post

外国人により永久に保持できるポストで外資投資額が約50万ドル以上の企業に認められる。

○ Executive Posts

マレー人が最終的にポストを引き継ぐよう訓練するという条件で認められる専門資格実践的経済を要する重役ポスト，期間は最高10年。

○ Non Executive Posts

マレー人に引き継がれるという条件で認められる技能，経験を要する非重役ポスト。期間は最高5年。

B. フィリピン

1. 外資政策

(1) 概 要

フィリピンが積極的な外資導入政策をとりだしたのは60年代後半(67年に投資奨励法を制定)になってからのことで，それまでは，55年に当時のマグサイサイ大統領により立案された外資導入法を法的根拠に外資参入の門戸を開いてきたもののナショナリズムや外資への不信などから外資導入は不活発であった。

外資に対する基本の方針は憲法や投資奨励法，外国人事業活動規制法など外資関連法で買かれており次の3点に要約できる。

- ① 外資はフィリピンの社会経済の発展を促進するものである。
- ② 外資は民族系資本の代替ではなく，同資本を補完するものである。
- ③ 外資はフィリピンの社会経済開発計画の達成に寄与する部門で導入されるべきであり，そのために各種の奨励措置を講じる。

フィリピンで受入れられる外資に対する処遇は次の3種類に区分できる。

- ① 健全な経済発展に寄与しうる経済部門への投資で同部門が国内資本によってまだ十分に開発されていない場合受人認可はできるが奨励措置なし。
- ② 経済開発の優先部門への投資であり，かつ相当の率での内資参加による合併事業形態での投資奨励措置を適用。
- ③ 前始産業への投資であり，かつ30～40年以内に内資との合併を図ろうとするもの。

(2) 外資関係法規

外国資本に対する法規には下記のものがありこれらの法律に基づく承認，登録等外資に関する事務は，大統領に任命された5人の常任委員と事務局からなる投資委員会(the Board of Investment)および証券取引委員会(the Securities and Exchange

Comission)によって行われている。

a. 投資奨励法 (the Investment Incentive Act R.A. 5186)

本法は優先投資分野を設定し、その分野に対する内外の投資家の投資奨励のための優遇措置を明らかにし、また、その実施機関として投資委員会 (Board of Investment - BOI) の設置を定めたものである。

これは、投資に関する基本的な法律であり、

- i) 地方への産業の分散を図る。
- ii) 雇用機会の拡大を図る。
- iii) 輸出のための労働集約的な産業を発展させる。
- iv) 中小規模の産業の発展を図る。
- v) 国内の未開発原料の利用拡大に貢献する。

一等の観点から定められた……に掲げられていない事業活動分野への外国人の投資についての条件および外国人、外国人投資企業の営業の許可の条件等について規定している。フィリピン政府は、この法律の運用により外国人の投資を、既にフィリピン人によって開発されている分野から経済の健全でバランスのある発展に貢献する分野へ切り換えることにしている。

b. 輸出奨励法 (the Export Incentive Act R.A. 6135)

本法は、輸出振興部門に進出する企業に対する奨励措置を定めたものである。

これは、

- i) 輸出により外貨の増収を図る。
- ii) 輸出のために過剰な製造能力の利用を図る。
- iii) 新しい市場を開発する。
- iv) 国内原料の利用を図る。

一等の観点から定められた輸出可能な製品について、それを生産する輸出製品生産者集荷、輸出を行う輸出貿易業者及び積荷輸送、法律相談等を行う輸出サービス業者に対して種々の奨励措置を講ずることとしている。輸出可能な製品については、毎年、輸出優先計画 (the Export Priorities Plan) として BOI から発表されており、これはさらに、既存の企業によって既に生産されている製品をまとめたものと輸出の可能性を政府が保証し、投資を優先的に行うものがあり、後者は創始分野と非創始分野に分かれている。

c. 外国人事業活動規制法 (the Foreign Business Regulation Act, R.A. 5455)

本法は、投資奨励法によって奨励措置が講ぜられない企業に適用されるものであり、外資比率が30%を超える外資に対して例外なく適用されるものである。

これは、IPP, EPP 投資優先分野への外資導入プロジェクトに対し種々の奨励措

置をとることとされている。この投資優先分野は、BOIから毎年、投資優先計画 (the Investment Priorities Plan) として発表されており、これはさらに、フィリピンにおいて商業的規模で生産されていない分野である創始分野 (Pioneer) とそれ以外の非創始分野 (Nonpioneer) に区分され、創始分野はより有利な奨励措置が与えられることになっている。

d. 農業投資奨励法 (the Agricultural Investment Incentive Act P.D. 1159)

本法は、1978年に制定されたもので

- i) 農業関連産業を一層発展させる。
- ii) 基礎的食料および未開発物資の自給率の向上を図る。

一等の観点から定められた投資優先分野への投資プロジェクトに対し、投資奨励法によって承認された農業関連産業以上の追加的な奨励措置をとることとしている。この投資優先分野は、毎年、BOIと農業省と合同で農業投資優先計画 (the Agricultural Investment Priorities Plan) として発表されており、これはさらに創始分野と非創始分野に分れる。

農業投資奨励法に基づく奨励措置

① 非創始農業関連企業 (Non-Pioneer Agricultural Enterprises)

- a) 設立及び事前準備費用を課税所得から控除できる。
- b) 固定資産、資本装備に加え、繁殖家畜についても加速減価償却を認められ、この減価償却額は課税所得から控除される。
- c) 総営業損失は、翌年以降に繰返すことができる。
- d) 輸入された資本装備にかかる税金は、免除、軽減または繰延べが認められる。
- e) 家畜、家きん、魚、植物の品種改良のために登録された農業関連企業が用いるもので、国内で適正な価格で手に入らない繁殖用家畜、遺伝学の資料等については、登録されてから3年以内に輸入されたものについて、それにかかる税金が免除される。
- f) 国内製造業者から購入する資本装備については、輸入したときに課される税金に相当する額の税額控除が認められる。
- g) 外国ローンの利子支払い額の源泉課税に対する税額控除が認められる。
- h) 登録の日から5年間は、管理、技術、顧問の職に外国人を雇用することができる。
- i) 拡大再投資額は課税所得からの控除が認められる。
- j) ダンピングに対する保護が受けられる。
- k) 労働者の訓練費は課税所得からの控除が認められる。
- l) 登録の日から7年間は、フィリピン人に対する調査、発展計画及び農業経営に

関する訓練に要する費用の25%について課税所得からの控除が認められる。ただし、控除額は課税所得の10%を越えないものとする。

ス) 必要とする基盤整備事業及びその維持事業に要する経費の100%に相当する額について税額控除が認められる。

セ) 農業関連企業プロジェクトによって生産された登録産品を近くの市場まで輸送する経費の30%は、課税所得からの控除が認められる。

ソ) 外貨の割当て及び政府の財政制度から得られる奨助について優先権が与えられる。

② 創始農業関連企業(Pioneer Agricultural Enterprises)(①-ア)の奨励措置に加えてとられる奨励措置)

ア) 国内税法に基づく諸税のうち、所得税を除く全ての税は、農業投資優先計画に含まれることとなった年から漸減する率で免税となる。

イ) 営業を開始してから5年間については、外国人を雇用することができる。

ウ) 営業開始後は関税保護が受けられる。

2. 労働力事情

(1) 潜在性

フィリピン労働市場では、他の東南アジア諸国よりも初等教育が普及していることから文盲率が低く、比較的質の良い労働力が存在しているが、地域間での労働需給バランスが不安定なために失業者が常に多い。1978年現在、フィリピンの労働人口は1720万人であり、このうち就業者数は1650万人、失業率5.3%と推定されている。就業者数については中央銀行発表の雇用指数(72年=100)でみると77年が1262、78年が1290となっている。78年は前年比2.2%の微増だったが79年には7.0%増となった。

またフィリピンでは高賃金を求めて海外に流出する熟練労働者が多い。政府は熟練労働者の養成に力を入れており、民間企業との協力で人材養成計画を策定するとともに、各産業部門のニーズに見合った人材養成を援助する職業訓練学校、Manpower Training Instituteを設立した。さらに20校程度のマネジメントを教える経営学校を有し、このうちのひとつがハーバード・ビジネス・スクールおよびフォード財団の援助で設立した「アジア経営学院(AIM)」である。

労働者の雇用方法は、以前は口込みや事業所のはり紙で行なり方法が大半だったが、現在ではマネージャークラスから未熟労働者まで広く新聞で募集している。また定年は通常60才としている企業も多くみられる。

(2) 賃 金

フィリピンでは、労働者の最低賃金が大統領令により決められており、80年8月18日改正（大統領令1735）ではマニラ市の非農業従事者が日給14ペソ、マニラ市以外の地域の非農業従事者が13ペソ、また農業従事者はプランテーションで11ペソ、それ以外が10ペソとなっている。

また月別の基本給が1500ペソまでの従業員につき、非農業従事者に月60ペソ、プランテーション農業従事者45ペソ、それ以外の農業従事者に30ペソの緊急生活手当の支給を定めている。

また最低賃金の改定を免除、猶予あるいは実施を命令できる国家賃金評議会（National Wage Council）の設立を決めている。

フリンジ・ベネフィットについては74年労働法の規定により、社会保障、退職金、産時休暇を含め、通常基本賃金の50%が与えられ、有給休暇が年間15日、祝祭日10～15日、賞与1週間から2カ月分相当、病気休暇年15日、出産休暇6週間、病気・事故死亡時の給与支払い保障などが主な内容である。また、このほかGSISやSSSを通じた住宅ローン制度も実施されている。

フィリピンの賃金上昇は、とくにオイルショック以後目立っているが、物価上昇に見合う程ではない。物価上昇分を調整した実質賃金は72年を100とすると、79年9月には熟練労働者で67.2、未熟練労働者で57.4に落ち込んでいる。BUSINESS DAY 紙（80年8月19日付）によると、比較的恵まれたマニラの大企業（資本金100万ペソ以上）労働者についてみても、その最低賃金（実行ベース）の平均は72年の8ペソが80年6月時点で2638（72年基準で236ペソ）にとどまっている。

フィリピンの賃金水準は他のASEAN諸国と比べ最低のランクに属し、特に技術者・専門家の分野で格差が大きい。フィリピンはASEAN諸国中、大学進学者が最も多く、技術者、専門家の求職者過剰により賃金水準を引き下げているとみられる。

(3) 労働基準

a. 労働関係法令

フィリピンの労働関係法令は、米国のものをそのまま模倣しており、かなり進歩的な内容をもっているといわれるが、実際の運用面では必ずしもそうとはいえないのが実情である。フィリピンの労働法は74年1月に制定されたPhilippines Labor Codeが中心であり、以前に存在した諸々の関係法令をまとめたものである。同法は潜在的労働者を含むすべての労働者に関する、人材開発および職業訓練計画、雇用条件、賃金、などのあらゆる労働条件を規定しており、問題が生じるとに内容が検討、修正されている。最近では80年5月1日に労務管理面で大きな改定があり、不当労働行為が民事から刑事に移行することになった。

表V-1 マニラ首都圏における職種別賃金

(単位:ペソ)

職 種	78年9月	79年9月
Blacksmiths	22.12	24.56
Boilerman	19.83	21.03
Carpenters	18.44	19.80
Drivers	19.21	19.95
Cigar and Cigarette Markets	11.36	12.15
Compositors	18.26	19.10
Electricians	21.17	23.21
Foremen	28.61	31.29
Lathemen	17.00	19.16
Linotypists	20.37	22.62
Tinsmiths	21.37	23.27
Masons	17.16	18.96
Mechanics	24.78	26.45
Painters	20.74	21.59
Plumbers	17.86	19.42
Common Laborers	14.42	15.33

(出所) 海外市場80年10月号

b. 労働組合

戒厳令施行後、労働者のストライキならびに雇用者のロックアウトは一時的に禁止されている(ただし、スト禁止に対する国民の非難が強くなったため、75年12月にスト禁止対象業種リストを発表し、公益、基幹産業以外の労働者にはスト権を認めるようになった。)

78年のストライキ件数は78件で、1件あたり18時間となっている。74年労働法は労働組合の存在を否定してはいないが、組合間の抗争を防止するために労働者組織の設立は産業別組合に限定されている。また労使間の団体協約は3年間は持続されなければならない。

現在スト権のない労働者に対しては経営者による不当解雇などによって損害をこうむらないように国民労働関係委員会(National Labor Relation Comission, NLRC)

を通して問題解決をすることになっている。NLRCは74年労働法に基づき政労使の3者で構成する組織で、NLRCがすべての労働争議を管轄し、仲裁や調停に当たっており、この分野では労働省に次ぐ権限を有する。

(4) 外国人雇用制限

原則として、すべての企業はフィリピン人を雇用しなければならないが、フィリピン人では遂行できない業務、特に高度のノウハウを要する業務に対してのみ外国人の雇用が認められる。この場合、外国人の滞在期間は2年を越えることはできない。雇用許可は労働省から取得するが、個別の雇用認可権限は法務長官扱いとなっている。また外国人雇用者の途中交替は労働長官の事前許可がない限り禁じられている。

しかしBOI登録企業は登録日から5年間に限り管理職あるいは技術顧問等として外国人を雇用できるが、そのうち非バイオニア企業は労働者総数5名以内に限られる。ただし登録企業は経営、管理、技術の各分野でフィリピン人雇用者を訓練し、BOIに年次報告書を提出しなければならない。

またヘッドクォーター・オペレーション企業については出入国に便利な1年期限の数次ビザ制度がある。

3. 土地

土地私有の規模制限はフィリピン人およびフィリピン内資に対してはない。外国人、外国法人の土地所有は認められないが、外資との合併事業の場合、外資の出資比が40%以下であればフィリピン内資と同様に扱われる。

憲法では国有地の私有化制限についての規定がうたわれており、1,024haをこえる国有地はいかなる企業でも購入できない。民有地の売買は自由。

国有伐採跡地での農業開発は、跡地の所有と運営に関する権限が国营会社National Development Companyに付与されている。ミンダナオの伐採跡地での外資との合併オイルパーム事業をみると、国营会社が土地をリースしている。

4. 外国送金

フィリピンでは企業の外貨送金に対する規制が徐々に緩和の方向に向っており、1973年1月1日以降に得られた利益、配当の送金、および73年3月15日以降になされた現金投資の本国送金は、すべて可能となった。ただし、外国の自己資本あるいは貸付資本が流入する場合には、外国送金権を確保するために中央銀行への登録が必要となっている。また、77年1月になって、外国からの貸付金の送金についてはこれまでより厳しい制限を行うとの方針が発表された。

① 利益および配当金の送金

73年1月1日以降に企業が得た利益および配当金の外国送金は、現行為替レートですべて認められている。以前は認められなかった累積利益ならびに配当金も、中央銀行の事前認可を取得すれば可能である。

② 利子の送金

69年11月26日以前に中銀に登録された外国ローンの利子送金は、すべて認められている。それ以後の外国ローンについては、中銀に登録した後、利子や資本の送金に関する特別認可を得なければならぬ。

③ ロイヤルティの送金

以前、特許、商標あるいはノウ・ハウに対するロイヤルティの外国送金は毎年50万までしか認められていなかったが、73年12月以降は、正式な手続きによりかつ中央銀行に登録された技術契約から生ずるロイヤルティについてはすべて送金可能となった。ロイヤルティ料率は通常卸し値の5%までとされている。なお、累積ロイヤルティの送金に関しては一部50万までに制限されている。

④ 資本の本国送還

73年3月15日以後行われた投資については、すべての資本の本国送金が可能となっている。

5. 資金調達

政府は76年以降金融引締の政策を打ち出しており、外資系企業に対しても中、長期資金の借入れを中心に国内での資金調達を規制している。具体的には、外資30%以上の企業に対してはフィリピン国立銀行およびフィリピン開発銀行を源泉とする資金の貸付けを商業銀行が行うことを禁じ、フィリピンの内国企業に国内融資を受け易くしている。

現在、外国企業は短期資金を国内で調達し、一方長期信用は本国の親会社、あるいは外銀に依存している。海外からの借入れも様々の規則がある。まず借入れには中銀への登録が必要であり、元利の送金も特別認可事項とされている。返済額は当該企業の年間外貨受取り額の20%を越えない範囲とされている（歴然たる輸出企業の場合、返済期間8年以上であれば300万米ドル以上の借入れが可能）。

次に金利については貸付国での銀行間レートまたはプライムレートから2%以内とされている。また固定金利の場合、世銀あるいはアジア開発銀行の銀行貸付レートの1%幅を上限とする。またフィリピン金融機関の保証で貸付けを受ける場合、金利幅は貸付国での最優銀行間レートまたはプライムレートの175%が限度である。普通短期金利は79年末現在、担保付貸付けで年14%、無担保で16%あり、2年を超える中長期金利は年利21%となっている。

さらに外国系企業（51%以上が外資）の借入金についても、77年7月22日付の中央銀行回状により、グループ別に次のような規制を設けている。

Aグループ、借入金：自己資金＝60：40

該当企業

- (1) 投資奨励法および輸出奨励法の対象登録企業
- (2) パターン輸出加工区登録企業
- (3) その他の大統領令または法律によって優遇対象となっている企業
- (4) 大統領令No 849に定める基幹産業

Bグループ、借入金：自己資金＝55：45

該当企業：Aグループ以外の一般製造業に従事するもの。

Cグループ、借入金：自己資金＝50：50

該当企業：A、B両グループ以外の一般の非製造業に従事するもの。

C. パプア・ニューギニア（PNG）

1. 外資政策

1973年12月にPNG人による自治が始まり、これを前後して同国の外資政策は大きく変化した。すなわち、自治以前には国連より信託統治を委ねられていたオーストラリア政府は、外資による開発推進が必要との立場をとっておりその導入には積極的かつ開放的であったのに比べ、自治開始後の外資に対する基本的考え方は、国家目標を達成し、国民と国家に最大の福利をもたらすために導入すると規定されている。

73年に発表された外資導入に関する基本的ガイドラインは概ね次の通り。

- ① 外国投資をコントロールするため国家投資開発庁を設置する。
- ② 政府は必要に応じていかなる新規の企業進出に対しても資本参加の権利を留保する。
- ③ 適当なPNG人を活用しうる場合、外国人がその業を占めてはならない。
- ④ PNG人の雇用の増大に資することを期待する。
- ⑤ 今後より多くの投資が地方、特に開発途上地区に行なわれることを望む。
- ⑥ 伝統的な輸出品の国内加工度の増大をはかる。
- ⑦ 輸入品に対する依存を低減するための投資を期待する。
- ⑧ 原則として進出企業は自らの企業プロジェクトに必要なインフラ・ストラクチャを整備する。もし政府が代わりに行なう場合はその工事費に相当する資本を取得する権利を留保する。

上記ガイドラインは現在でも外資政策の基本となっている。

ガイドラインからも読みとれるようにPNGの社会に貢献しないものは導入しないとの姿勢を買っていたものの、78年2月、4カ年国家公共支出計画（78年～81年）を発表し

てからは、同計画の推進のために外資の導入をはかるといふ積極化方針が打ち出された。これは外資に対する門戸開放とまでは至らないものの奨励措置として①製造品輸出に対する税優遇処理(限定的)②草創期の産業に対する資金貸し付け③奨励業種の企業化調査への援助を決定しており、国家開発のためには外資が必要と政府が認めたものと考えられる。

1980年3月に、自治権移行時より首席大臣を歴任してきたソマレ首相に対する不信任案が可決、野党人民進歩党々主ジュリアス・チャンが首相に選出された。チャンは同党が連立内閣与党であった時、大蔵大臣、副首相兼第一次産業相を歴任。中国人を片親にもち、企業経営の経験がある。企業家に支持者が多く、最近の外国人投資の減少もソマレ不信任の一因とされることから、外資の受入れも、これまでのものより柔軟性を増すものと期待する見方が強い。

なお、PNG政府の規定する外資とは以下のような企業を意味する。

① 企業が株式会社の場合

- 中心となる経営、管理の場所がPNG以外にある企業
- その議決権をPNG人以外によって支配されている企業
- PNG以外の法に基づいて設立されている企業
- 開発大臣により「外国企業」と宣せられた場合および以上の規定の一般性を制限することなく次の各項に該当する企業
- 議決権の26%以上がPNG以外によって保有または支配されている企業
- 株式の数または価額の26%以上が配当の受取りのみを目的としている非PNG人によって保有される企業

② 企業が協同組合または貯蓄融資協会である場合

- 構成員の1人以上がPNG人でない企業

③ 共同出資者または構成員の1人以上が非PNGであるその他の企業

④ 大臣の宣言に従うものとして経営、管理がPNGでない者によって行なわれている企業

⑤ PNG人以外の自然人である企業 — など。

2. 投資に関する法制度

油糧作物の栽培、同作物生産物の流通、加工、輸出の各分野への投資に直接関連する法制度には以下のものが存在する。

(I) 国家投資開発法(74年制定)

目的は①国の開発・投資政策に沿って資源を最大限に活用するような事業分野への資本導入の促進②投資および企業の所有、運営、支配におけるPNG化の促進③前述の目的を達成するための具体的戦略の設定④外資管理に関する規定の明確化 — などである。これ

ら目的達成のため同法は外資導入を認可するためのガイドラインを設定するとともに、国家目的に沿った望ましい投資を明確に仕分け、外資と政策との関係全体の調整機関として国家投資開発庁(NIDA)の設置を規定している。

NIDAは国家計画開発大臣の所管の1つで、国家計画局長、第1次産業相、大臣相など12の政府機関および政府関連機関の長により構成される理事会で運営される。NIDAは国家計画局が定める全般的な産業政策の枠内で機能し、同局と共同で投資優先スケジュールを決定(年1度)する。外国人投資家は投資窓口であるNIDAに事業計画を提出し、審査を受ける。産業開発上の責任は関係各省でもつ。投資受入れ可否の最終決定は国家計画開発大臣による。

投資優先スケジュールは導入外資のチェックリストで、受入可能な分野(優先業種、オープン業種)と禁止分野(留保業種)および外国人投資へのガイドラインなどが示されている。

1979年8月に発表された第5次投資優先スケジュールによる農業関連業種の仕分けは次の通り。

- 優先業種……豆類、穀物栽培
- オープン業種……優先業種、留保業種以外のすべての業種。特に外資を歓迎する業種は、食用作物栽培、果樹栽培、オイルパーム栽培(ニュークレアス・エステート方式に限る)、ゴム栽培(同)、カカオ栽培(同)、種子生産(同)、香辛料栽培、新規輸出作物の開発、輸出を目的とした農産物加工、非主要農産物の輸出。
- 留保業種……ココナツ栽培(ハイブリッド種によるものを除く)。コーヒー栽培、製栽培、養蚕、コブラ乾燥、コーヒー加工、ピーナツ加工、コブラ取引・輸出、コーヒー取引・輸出、栽培によらない天然農林産物(樹液、莖草、果実、花、葉、根など)の卸売・小売。

78年4月発表の第4次スケジュールとの違いは、

優先業種より茶栽培・加工、甘蔗栽培・加工が除去されたこと、留保業種よりカカオ豆乾燥(自社プランテーションの生産物を除く)が除去されたことである。

上記スケジュールによると油糧作物関連事業で留保される業種は、在来種ココナツ栽培、コブラ乾燥、コブラ国内取引・輸出である。

NIDAの説明によると、ココナツ関連事業への投資については、①合併事業形態での外資導入は歓迎しており、ココナツ産業の分野にもこれは言える②ココナツ栽培は留保業種であるがハイブリッド品種の導入による栽培は支障ない③コブラの加工はココナツを乾燥コブラに処理することを目的とする商行為としては留保されるが、企業が生産したココナツを乾燥コブラに加工することは問題ない④ココナツ油の搾油および輸出に関してはコブラ・マーケティング・ボード(CMB)と調整する必要がある。

また同スケジュールに盛り込まれているガイドラインによると……

- (4) 外国人による新規投資はPNG資本との合併事業が好ましい。
- (a) 中央政府の権限と機能を州政府に移譲しつつあり、投資事業の承認については事業を展開する州とNIDAは協議することになるので、州政府および地域住民にとっての事業の意義が問われる。
- (b) PNG人による事業開発の支障とならないことが要件であり、特に新規の農業活動をしようとする外国企業はPNG人による同一あるいは類似農作物の栽培を奨励、支援し現在栽培されている農作物のPNG国内での加工に関連した活動を加えることが投資承認の条件となる。
- (c) 投資案件の受入れ判断は次にあげる項目よりチェックされることになっている。
- 投資家のPNGおよび海外における業績
 - 新規雇用機会創出への貢献度
 - 所得分配の平等化への貢献度
 - 地方分散化への貢献度
 - 政府収入増大への貢献度
 - 外貨獲得増大への貢献度
 - PNGに遷する技術・技能の移転への貢献度
 - PNG人に対する訓練の貢献度
 - 経済成長への貢献度
 - 関連事業のPNGによる設立の奨励と支援の貢献度
 - 物理的、社会的環境に対するインパクト
 - 消費者の福祉向上への貢献度

(2) Copra Act (1952年制定)およびCopra Marketing Board Act (1954年制定、74年改訂)

Copra Actは、政府検査官(第1次産業省)による検査を経なければコブラは輸出できないことを規定している。

Copra Marketing Board Actは、Copra Marketing Board (CMB)を設立し、コブラ買上げ、買上げ価格の決定、コブラ生産者保護のためのコブラ基金の運営、ココナツ製品の独占的輸出などに関する権限をもたせたものである。同法によりココナツの加工および輸出が規制され、搾油業者が原料確保のために自社プランテーションでコブラを生産する場合でも、そのコブラはコブラ基本運営のための課徴金(市場価格低落時には助成金)の徴収(支給)対象となる。

同法ではCMB以外によるコブラ、ココナツ製品の輸出を禁止しているものの、第1

次産業大臣の承認を得たものは可能（条件付きの場合もある）とされている。また同法では、コブラ加工・輸出業者はCMBでの登録を義務づけており、登録手続きは簡素で登録料は年間100キナだが、場合によっては登録を拒否される場合もありうる。

大臣承認および登録の可否の最大のポイントはココナツの製品化事業（搾油など）が、PNGで経済的に可能かどうかという点と、同事業展開のために生じる得失（加工度を高められた形で輸出実現化のために既存のコブラ輸出国を失うことの損失と事業展開により得る利益とのバランス）にかかっていると思われる。

(3) Land Act 1962（62年に制定，74年に改訂）

同法は、政府の同意なしに民有地のリース権の移転を認めず、現地住民が外国人に直接土地を譲渡することを禁止し、Land Boardを通じて政府所有地を民間にリースすることなどを規定している。

現在の土地政策は73年11月に発表された土地制度委員会報告が基本となっており、75年制定のPNG国憲法の中に、その考えが反映されている。同報告書の中では、

- ① 外国人による土地使用は、政府からのリースという手段のみとする。
- ② 大規模（例えば投資額1万ドル以上）のリースには必ず政府が介入すべきである。政府よりのリースは、外国人には自動更新不可能な40年が適当である。
- ③ 政府は企業に土地をリースするにあたり、現地住民の職業訓練計画によって現地住民を地域開発のなかに組み込む方式を採用すべきである。

また、憲法第54条においては、

- ④ ある土地が独立以前に伝統的所有者から正当に取得されたかどうか紛争が生じた場合、その土地に対してPNG人の権利の主張を認める。
- ⑤ 慣習的土地所有権に関する紛争が法律的手段で解決されないと思われる場合、法律の枠外的手段で解決することができる。
- ⑥ 土地に関連して一定の利益をPNG国民以外が所有することを禁止または制限することができる。

として、土地についてはPNG人を優位に立たせている。

上記のように、外資による栽培事業用地は政府からのリースということになる。PNGでは政府所有地は全国土のわずか2割程度なので実際には、現地住民所有地を一旦政府が借り上げ、その土地を企業が借り受けるという形になる。

リースの期間は、前出土地制度委員会報告では40年が適当としているが、実際には99年のものもあり、借地の用途などにより異なるようである。

またリース料も、用途や地域によって異なるようである。因に、ホスキンスのオイスバーム・プロジェクトの入植農地は約66ha（1戸当りの入植面積）で年間20キナとされ、

ポポンデッタのオイルパーム農園(3,000 ha)はha当り年間3キナとう。

(4) プランテーション復興計画(Plantation Redistribution Scheme)によるプランテーションの買収

Land Redistribution Schemeは外国人所有のプランテーションを慣習的な土地所有者の手にもどす事業で、外国人所有プランテーションの多い地域での農地不足を解消し、PNG国民による栽培を中心とする経済行為の促進を目的に1974年より始まった。主たる法的根拠は次の4法。

① Lands Acquisition Act (1974年制定)

政府が開発の目的で民有地を取得できることを規定。

② Land Redistribution Act (同年制定)

政府が取得した土地を元の慣習的所有者に分配することを規定。

③ Land Groups Act (同年制定)

慣習的土地所有者がグループを形成し、土地を所有し管理できることを規定。

④ Business Groups Incorporation Act (同年制定)

PNG人の経済参加を促進するためにPNG人が商業的、経済的目的で形成するグループに法人格を与えBusiness Groupの名において商行為、融資借り受けなどをできるよう規定。

今後受け入れられる農業開発事業は、同計画の買収対象にならないとNIDAでは言明している。海外事業の政府による買収(接収)は投資家の最も嫌うところである。将来の買収可能性について、関係機関、関係者よりヒアリングしたことを総合してみると、

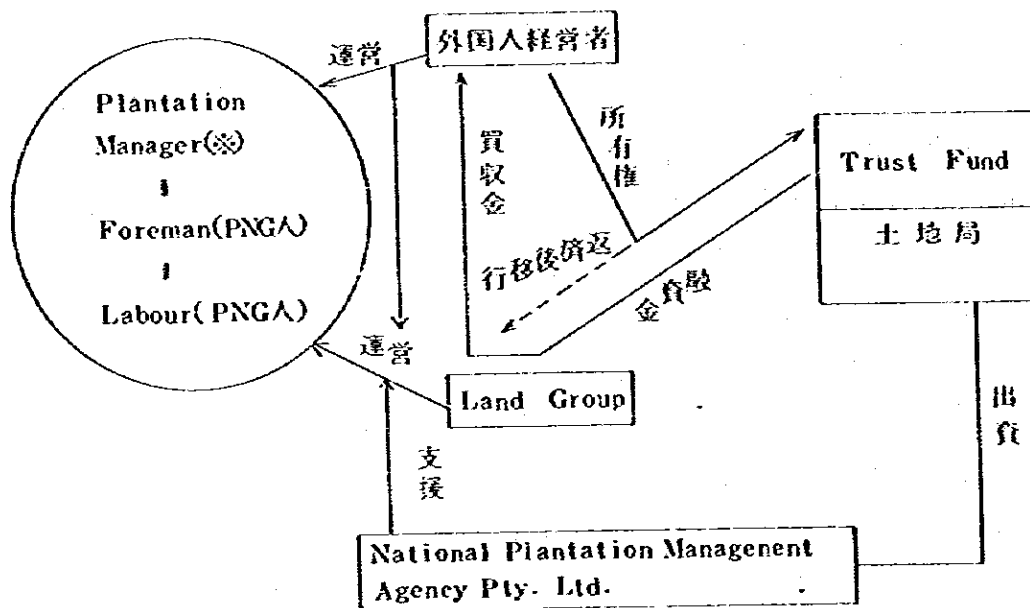
① PNGにとって有利な分野に有利な形で外資を導入するので、認可されうるような事業は買収対象とならない。

② 投資交渉時にまとまった範囲の事業を実施している限りは、外資にとっての不本意な買収はこれまでなく、将来もこの点は年限はあるものの保証する。年限は、オイルパームの例では30年。

Plantation Redistribution Schemeの推進機関、土地局(Department of Land)によると、1980年3月現在、全国で既に70以上のプランテーションが買収され慣習的土地所有者グループが運営に当たっている。プランテーションは細分化すると本来の機能を失なりという観点から、外国人所有時のままの形でLand Groupに受け継がれている。買収費用は、一部のコーヒー農園のような特別の場合を除き政府基金(Alienated Land Redistribution Trust Fund)よりの融資金をあてており、融資金返済終了までの期間、土地所有権はLand Groupになく、政府が有している。政府基金の融資条件は無期限かつ無利子。買収対象は、全ての外国人所有のプランテーションで、買収手続きは慣習的土地所

有者がグループ (Land Group = Business Group) を組織し、土地局に申請することから始まる。

— ブランテーションの現地化 —



(※)

Land Group のメンバーより選任者がマネージャーになるが、力量不足の場合(ほとんど)や選任者のない場合はNPMAの有債支援(マネージャー派遣、マネージャー訓練など)を受ける。外国人所有時の外国人マネージャーが継続採用させるケースあり。

買取ブランテーションは現地人の運営能力の欠如による生産減が目立っている。買取ブランテーションの収益は、借入金返済が再開にしか使えないことになっている。ということは収益が少なれば返済が遅れることになり500万キナといわれた政府基金は1979年とけつき出した。

買取ブランテーションの生産減に加え、外国人ブランテーションは、いつ買取されるかわからないという不安から管理、再開に力が入らず生産は低迷、社会的問題にまでなっている。このため政府は、79年に買取のための政府基金貸し出しを凍結させ、ブランテーション買取額の評価方法を含め総合的に買取計画を見直している。凍結後でもあるコーヒーブランテーションのようにコーヒー栽培農民グループがPNG開発銀行より融資をとりつけ買取した例もあるが、コーヒー価格が高原相場で推移しているためコーヒー栽培農民は他の農民に比べ富裕で、この場合、適当な担保力を持っていた。

3 土地・インフラ事情

(1) 土地

全国土のうち、政府所有地はわずか2%で約97%は伝統的に部落単位で共同所有されている。残る1%は私有地。部落の個々の成員は、部落が所有する土地で耕作、狩猟、採取などの権利をもつが、権利の相続や配分などは部落によって多様であり、成員がそれぞれ共有地全体の所有権を主張するという。このような特殊事情が存在するためPNGにおける大規模農業開発用地の確保は難事といわざるをえない。

比較的容易と思われる新規開発用地には、木材伐採跡地があげられる。多くの伐採事業は、択伐方式で行なわれているため皆伐地とは異なり開発作業に労を要することはいないが、跡地での農業開発は伐採道路がそのまま使え住民も伐採権交渉などを経験したり、伐採事業に雇用されたりしており、メソタルな面で処女地よりも進んでいるなどの利点がある。

さらに、農業開発に先行して、同国では比較的経済性の高いといわれる伐採事業を同一事業体で行なうという総合的な事業が最も効率が良いと思われる。

(2) 陸海運輸

PNGで道路建設が始まったのは戦後であり、道路網は概して未発達。ハイランド・ハイウェイ（ラエ～マウントハーゲン間800Km）、セビック・ハイウェイ（ウェワク～スク間290Km）、ニューアイルランド島の東海岸線の道路（カビエン～ナナタンギ）を除くと主要都市間を結ぶ長い道路はない。従って同じ島に存在する都市でも道路で結ばれていないため都市を中心とする離島が存在すると考えた方が適當である。

道路は郊外に出ると悪くなり、森林伐採現場や農業試験場でもない限り、都市と外部に道が繋がっていないところが多い。ただ、ニューアイルランド島、ゲゼル半島では比較的通路が発達しておりコブラ、ココアの輸送に使っている。道路建設計画を別図に示した。

港は、全国に大小50余りが点在しており主要港の位置を別図に示した。主な港岸の規模は下表の通り。運輸省の定める国内海上運賃表（79年11月1日より有効、80年3月現在も適用）は表V-2のとおりで非常に高コスト。日本とPNGを結ぶ定期航路は未開設。

表V-2 パプア・ニューギニア、国内海上運賃表

	長さ(㍍)	深さ(㍍)
ポート・モレスビー	213.3	7.6
ラ エ	246.0	11.0
マ タ ン	137.1	10.1
ラ バ ウ ル	274.3	7.9
ケ ビ ン グ	93.8	7.0
サ マ ラ イ	93.2	7.8
キ エ タ	63.4	7.5
ウ ュ フ ク	73.1	6.7
キ ン ベ	60.9	10.7
オ ロ ベ イ	60.3	10.5
ア イ タ ベ	18.3	4.3
ロ レ ン ガ ウ	15.2	5.1
バ ニ モ	18.7	4.9
ア ロ タ ウ	93.0	10.0
ダ ル -	-	-
全 港 計		

資料：PNG Harbours Board 1975/76 Report

PNG Hand Book 1966

(3) 電力・水

電力は上水道の普及とともにオーストラリア統治時代に都市部において、住むという点からはほぼ整備されている。76年時点での主要発電所の能力と所在地は表V-3の通り。

表V-3 パプア・ニューギニア、主要発電所の能力と所在地（1976年）

発電所	発電能力 (メガワット)	タイプ	所在地
Papua New Guinea			
Ramu	30	水力	Eastern Highlands
Rouna 1	6	水力	Port Moresby
Rouna 2	30	水力	Port Moresby
Rouna 3	12	水力	Port Moresby
Sirinumu	1	水力	Port Moresby
Lae	14	ディーゼル	Lae
Madang	6	ディーゼル	Madang
Rabaul	5	ディーゼル	Rabaul
Wowah	2	ディーゼル	Wewak
Nt. Hagen	2	ディーゼル	Mt. Hagon
Goroka	2	ディーゼル	Goroka
Kerevat	2	ディーゼル	Near Rabaul
その他	2	ディーゼル・水力	各地域

出所：Jetro貿易市場シリーズ「パプア・ニューギニア」

発電所および送電線の建設計画を下記に示した。

発電所建設計画

	完成予定年	推定建設費 (K=キナ)
1. ポート・モレスビー・システム		
ガス・タービン発電所	1979年	200万K
ラウナ第4水力発電所	1982年	2,400万K
2. ラム河流域		
ヨンギ・ダム第1次工事(ダム高さ20m)	1981年	1800万K
ヨンギ・ダム第2次工事(ダム高さ50m)	1985年	4,400万K
ラム第1水力発電所第3・第4発電機	1985年	850万K
3. ラバウル, ケレバット, ワランゴイ地域		
ワランゴイ第1水力発電所(2×3 MW)	1980年	900万K
ワランゴイ第2水力発電所(2×2 MW)	1984年	1000万K

	完成予定年	推定建設費 (K=キナ)
4. 西ニュー・ブリテン島		
ルウ・クリーク第1水力発電所	1978年	50万K
ルウ・クリーク第2水力発電所	1979年	100万K
ハーヰ湖第1水力発電所	1980年	100万K
合 計		1億1500万K

送電線		
1. ラエーマタン間送電線容量増加	1983年	500万K
2. カッサム変電所	1984年	300万K
3. カッサムーラエ間送電線	1986年	500万K
4. キンブーピアラ間送電線	1986年	350万K
5. ラムーボート・モレスビー間送電線	1985年	5,300万K
合 計		7,000万K

出所：Jetro貿易市場シリーズ「パプア・ニューギニア」

4. 労働事情

(1) 現地人雇用の推進

政府は、国民経済におけるPNG人労働力の最大限の活用を進める方針でいる。民間部門では、現地人の雇用を外資導入の認可条件にしたり、外国人の職種規制がとられている。労働省は、外国企業との交渉に際し、雇用、訓練および外国人ポストの現地人化に関する詳細計画の提出を要求しているという。企業内におけるPNG社員の訓練には政府の財政的支援があるが、これは不十分であり、かつ、定着性が低いことで、企業側の不満は多い。計画事業においても、多くの現地人を雇用することになるが、現地人化についての具体的な制約について述べてみたい。(徒弟制度) PNG技術者を育成するため、労働省が半強制的に企業に対し、訓練生の受入れを求めてくるもので、企業の日常業務の中で教育し、年に何回か企業の費用で外部の研修を受けさせる。給料は、受入れ期間中は、一般労働者程度のもので支払う。期間終了後も、社員となり働くことになり、解雇については、相当の理由がなければできない。

(雇用法による外国人の職種規制)

計画事業に関連する職種をあげた。これに反すると、ビザの発給等で支障を来すことになるという。

- 外国人に禁じられている職種
きこり，機械取付工，井戸掘り職人，発電，エンジンオペレーター，倉庫事務員など。
- 代替訓練後1年以内に現地労働者により交代される職種
木材取扱の労働者，木工細工機械オペレーターなど。
- 代替訓練後2年以内に現地労働者によって交代される職種
発信および受信人，倉庫記録係，一般事務職員など
- " 3年以内 "
販売マネージャー，農場マネージャー
- " 4年以内 "
木工細工機械技師，機械道具調整工，機械取付工，自動車その他の修理

(2) 労賃，質，労力需給

PNGにおける労賃について，政府関係者，日系企業人が一様に口にするのは，近隣のインドネシア，フィリピンなど開発途上国に比べ高水準であるということである。特に，都市部における賃金水準は高い。政府は最低賃金委員会(Minimum Wage Board)を設け，定期的に最低賃金を決めており，最近(79年9月1日より実施)の最低賃金(週給)は別添(P.23)のとおりである。また，同国の有力企業Burns Philp社ラバウル事務所による同社プランテーション(700エーカー=約280ha)での支払給料は次のようになっている。

Manager	1人	11,000~18,000 Kina (年)
Qss. Manager	1人	6,000~ 8,000 Kina (年)
Foreman	2人	40 Kina (2週)
Truck Driver		30 Kina (3週)
一般労働者	約50人	(23+α) Kina (2週)

一般労働者は，コブラ・カカオ乾燥，ココナツ割り，再植，施肥，草刈りなどをする。23+αとあるのは歩合給で一定の仕事量を超えたものは+αがつく。ちなみに同社では，1人の労働者に，ナツひろい→ハスキング→シエリングまでを分担せずに割りふっていて，1人が出来る数は1日600~700ナツという。

労働の質については，下層の一般労働者については，概して，労働生産性は低いようである。しかし，賃金支払いに歩合制を取り入れると良く働くといわれ，トラック運転などは，車がこわれるまでやるという。中間，上部の人材については，政府職員の現地人化を中絶せざるを得なかったように，能力不足はいなめない事実であり，上部には，オーストラリア人，イギリス人，中間にはフィリピン人，インド人，中国人が雇用されている。政府の要職はほとんど現地人でおさえられているが，それとても外人部隊のサポートがあっつかろうじ

て体裁を保っているものが多いようだ。能力的にはこれからというPNG人に、高賃金支出をしいられることは、産業発展に大きな阻害要因となっている。

労力の需給については、買い手市場といわれてはいるものの、失業は、さほど大きな社会問題になっていない。乞食はめったにみられない。というのもこの国には同じ言葉を話す人（同じ部族人）の同族的結合はかたく（One Talk という）貨幣経済や都会の生活にちこがれ、都会で職をもつ人を頼って上京した場合、寄食したり、借金を乞うのは当然のこととなっているからである。一般労働者たるPNG人は大量に存在しており、500以上もの労働者を雇用するアダンやニューブリテンの日系木材事業で人不足で困ったことはないそうである。その反面、これらの層の人々に対する雇用機会の創出は政府の一つの台題となっている。中等教育を終えた労働者は、なお少数であるため、売手市場となっている。

D. インドネシア

1. 外資政策

(I) 要 要

1966年のスハルト政権発足以降、経済再建のための外資導入の必要性が認識され、1967年1月には外国投資法が制定され、以後1970年までの間は外資に対し積極的開放政策がとられた。

そのため、外資は大量に導入されたものの、進出分野が資源関連に集中しすぎ経済効果の大きい製造業等への進出は期待したほどでなかったため、1970年8月7日、外資法を改正し、優先業種を指定し、重点的に優遇措置を講じいわゆる選択的導入政策がとられた。（1971～73年）

外国投資が1970年から73年の間に盛んに導入された結果、つぎのような問題が顕在化してきた。

- ① 伝統的農場産業の圧迫
- ② 民族資本発達の阻害
- ③ 華僑系企業をパートナーとする外資への批判
- ④ 外国援助ないし外資が所得の均等に負していないこと
- ⑤ 諸物価の急騰

このため政府は、1974年1月経済安定化会議を開き、次に示すように内外投資に関するガイドラインも決定した。

【外資に対するもの】

- ① インドネシア割の持株比率が一定の期間内に51%となるようにすること。外資とノン・ブリブミとの合併事業の場合、それぞれ持株比率を49%対51%となるようにしなければならない。さらに、ノン・ブリブミ所有株式の50%が株式市場を通してブリ

プリミに売却されなければならない。

- ② すでに国内需要が満たされている業種について新規投資を禁止し、国内投資に留保される。したがってネガティブ・リストを拡大する。
- ③ 外資の投資形態はすべて合併事業とし、プリミをパートナーとしなければならない。
【内資に対するもの】

- ① 投資貸付は今後プリミ企業のみを対象とする。
- ② ノン・プリミ所有の国内投資企業はその株式を資本市場を通して売却し、その50%はプリミ所有のものとしなければならない。(プリミ企業とは、プリミとノン・プリミの資本比率が75%対25%のもの。または同じくその比率が50%50%であって経営面の大部分がプリミに掌握されていることと定義づけられた。)

1974年以降、第2次5カ年計画(1974~1978年)を経て、第3次5カ年計画(1979年~1983年)でも、基本的には外資を歓迎しつつも、経済的ナショナリズムを根柢として国内資本の比率の向上、育成、インドネシア人の登用等の規制措置が続けられている。

また、外国投資に関する取扱いは、1967年の外資法制定以来、外国資本投資審議会が外国資本投資委員会の審議会が外国資本投資委員会の審査結果を受け、国家経済安定会議に勧告し同会議が最終決定を下すという形をとっていた。その後、1973年5月26日付大統領第20号により民間投資を一元的に扱い、手続を簡素化するため「投資調整委員会」(Badan Koordinasi Penanaman Modal = BKPM)が設置された。

②) 外国投資法

現在のインドネシアの外資導入の準拠法となっているのは、1967年に制定された「外国投資法」(1970年に改訂)である。

本法は「外国資本」をつぎのとおり定義している。

「インドネシアの保有する外貨ではなく、政府の承認を受けてインドネシアにおける企業経営に使用されるため海外から導入された企業設備、原材料、技術および投資利益の再投資分等を含むもの」(第2条)

また外資の全面支配禁止分野として、①港湾、②公共用発電および送・配電、③電気通信、④海運、⑤航空、⑥上水道、⑦鉄道、⑧原子力発電、⑨マス・コミが明示された。兵器、軍備資材生産への投資は禁止(第6条)

鉱業の分野に対する外国投資は鉱区権が国有であるため、事業請負契約等に基づきインドネシア政府との協力で実施される。(第8条)

税制面での優遇措置として、同法第15条は税の減免措置を規定している。

外資に対する義務として、インドネシア人が未だ管理上および技術的に不適合な地位に

については、外国人の就業が認められているが、それ以外の必要就業人員はインドネシア人に求めなければならない(第10条、11条)と規定し、またインドネシア人に対する訓練教育を義務づけている(第12条)。

土地については原則として20年の建築権が与えられる。農園として使用する場合は30年の営業権が与えられ、作物の品種によっては40年まで与えられる。また設立時に投下資本が全額外国資本であるものは一定期間後政府によって定められる比率に従って国内資本が参加する機会が与えられると規定している(第27条)。

外資に対する保証として、同法は

- a. 外資企業の国有化、管理ないし経営の権利を制限する措置はとらないと保証している。ただし国益上その措置がとられたときは補償するとしている(第21条、22条)。
- b. 経常利益、インドネシアで就業している外国人教員の雇用上の経費、固定資産の減価償却費、国有化の場合の補償金等は、投下資本の原通貨による実勢為替相場での送金が認められている。ただし、元本回収のための送金は免税期間中は許可されない(19条、20条)。投資許可期間は、30年以内に限定されている。ただし政府は、投資家に対し30年の期間満了時における外資企業の接収に関する確たる政府は存在しないこと、および最初の30年の期間満了前2年以内に、最初の30年経過後の事業活動に対する規制の実施について話し合うことを保証している。

その後、従来の外国投資法が実態にそぐわなくなったため、1970年8月7日に、国内投資法を改訂し、従来無差別にあたえられていた外資優遇策を改め、選別的な政策に切り変えた。すなわち、法人税法に関しては、免税措置が優先部門に投資される場合に限られることになった。

また、国内資本で充分生産をあげ、かつ国内需要を充足しうるに至った業種を保護するため、1970年から1974年にわたって計45業種にわたる外資禁止分野が発表された。

また、輸出入、販売、流通事業活動は民族企業に留保され、外資企業は生産に必要な資材の輸入や自社製品の輸出に限ってのみ許可されることになった。(商業大臣決定No314/KP/XII/1970)。

(3) 優先産業

1974年の投資調整委員会発表の民間投資に関するガイドラインに沿って1977年、78年とDSP(Daftar Skala Prioritas……投資分野優先順位表)が発表された。1979年には前年11月のルピア切下げによる投資環境悪化等のため発表はなかった。

1980年2月に発表されたDSPはそれまでのネガティブ・リスト方式から投資開放部門を明示するポジティブ・リスト方式に変更された。

表V-4 インドネシア、1980年投資先順位表による優遇措置一覧

優遇措置	優先部門(免税措置)		優先部門(投資控除)		備考
	新企業	旧企業	新企業	旧企業	
I 税金					
1. 法人税	免税期間あり	投資控除あり	投資控除あり	投資控除あり	
加算価値	認められる	認められる	認められる	認められる	
預金補償	"	"	"	"	
2. 配当税	免税期間後	2年間免税	2年間免税	2年間免税	
3. 資本の性質	調べない	調べない	調べない	調べない	
4. 資本の産源	認められない	認められない	認められない	認められない	
5. 資本印紙税	免除	免除	免除	免除	
6. 船舶登録に対する税	"	"	"	"	
II 輸入税, 輸入販売税					
1. 機械施設	免除/軽減	免除/軽減	免除/軽減	免除/軽減	
2. 建設資材/施設	軽減	軽減	軽減	軽減	
3. 事務所備品/輸送機器	-	-	-	-	
4. 原料/補助原料	最初の輸入から最長2年間認められる	認められない	認められない	選択的に認められる	(注)

外国投資にかけるインドネシア資本についての
商業生産開始前に株式の払い込みを
インドネシアにおける最初の登録に
適用, 生産開始後2年以内による。

(注) a. 一部の分野については原料/補助原料についての措置は認められない。

b. 異なる原料を使用する異なる製品を生産する旧企業によって政府の優先部門に属する旧企業は、試験生産に必要な原料/補助

原料について優遇措置が認められる。

1980年DSPでは339業種が投資優先業種としてリスト・アップされており、これらが免税措置を得られる部門と投資控除を受けられる部門とに分分類されている。

免税措置を受けられる業種のうち最も高い優先度をもつ業種と、それに次ぐ優先度のもの業種は以下のとおり。

① 優先度第1ランクの業種

- イ. 紙・パルプ
- ロ. オレフィン
- ハ. アロマティック
- ニ. メタノール
- ホ. 鉄 鉄
- ヘ. フェロアロイ
- ト. 鋳塊・鋳鉄
- チ. 鍛 造
- リ. 特殊鋼線
- ス. 銅インゴット
- ル. 銅棒, 銅線, 銅板
- ヲ. ディーゼルエンジン, 内熱機関エンジン, 水力タービン
- ワ. 金属機械, 木工機械
- カ. 機械ノコギリ, 工具, ダイス, 金型
- コ. 化学機械
- ク. 造船(貨物船, 旅客船, タンカー, 漁船, 警備艇, 没藻船, クラブボート)

② 優先度第2ランクの業種

- イ. 食肉缶詰(冷蔵, 乾燥, 薫製保存を含む)
- ロ. 果物, 野菜缶詰
- ハ. ビロード
- ニ. 衣 類
- ホ. 合板, ベニア
- ヘ. 硝 酸
- ト. 製 塩
- チ. カーバイド
- リ. 医療用ゴム, 車輻部品用ゴム
- ス. 家庭用磁器, 理化学機器製品
- ル. 電気機器

(4) 優先地域

DSPに記載されていない分野であっても全量が輸出され、輸出加工区、保税区域等（タンジュン・プリオク港内にある保税倉庫、バタム島工業団地、それにジャカルタ、中部ジャワ、東部ジャワに今後設置される保税区域）に立地する場合、免税恩典が与えられる。ただし、100%輸出原則は、国内市場の状況により変更としている。

(5) 出資形態

外資による投資は原則としてインドネシア企業（あるいは政府機関）との合弁企業でなくてはならない。外資の出資は一定期間内に49%以内にする必要がある。80年の投資分野優先順位表によると、外資との合弁比率は当初インドネシア側で20%以上をもつことが条件であり、商業生産開始後10年以内にインドネシア側出比率を最低51%になるようにしなければならない。

なお事業による生産物、製品を100%輸出したり、他企業による国内生産が不可能なものや雇用促進などの条件がある場合は100%外資による事業も考慮される。

(6) 優遇措置

アセアン貿易投資観光促進暫定センター発行の「インドネシア投資関係法」による外国投資に対する税制上の優遇措置の概要は次のとおり。

番号：税制優遇措置の種類	政府の優先指定業種に該当する企業	政府の優先指定業種に該当しない企業	適用法令
A-1 免税措置法人所得税	免税：基準期間2年、最高6年まで	課税：20%+25%=45%までの税率による	外国投資法、1925年 法人税法
2. 投資控除	認可：固定投資額を基礎として、投資控除額はその20%まで認められ、それが4年間各年5%に分割される。 通常の課税対象利益から毎年この5%相当分が控除され、この控除後の金額が赤字となったときは以降の年に無期限繰越可能。	認可：期間4年、年間5%＝合計20%	外国投資法、1925年 法人税法

番号：税制優遇措置の種類	政府の優先指定業種に該当する企業	政府の優先指定業種に該当しない企業	適用法令
<p>3. 損失の繰り越し</p> <p>a. ある年度に発生した損失は連続した4年間に生じた利益からの控除が認められる。</p> <p>b. 最初の6年間に繰り越しを行うことができ、全額回収まで無制限に控除が認められるもの</p>	<p>認可：免税期間終了後4年間</p> <p>認可：免税期間終了後、回収完了まで無制限</p>	<p>認可：4年間</p> <p>認可：回収完了まで無制限</p>	<p>外国法人法，1925年 法人税法</p> <p>外国投資法，1925年 法人税法</p>
<p>4. 加速償却：任意の1年間に行われるもの</p>	<p>認可：建物に対しては、10%、社会基盤および企業設備に対しては25%の率による。</p>	<p>認可：建物に対しては、10%、社会基盤および企業設備に対しては25%の率による。</p>	<p>外国投資法，1925年 法人税法，大蔵省令第 KEP-630/MK/I/10 /1970号</p>
<p>5. 投下資本の預託に対する資本印紙税</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>外国投資法</p>
<p>6. 所収資本財および設備の輸入に対する輸入関税</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>外国投資法</p>
<p>7. 所収資本財および設備の輸入に対する輸入販売税</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>外国投資法</p>
<p>8. 最初の船舶登録証書作成における譲渡税</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>外国投資法</p>
<p>9. 株主に支払われる利益配分に対する配当税</p>	<p>2年間免除 免税期間を付けて、延長が認められることもある</p>	<p>2年間免除</p>	<p>外国投資法</p>

番号：税制優遇措置の種類	政府の優先指定業種に該当する企業	政府の優先指定業種に該当しない企業	適用法令
B.1 労働者／被用者に対する所得税	課税：10%から50%までの税率による。	課税：10%から50%までの税率による。	1944年所得税法，大蔵省令第KEP-720/MK/1/11/1972号。
2. 投下資本および銀行預貯金に対する財産税	課税：最低限度を超える資産の超過価値に対し5%の税率による課税	課税：最低限度を超える資産の超過価値に対し5%の税率による課税	1932年財産税，大蔵省令第KEP-958/MK/1/9/1973号
3. 内国・輸入販売税	課税：0～20%の税率による。	課税：0～20%の税率による。	1951年販売税法，大蔵省令第KEP-72/MK/1/2/1973号，同KEP-39/MK/1/1/1973号
4. 取引印紙税	課税：10万ルピア以上の取引に対し0.5% (×2)の税率で課税	課税：10万ルピア以上の取引に対し0.5% (×2)の税率で課税	1921年印紙税法 (Stamp Tax Regulation)
5. 印紙税	課税：税率表による。	課税：税率表による。	1921年印紙税法
6. 正常の減価償却	認可：1953年減価償却法 (Depreciation Decree)の表による。	認可：1953年減価償却法の表による。	1953年減価償却法
7. 受取り利子税	課税：20%の税率による	課税：20%の税率による	1970年利子・配当・ロイヤルティ税法 (Tax Law on Interests, Dividends and Royalties)
8. 受取りロイヤルティ税	課税：20%の税率による	課税：20%の税率による	1970年利子・配当・ロイヤルティ税法
9. 清算利益に対する法人税 (合併，共同の場合)	課税：1000万ルピアまでは10%，これを上回るものには20%の税率を課税	課税：1000万ルピアまでは10%，これを上回るものについては20%の税率	1925年法人税法，大蔵省令第KEP-627/MK/1/10/1970号
10. 固定資産の再評価に関する課税			

番号：税制優遇措置の種類	政府の優先指定業種に該当する企業	政府の優先指定業種に該当しない企業	適用法令
a. 固定資産の再評価による利益に対する法人税	課税：20%の税率による	課税：20%の税率による	1970年修正後の1925年法人税法第10a条第(2)項
b. 株価の上昇による利益に対する法人税	課税：10%の税率による	課税：10%の税率による	1970年修正後の1925年法人税法第10a条第(4)項
c. 株価の上昇に対する配当税	課税：10%の税率による	課税：10%の税率による	1970年修正後の1944年所得税法第8b条第(2)項
d. 株価の上昇に対する配当税	免除	免除	1970年利子・配当・ロイヤルティ税法第4条第7項
e. 資本金の名目価値増額に対する資本印紙税	免除	免除	1921年印紙税法

注：Aの税制優遇措置は（外国）資本投資に限り付与される。Bの部分では、一般的な納税義務を示した。

2. インフラ事情

(1) 運 輸

道路は、その管轄機関から表V-5のように分類される。ジャワ、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ、イリアン、ジャバ等の主な島をはじめ13,000もの島からなるインドネシアでは物資の輸送を陸上交通のみに頼ることはできないが、海上交通の補充的役割を果たす手段としては見逃すことはできない。第2次5ヶ年計画（74年～79年度）においては20億円が予算に組まれ、その約40%が国道の建設、修復、維持、管理に充てられている。

国内交通の最も発達しているのは、ジャワ、北スマトラ、南スマトラ、マドクラ、バリで、これらの地域内の主要都市は幹線道路で結ばれている。

鉄道は、ジャワ島、マドクラ島および、スマトラ島北部には鉄道があり主に旅客用である。

表V-5 インドネシア、道路網 (1978年)

(単位Km)

	舗装		未舗装		不明		合計	
		%		%		%		%
国道	10768	85	804	06	-	0	11572	9.1
県道	16268	12.8	10929	86	714	06	27911	22.0
地方道	27140	213	51321	404	9145	72	87606	68.9
合計	54176	42.6	63054	49.6	9859	7.8	127089	100

出所: Statistical Yearbook of Indonesia 1977~1978

表V-6 インドネシア、自動車輦の使用台数

(単位:台)

分類 年	乗用車	バス	トラック	モーター・ サイクル	合計
1976	420945	40001	223062	1419375	2103383
1977	479335	48089	278979	1704964	2511367
1978	532299	58365	331658	1960237	2882559

3. 土地

インドネシアの土地法制の基本をなすものは、1960年9月制定・施行された「土地基本法」であり、インドネシア村落に特有のアダット(慣習法, Adat)の土地に関する制度を全国的に適用するものである。「土地基本法」制定後のインドネシアにおける「土地、水、これに含まれる天然資源」に関する法制度は次のとおり。

- (1) 1945年憲法、とくに33条3項
- (2) 各種基本法
 - a. 土地基本法(1960年法律第5号)
 - b. 鉱業基本法(1967年法律第11号)
 - c. 石油天然ガス事業法(1960年法律第44号)
 - d. 森林基本法(1967年法律第5号)
- (3) 各基本法の実務政令
- (4) その他の単行法令

(5) 土地基本法の経過規程により暫定的に効力の認められる旧法令など

上記法体系に基づく土地等に対する権利の種類の内、個人または法人が土地に対して有する私権は(1)所有権 (2)事業権 (3)地上権 (4)使用权 (5)賃借権 (6)開墾権であり、上記諸権利のうち、最も強力な権利たる「所有権」は、原則として、法人(民族資本、外資を問わない)に対しては認められず、個人であっても外国人には認められない。したがってインドネシア国籍を有する個人のみが、所有権をもちうるが、所有権、事業権、地上権につき「放棄」(Karena Di lantarkan)が権利の消滅事由に上げられていることに留意を要する。

外資企業がインドネシアにおいて事業活動を行なう場合、土地に対する権利は外資法により、「使用权」、「地上権」、「事業権」を取得しうる。「地上権」は、土地基本法の定めに基づき、最長30年の期間をもって与えられるが、事業および構築物の状態によっては、20年以内の延長も認められる。事業権は、最長25年の期間をもって与えられるが、事業対象たる作物の性質上、より長期を必要とするものに対しては、25年以内の延長が認められる。使用权は、必要期間与えられるが、上記の地上権および事業権の期間が参考とされる。外国企業は、土地の諸権利を取得しうるが、アダットを基礎とする法制上、権利の内容が必ずしも明確でない場合がある。国の直接支配する土地(Tanah Negara, State Land)については、地方当局(市長、部長、州知事)を経由して、内務省土地総局に申請。私有地については、その権利者を探し出し、権利者との公正証書による契約に調印したのち、地方の土地主管部局の承認を得、かつこれを登記しなければならないとなっている。

4. 労働力事情

(1) 潜在性

総人口1億3,900万人(79年)のうち、労働人口6,100万人と労働力は豊富である。しかしながら労働市場が狭少なため、失業、潜在失業者は多い。しかしながら、大学生などは政府、政府企業への就労志向が強く、優秀な人材の確保が難しくまた、外資系企業については、法令等によってかなり厳しく現地人の雇用、登用が義務づけられている。

インフレのなかでの生活苦、および政府当局(労働・移住者)やFBSI(インドネシア総労連)などのPR活動で一般労働者の意識が高まったこともあって、経営側に対して労働者が数々の要求を出すケースが増えている。

(2) 賃 金

a. 最低賃金

インドネシアには最低賃金決定機関はなく、最低賃金に関する法律もない。ただし、ジャカルタの日雇労働者の場合、ジャカルタ特別市条例によって、男女の別なく最低賃金が定められている。

表V-7 インドネシア、ジャカルタ日雇労働者の最低賃金

(単位：ルピア)

業 種	旧賃金	新賃金
第3級未熟練労働者	500	750
第2級	550	825
第1級	600	900
主任級	650	975
第3級熟練労働者	700	1050
第2級	750	1125
第1級	800	1200
主任級	850	1275

(注) 新賃金は80年6月1日から発効

(出所) 労働省

b. 現物給与

現物給与の支給はこの国の伝統的な風習であり、現物支給の代表的なものとしては、米、小麦粉などの食料品、灯油、砂糖、ミルクなどの生活必需品がある。現物給与の全体的なウェイトは以前に比べて低下しつつあるが、まだ半数近くの企業がこの方法を実施している。

(3) 労働基準

労働関係法規より主要労働条件を整理すると次のとおりである。

a. 就業時間

1日7時間、1週40時間。ただし、業務が滞積して短時間に完了しない場合、1週54時間まで延長することは可能である。

b. 超過勤務手当

- ① 平日：最初の1時間は基本賃金1.5倍、以後その2倍。
- ② 休日、祭日、有給休暇：最初の7時間は基本賃金の2倍、以後その3倍。

c. 最低就業年齢

15才以上

d. 採用後1年経過した労働者に対しては、2週間以内の年次有給休暇が、また、同一会社における継続雇用年数6年以上の場合には、3ヶ月以上の長期休暇が認められている。

e. 解 雇

解雇を行なう時は、雇用者は労働省の許可を必要とする。試用期間3ヶ月終了後、正規の労働者の解雇の手続としては、まず雇用者は労働者本人又はその労働者が属する労働組合と話しを進め、その話し合いで結論がでない場合は、雇用者は個別解雇の場合には地方労働争議調停委員会 (Regional Committee for the Settlement of Labour Disputes) へ、大量解雇の場合には中央労働争議調停委員会 (Central Committee for the Settlement of Labour Disputes) 調停を依頼し、許可を受けなければ解雇することができない。

(解 雇 補 償 金)

勤続期間	金 額
一年未満	基本賃金 1月分
1年～2年未満	〃 2月分
2年～3年未満	〃 3月分
3年以上	〃 4月分

(慰 勞 金)

勤続期間	金 額
5年以上10年未満	基本賃金 1月分
10年以上15年	〃 2月分
15年以上20年	〃 3月分
20年以上25年	〃 4月分
25年以上	〃 5月分

f. 労災補償

1951年法律第2号によって、労働者の災害の補償に関する使用主の義務が定められている。使用主は、業務上の疾病について補償を使なう義務がある。

補償内容は次のとおりである。

- ① 自宅または病院までの交通費
- ② 治療費 (災害時から治癒時までの薬品・技師の支給を含む)
- ③ 死亡の葬の葬儀代
- ④ 一時障害の場合には、1日当り日給の100%。ただし、障害期間が120日を超える時は超える部分について日給の50%。
- ⑤ 永久一部障害と医師が認めた際には、④の給付終了後、1日当り日給の一定割合が支給される。
- ⑥ 永久障害の程度が今後の就労を不可能にする程度のものであると医師が判断した際には、④の終了後、1日当り日給の50%、他人からの扶助を必要とする場合は70%が支給されなければならない。
- ⑦ 死亡の場合には、遺族手当が故人の収入によって生計を維持していた給付対象者に対してのみ支給される。この場合、使用者の支払総額は、日給の60%を限度とされる。

る。

なお、災害や本人の故意による場合、本人が使用者の指定する医師の診断、検査、治療を拒否した場合（危険な手術の拒否を除く）、本人が他の場所に移動したため、使用者の指定する医師が救護措置をとれなかった場合には、使用者に補償義務はない。また、本人がアルコール、麻薬中毒であった場合、本人、遺族に労災保険・寡婦年金、孤児年金の交付があった場合には、補償額の減額が認められる。このほか同法により、使用者は災害発生後48時間以内に届出を行なう義務がある。

g. 健康保険

67年労働省令第3号により、疾病、妊娠、出産、死亡を対象とした保険制度が設けられている。掛金は、使用者が月給の5%、労働者が1%で、資金は社会福祉基金にプールされ、労働者または家族の疾病、妊娠、生産、死亡に際し給付される。しかしながら強制加入でないため、一部の大企業・政府機関を除いては、まだ一般的に普及していない。

(4) 外国人雇用制限

雇用面については、従来通りインドネシア人による遂行が不可能な職種に限って外国人の雇用が認められるが、人数、雇用期間が制限される。

1974年4月18日、「外国人労働者の雇用制限に関する大統領決定」が発表された。これによると外国人雇用について、外国人の就労を禁止する職種、一定期間外国人が就労し、その後インドネシア人に交替すべき職種、それに一定期間外国人労働者に開放されている職種の3つに分け、さらに、外国人労働者を雇用している企業は、一定期間後にインドネシア労働者に交替させるため教育訓練を実施しなければならず、その期間を超えて雇用した場合、教育訓練義務課徴金を支払わなければならなくなった。

この大統領決定に伴い各分野で具体化の法令が発表されているが、各法令は教育訓練義務課徴金について外国人1人当たり1カ月につき100米ドルの納入を義務づけた。

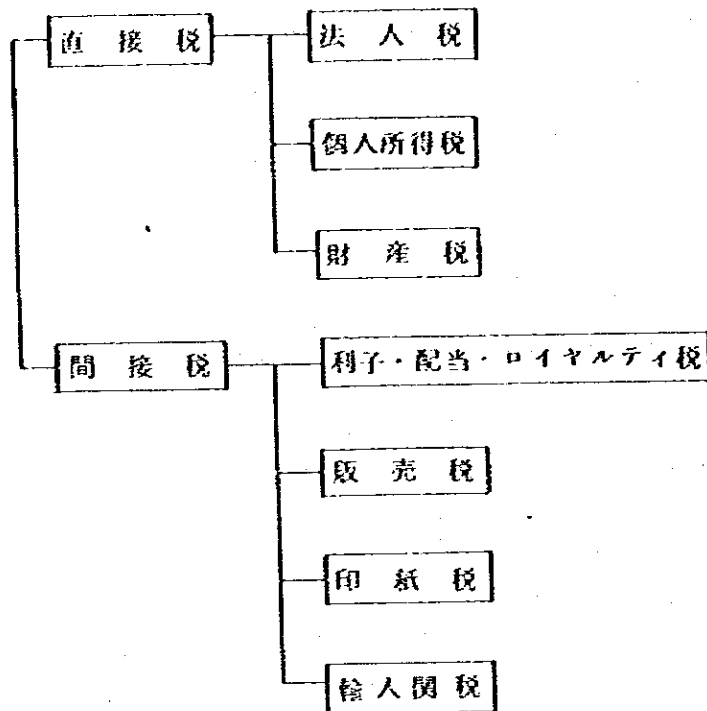
農林業、繊維、石油、天然ガス、鉱山業、商業、貿易業については、外国人就業細則が決められている。

この段階で明確になったのは、外資はあくまでもインドネシアの経済発展に補完的な役割を果たすよう、求められることになったという状況である。

5. 税 制

(1) 税 体 系

表V-8 インドネシア、税体系



(2) MPS・MPO制度

a. MPS (納税義務者自己申告制度)

「自己の法人税の前払い」として、「毎月売(サービスを含む)の一定率」を、(月次損益の動向や累積欠損の存在等は無関係に)自ら計算し、翌月15日迄に自主的に国庫へ納入・同20日迄に納入状況について定められた様式により当局へ報告する制度である。MPS税率は、総売上高の1%が一般的である。

b. MPO (源泉徴収制度)

「商取引の相手方の法人税の前払い」として、「税務当局から指定を受けた取引当事者」が、取引の相手方より「売上高とは別に売上高の一定率」を徴収し、翌月7日迄に国庫へ納入、同20日迄に納入状況について定められた様式により当局へ報告する制度である。MPO税率は総売上高の1~2%が一般的である。1年間のMPOは年度末に調整される。

(3) 法人税

表V-9 インドネシア、法人税

適用条件		税率	20%	30%	45%
一般		年間課税所得 25百万ルピアまで		次の50百万ルピアまで	75百万ルピア超過分
公認会計士監査済企業			100百万ルピアまで	次の250百万ルピアまで	350百万ルピア超過分
株式公開企業	20%以上公開		200百万ルピアまで	次の350百万ルピアまで	550百万ルピア超過分
	35%以上公開	a.	300百万ルピアまで	次の450百万ルピアまで	750百万ルピア超過分
		b.	10百万ルピアまで	10百万ルピア超過分は35%	
	51%以上公開	a.	450百万ルピアまで	次の600百万ルピアまで	1050百万ルピア超過分
		b.	10百万ルピアまで	10百万ルピア超過分は25%	

(注) 株式公開企業(35%以上)は、a. b. の選択可

インドネシア法人に対しては、全世界における全ての所得に対して課税される。

これに対して、外国法人支店等に対しては、インドネシア国内における企業活動によりもたらされた収益、すなわち所得源泉がインドネシア国内に存する所得についてのみ課税が行われる。

控除対象経費は、①費用、②減価償却費、③資産再評価益、④繰越損失である。

表V-10 インドネシア、減価償却用法定耐用年数

		農・林・漁・牧畜・鉱・工・交通業	左記以外の業務	
建物	ゲストハウス	償却不可	償却不可	
	居住用	永久建築	27~50年	同 左
		半永久建築	20~40年	同 左
		木造建築	10~15年	同 左
	その他	永久建築	15~40年	40~50年
		半永久建築	10~15年	15~40年
		木造建築	8~12年	10~10年
家具、事務用機器		5~10年		
陸上交通車輛		5~10年		
海上交通船舶		10~12年		
航空機		7~10年		
操業準備費		5~10年		
上記以外のもの		農・林・漁・牧畜業	16~25年	
		鉱・工・交通業	8~12年	

(4) 個人所得税

a. 課税対象

- ① インドネシア居住者（12か月以上滞在の外国人も含む）に対しては、国内外を問わず、全所得に課税。
- ② 非居住者については、インドネシアに源を発する所得を対象とする。
課税対象には、現金給与のみならず、現物給与、住宅等の会社負担も含まれる。
なお、居住者扱いを受ける外国人に対しては、国籍別、職階別の賃金表が税当局によって作成されており、この表によって査定される。

b. 控除

- ① 給与所得控除・・・給与総額の10%
- ② 基礎控除・・・1年、24万ルピア
- ③ 配偶者控除・・・1年、24万ルピア
- ④ 扶養家族控除・・・1人、1年、12万ルピア（5人まで）
- ⑤ 生命保険料・・・給与総額の10%または年額24万ルピアのいずれか小さい方
養老年金加入料 を越えない範囲

表V-11 インドネシア、個人所得税

（単位：ルピア）

課税所得（年額）	年間税額	課税所得が100増すごとの年間増加税額
0	0	5
240000	12,000	6
480000	26,400	7
720000	43,200	8
960000	62,400	9
1,200,000	84,000	10
1,500,000	114,000	12
1,800,000	150,000	14
2,400,000	234,000	16
3,000,000	330,000	18
3,900,000	492,000	20
4,800,000	672,000	23
6,000,000	948,000	26
7,200,000	1,260,000	29
8,700,000	1,695,000	33
10,500,000	2,289,000	37
12,600,000	3,066,000	41
15,000,000	4,050,000	45
18,000,000	5,400,000	50

(5) 利子・配当・ロイヤルティ税

利子・配当・ロイヤルティの支払いに対しては、20%の源泉徴収税が課せられる。ただし、海外からのローンに対する利息については、特例で税率10%になっている。

納税義務は支払い側が負っており、課税は発生主義で行われる。

6. 外国為替管理

1970年4月以降、原則自由を建前としており、規則は各種の政令、通達によって行われている。

a. 規制のない取引

- ① 一般外貨送金の受取りおよび支払い。
- ② 資本取引（資本、利益、配当、利子、ロイヤルティの送金を含む）
- ③ 輸入、役務提供にかかわる対外支払。
- ④ 私企業（含民間合弁会社）による海外からの1年未満の外貨ローン借入（新規投資を除く）。
- ⑤ ルピア建、外貨建いずれの預金勘定開設。
- ⑥ 金の売買保持および輸入。
- ⑦ 外貨建証券の保持。

b. 規制されている取引

- ① 輸出代金のルピア転義務。
- ② 非居住者に対する貸付認めず。
- ③ 非居住者からの定期預金利息への20%源泉利子税付加。
- ④ 外国通貨の輸出入は要許可。
- ⑤ 銀行の海外インターバンク借入に制限あり。
- ⑥ 新規投資、およびそれに係る外貨ローン（親会社ローンも含む）はBKPM、中銀の事前許可必要。
- ⑦ 公企業による海外からの1年以上のローン借入。
- ⑧ 輸出・輸入に係る受取り、支払いは公認外国為替銀行を通じてのみ。
- ⑨ 金・金貨の輸出は原則禁止。
- ⑩ 外為銀行、金融会社に対する外貨建、非居住者宛債務額の15%準備金引当義務。

E. タイ

1. 外資政策

(1) 概 要

タイの外資に対する姿勢は、基本的には自由主義をとっている。タイは伝統的に外資、

外国人の商業活動、外国人の就労に対して開放的な姿勢をとり続けており、経済ナショナリズムの台頭があるものの、基本的な姿勢は今後とも変わらないものと考えられる。

1977年4月に新しい「投資奨励法」(The Promotion of Investment Act 1977)を公布し、従来以上に積極的な外資受入れの姿勢を明らかにし、外資系企業、合併企業、タイ国企業の区別なく「奨励対象事業」(Promoted Activities)に携わる投資家に等しく各種の優遇措置を供与している。

(2) 外資関係法規

1977年の「投資奨励法」を基本法として、その他に主な法規として外国人の就業分野を規制する「外国人職業法」、および外資の活動分野を規制する「外国人事業法」、奨励対象事業を規定する「投資奨励の対象業種リスト」などがある。

a. 投資奨励法(Promotion of Investment Act 1977)

本法は外資受入認可の権限を投資委員会に与えるとともに、奨励企業に対する各種特典、投資保証と保護などについて規定している。

本法で明確化される投資保証の主な内容は、

- ① 国は認可した奨励事業を国有化しない。
- ② 国は認可した奨励事業と競合する新規事業を営まない。
- ③ 国は認可した奨励事業の生産物、製品と同種、同類のものの販売を独占化しない。
- ④ 国は国家の開発および安全保障のために必要不可欠な場合を除き、認可した奨励事業の生産物、製品に対し価格統制を課さない、また、認可事業体は生産物、製品を輸出する許可を受けることができる。

投資委員会は首相が委員長を、工業大臣が副委員長を、その他委員としては、経済関係閣僚政府系機関の代表者、民間金融・産業界の代表を構成委員とする。そのため、従来より懸案事項となっていた各省庁間の意見調整、連絡の不徹底といった点が改善が期待できる。

また、「ワンストップサービスセンター」(one stop service center)という投資サービスセンターが投資委員会の本部内に新設され、タイへの投資に関する諸手続きを一括処理し、また、適切なアドレス、情報を与えられる体制となった。

サービスセンターでの主要サービス業務は次のとおり。

- (1) 工場の設立、建設、操業許可
- (2) 入国ビザの発行、就業許可証の発行
- (3) 医薬品、食品の製造、販売許可
- (4) 会社の登録、商標の登録

- (5) 機械類の登録
- (6) 関税の支払い、払い戻し
- (7) 外貨による国外送金

なお奨励業種については、奨励事業リストが作成されており、これについては奨励業種の項で述べる。

b. 外国企業規制法 (Alien Business Act 1972年制定)

外貨の進出を業種別に直接規制するもので、対象規制業種を3段階に分けて規制している。

なお本法で定める外国企業とは、次のいずれかである。

- 1) タイ国籍を有さない個人 法人
- 2) 資本の50%以上を外国人が所有する法人
- 3) 外国人による資本の出資額にかかわらず、株主、共同出資者、事業参加者の過半数を外国人が占める法人
- 4) 外国人を共同経営者、または経営者とする合資会社、または合名会社

リストA

リストAに属する事業活動は、タイ国民、タイ国企業に限定され、外国企業は、この事業を新規に行なうことができない。1972年11月26日現在、このリストAにある事業に従事している外国企業は、1974年11月26日までに営業を停止するか、またその株式の51%以上をタイ人が所有する合弁企業に転換しなければならない。

A 業種 (12業種)

農 業	① 米 作 ② 製塩 (石塩を含み、岩塩を除く)
商 業	① 地方農産物の国内商業 ② 不動産売買業
サービス業	① 会 計 ② 法 律 業 ③ 建 築 ④ 広 告 ⑤ 仲介人あるいは代理人 ⑥ 販売業務 ⑦ 理髪・調髪・美容
その他の事業	① ビル建設

リスト B

リスト B に属する事業活動を行なう企業で、株式の過半数を外国人が所有し、1972 年 1 月 26 日現在、営業していた企業は、将来も営業を続けることができる。ただし、外国人が株式の過半数を所有している場合は、新規にこのリスト B に属する事業活動を行なうことは認められない。

オイルパーム、ココナツの栽培は次表の農作に含まれ、これらの栽培事業を行なうのには原則として事業体の株式の過半数をタイ資本が所有することが要件となっている。

B 業種 (37 業種)

農 業	① 農 作 ② 造 園 (果実および野菜) ③ 養蚕を含む家畜飼育 ④ 林 業 ⑤ 漁 業
工業および手工業	① 精 米 ② 米および農作物からの製粉 ③ 砂糖製造 ④ 飲 料 (アルコール飲料と清涼飲料) 製造 ⑤ 製 氷 ⑥ 製 茶 ⑦ 冷 蔵 ⑧ 木材加工 ⑨ 金製品・銀製品・黒金製品・青銅製品 ⑩ 仏像の製造あるいは鋳造および備録製造 ⑪ 木材彫刻品製造 ⑫ 漆器製造 ⑬ 各種マツタの製造 ⑭ 石灰・セメント・セメント製品の製造 ⑮ 砕岩あるいは採石 ⑯ 合板・ベニヤ板・桧木板・板紙製造 ⑰ 衣料・靴の製造 (但し、輸出用を除く) ⑱ 印刷業務

	19 新聞の出版 20 絹紡績・絹織物・絹地捺染 21 絹布・絹糸・絹織製品の製造
商 業	① 各種小売業（但し、C業種に指定のものを除く） ② 鉱産物販売（但し、C業種に指定のものを除く） ③ 各種の食品、飲料の販売（但し、C業種に指定のものを除く） ④ 古物・骨董品・美術品の販売
サービス業	① 旅行代理業 ② ホテル業（但し、ホテル管理業を除く） ③ 法律に基づくサービス提供 ④ 写真撮影、現像および焼付 ⑤ 洗濯業 ⑥ 衣服の仕立て
その他の事業	① 陸上、水上あるいは航空による国内輸送

リストC

リストCに属する事業活動は、原則として外国人所有の企業には認められないとされるものの、商業登録局の許可制で、外資系企業の新規設立を認めている。オイルパーム、ココナツの搾油は下表にある植物油の搾出に該当する。

C 業種（14業種）

商 業	① 各種商品の国内卸売業（但し、A業種に指定のものを除く） ② 各種商品の輸出 ③ 動力機械、エンジンおよび工具の小売業 ④ 観光促進のための食品、飲料の販売
工業および手工業	① 封料製造 ② 植物油の搾出 ③ 絹竹製造・紡績（染色およびプリント化を含む） ④ ガラス容器製造（電球を含む） ⑤ 瀬戸物類の製造 ⑥ 書簡用紙、印刷用紙の製造 ⑦ 岩塩製造 ⑧ 鋳 業